

令和5年9月定例会

# 長和町議会会議録

令和5年 8月31日 開 会

令和5年 9月20日 閉 会

長 和 町 議 会

令和5年9月 議会関係日程表

令和5年8月31日招集

月	日	曜日	区 分	摘 要
8	17	木		12:00 一般質問締切日
	18	金		9:30 議会運営委員会
	19	土		
	20	日		
	21	月		
	22	火		
	23	水		
	24	木		
	25	金		
	26	土		
	27	日		
	28	月		
	29	火		
	30	水		
31	木	本 会 議	9:30 9月定例会開会（議案の上程）	
9	1	金	本 会 議	13:00 一般質問
	2	土	休 日	
	3	日	休 日	
	4	月	本 会 議	9:00 一般質問
	5	火	休 会	
	6	水	休 会	
	7	木	委 員 会	9:30 決算特別委員会（一般会計決算審議）
	8	金	委 員 会	9:30 決算特別委員会（一般会計決算審議）
	9	土	休 日	
	10	日	休 日	
	11	月	休 会	
	12	火	委 員 会	9:30 総務経済常任委員会
	13	水	委 員 会	9:30 社会文教常任委員会
	14	木	休 会	
	15	金	休 会	
	16	土	休 日	
	17	日	休 日	

	18	月	休 日	
	19	火	休 会	
	20	水	本 会 議	9:30 議会再開（委員長報告・質疑・討論・採決・閉会）

会期 2 1 日間

第 1 号

( 8 月 3 1 日 )

## 議 事 日 程

令和 5 年 8 月 3 1 日  
午前 9 時 3 0 分 開会  
長 和 町 議 会 議 長

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 8 号 例月出納検査結果報告
- 日程第 4 報告第 9 号 議員派遣結果報告
- 日程第 5 報告第 10 号 損害賠償に係る専決処分の報告について
- 日程第 6 報告第 11 号 株式会社長門牧場第 57 期決算について
- 日程第 7 報告第 12 号 株式会社長門牧場第 58 期事業計画について
- 日程第 8 発議第 2 号 長和町決算特別委員会の設置について
- 日程第 9 長和町決算特別委員会の委員の選任について
- 日程第 10 長和町決算特別委員会の正副委員長の互選結果について
- 日程第 11 報告第 13 号 令和 4 年度長和町学校教育振興基金の運用報告について  
(町長提出)
- 日程第 12 報告第 14 号 令和 4 年度長和町交通安全対策基金の運用報告について  
(町長提出)
- 日程第 13 報告第 15 号 令和 4 年度長和町共済等推進基金の運用報告について  
(町長提出)
- 日程第 14 報告第 16 号 令和 4 年度長和町地域福祉基金の運用報告について  
(町長提出)
- 日程第 15 報告第 17 号 令和 4 年度長和町福祉医療費資金貸付基金の運用報告について  
(町長提出)
- 日程第 16 報告第 18 号 令和 4 年度長和町奨学基金の運用報告について  
(町長提出)
- 日程第 17 報告第 19 号 令和 4 年度長和町国民健康保険事業基金の運用報告について  
(町長提出)
- 日程第 18 報告第 20 号 令和 4 年度長和町国民健康保険高額医療費資金貸付基金の運用  
報告について  
(町長提出)
- 日程第 19 報告第 21 号 令和 4 年度長和町振興公社振興基金の運用報告について

- (町長提出)
- 日程第20 議案第44号 令和4年度長和町一般会計決算の認定について  
 (町長提出)
- 日程第21 議案第45号 令和4年度長和町国民健康保険特別会計(事業勘定)決算の認定について  
 (町長提出)
- 日程第22 議案第46号 令和4年度長和町国民健康保険歯科診療所事業特別会計決算の認定について  
 (町長提出)
- 日程第23 議案第47号 令和4年度長和町後期高齢者医療特別会計決算の認定について  
 (町長提出)
- 日程第24 議案第48号 令和4年度長和町介護保険特別会計決算の認定について  
 (町長提出)
- 日程第25 議案第49号 令和4年度長和町同和地区住宅新築資金等貸付特別会計決算の認定について  
 (町長提出)
- 日程第26 議案第50号 令和4年度長和町観光施設事業特別会計決算の認定について  
 (町長提出)
- 日程第27 議案第51号 令和4年度長和町和田財産区特別会計決算の認定について  
 (町長提出)
- 日程第28 議案第52号 令和4年度長和町上水道事業会計決算の認定について  
 (町長提出)
- 日程第29 議案第53号 令和4年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計決算の認定並びに剰余金の処分について  
 (町長提出)
- 日程第30 決算審査報告
- 日程第31 報告第22号 令和4年度健全化判断比率について  
 (町長提出)
- 日程第32 報告第23号 令和4年度資金不足比率について  
 (町長提出)
- 日程第33 令和4年度健全化判断比率及び令和4年度資金不足比率の審査報告
- 日程第34 議案第54号 長和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について  
 (町長提出)

- 日程第 3 5 議案第 5 5 号 令和 5 年度長和町一般会計補正予算（第 7 号）について  
（町長提出）
- 日程第 3 6 議案第 5 6 号 令和 5 年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算  
（第 2 号）について  
（町長提出）
- 日程第 3 7 議案第 5 7 号 令和 5 年度長和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）  
について  
（町長提出）
- 日程第 3 8 議案第 5 8 号 令和 5 年度長和町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）につい  
て  
（町長提出）
- 日程第 3 9 議案第 5 9 号 令和 5 年度長和町同和地区住宅新築資金等貸付特別会計補正予  
算（第 1 号）について  
（町長提出）
- 日程第 4 0 議案第 6 0 号 令和 5 年度長和町観光施設事業特別会計補正予算（第 2 号）に  
ついて  
（町長提出）
- 日程第 4 1 議案第 6 1 号 令和 5 年度長和町和田財産区特別会計補正予算（第 1 号）につ  
いて  
（町長提出）
- 日程第 4 2 議案第 6 2 号 令和 5 年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計補  
正予算（第 1 号）について  
（町長提出）
- 日程第 4 3 意見書案第 2 号 「改正マイナンバー法を見直し、健康保険証の継続」を求める  
意見書  
（議員提出）
- 日程第 4 4 委員会付託について
- 散 会

令和5年長和町議会9月定例会（第1号）

令和5年8月31日 午前 9時30分開会

出席議員（10名）

1番	阿部由紀子	議員	2番	龍野一幸	議員
3番	荻野友一	議員	4番	佐藤恵一	議員
5番	田福光規	議員	6番	羽田公夫	議員
7番	原田恵召	議員	8番	小川純夫	議員
9番	渡辺久人	議員	10番	森田公明	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	羽田健一郎	君	副町長	高見沢高明	君
教育長	藤田仁史	君	総務課長	藤田健司	君
企画財政課長	宮阪和幸	君	建設水道課長	龍野正広	君
こども・健康推進課長	小林義明	君	町民福祉課長	藤田孝	君
情報広報課長兼会計管理者	上野公一	君	産業振興課長	中原良雄	君
教育課長	笹井佳彦	君	地球温暖化・景観対策担当課長	西田裕康	君
総務課長補佐	遠藤剛	君	代表監査委員	丸山淳子	君

議会事務局出席者

事務局長	米沢正	君	議会事務局書記	齊藤照恵	君
------	-----	---	---------	------	---



◎開会の宣告

○議長（森田公明君） おはようございます。

定数、定刻ともに至りましたので、令和5年長和町議会第3回定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（森田公明君） 日程第1 会議録署名議員の指名について、会議規則第127条の規定に基づき、議長において、2番、龍野一幸議員、4番、佐藤恵一議員の両議員を指名いたします。

---

◎日程第2 会期の決定

○議長（森田公明君） 続いて、日程第2 会期の決定についてお諮りいたします。

会期につきましては、8月18日開催の議会運営委員会において、別紙のとおり決定しておりますので、議会事務局長より報告いたします。

米沢議会事務局長。

○事務局長（米沢 正君） おはようございます。

それでは、議会の日程を申し上げます。

お手元の議案書1ページを御覧ください。

8月18日に開催されました議会運営委員会におきまして、会期が決定いたしました。

本日、9月定例会の開会となります。

9月1日、一般質問が3名の議員の方からございます。

9月4日、一般質問が4名の議員の方からございます。

9月7日、9月8日にかけて、決算特別委員会、一般会計の決算審査でございます。

9月12日、総務経済常任委員会、9月13日、社会文教常任委員会をそれぞれ開催いたします。

9月20日、議会が再開されまして、委員長報告、質疑、討論、採決、閉会という運びになっております。

会期は21日間となりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（森田公明君） ただいまの報告のとおり、本定例会の会期を本日8月31日から9月20日までの21日間とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 異議なしと認め、本定例会の会期は本日8月31日から9月20日までの

21日間と決定いたしました。

---

○議長（森田公明君）　ここで報告いたします。

本定例会に提出された案件は、報告第8号から報告第23号までの報告16件、発議第2号　長和町決算特別委員会の設置について1件、議案第44号から議案第53号までの令和4年度決算認定案10件、議案第54号　長和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について1件、議案第55号から議案第62号までの令和5年度補正予算案8件、意見書案1件、計37件であります。

これより会議に入ります。

---

◎日程第3　報告第8号　例月出納検査結果報告

○議長（森田公明君）　日程第3　報告第8号　例月出納検査結果について、丸山淳子代表監査委員から報告を求めます。

丸山代表監査委員。

○代表監査委員（丸山淳子君）　おはようございます。

それでは、例月出納検査結果の報告をさせていただきます。

議案書3－1ページになります。よろしく願いいたします。

報告第8号

令和5年8月31日

長和町長　羽田健一郎様

長和町議会議長　森田公明様

長和町監査委員　丸山淳子

〃　小川純夫

例月出納検査結果報告（令和5年度7月分）

例月出納検査結果、令和5年度7月分でございます。

令和5年8月28日、7月分の例月出納検査を実施した結果を地方自治法第235条の2第3項の規定により報告するものでございます。

詳細につきましては、次のページ以降を御参照頂ければと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（森田公明君）　報告を終わります。

---

◎日程第4　報告第9号　議員派遣結果報告

○議長（森田公明君）　次に、日程第4　報告第9号　議員派遣結果報告を議題とします。

議員派遣結果報告については、私から報告いたします。

お手元の議案書4-2ページから4-4ページに記載してありますとおり、7月4日に、令和5年度青木村・長和町議会議員研修会、7月14日に、令和5年度長野県町村議会議員研修会、8月2日から8月3日にかけて、令和5年度長和町議会議員視察研修会、行政視察に各議員が出席しております。

内容につきましては、ここに記載のとおりです。御参加頂き大変御苦労さまでした。

---

◎日程第5 報告第10号 損害賠償に係る専決処分の報告について

○議長（森田公明君） 次に、日程第5 報告第10号 損害賠償に係る専決処分の報告についてを議題とします。

この報告について、担当課長より報告を求めます。

宮阪企画財政課長。

○企画財政課長（宮阪和幸君） おはようございます。

それでは、議案書の5-1ページをお願いしたいと思います。

報告第10号 損害賠償に係る専決処分について報告をさせていただきます。

損害賠償の額を定め和解することにつきまして、地方自治法第180条関係の規定によりまして、報告をさせていただくものでございます。

5-2ページをお願いいたします。

今回、報告させていただきます損害賠償関係につきましては、令和5年6月23日付で専決処分のほうをさせていただいております。

相手方の住所・氏名につきましては、議案書に記載のとおりでございますので、よろしく願いいたします。

事故の概要につきましては、令和5年5月28日12時20分、相手方の車が、町道有坂武石線を走行中に道路舗装面の陥没により、左リアタイヤの側面に亀裂が入ったものでございます。

損害賠償額につきましては8,700円で、町が保険契約を締結しています株式会社損保ジャパンから、相手方の指定する口座のほうに支払われております。

報告につきましては以上です。

○議長（森田公明君） 報告を終わります。

---

◎日程第6 報告第11号 株式会社長門牧場第57期決算について

◎日程第7 報告第12号 株式会社長門牧場第58期事業計画について

○議長（森田公明君） 次に、日程第6 報告第11号及び日程第7 報告第12号は関連がありますので、一括して議題とします。

報告第11号 株式会社長門牧場第57期決算について及び報告第12号 株式会社長門牧場第58期事業計画について報告を求めます。

担当課長に報告をお願いします。

中原産業振興課長。

○産業振興課長（中原良雄君） それでは、報告第11号及び報告第12号につきまして、御報告させていただきます。

最初に、議案書の6-1ページをお願いいたします。

報告第11号 株式会社長門牧場第57期決算についてでございます。

令和4年3月1日から令和5年2月28日までの決算につきまして、地方自治法の規定により報告させていただきます。

6-2ページをお願いいたします。

令和4年度の売上でございますが、約6億4,100万円で、前年と比べまして約8,300万円の増収となっております。

新型コロナウイルス感染症も3年目となり、大分落ち着きを取り戻しつつある中で、牧場への来場者は、令和3年度に比べまして約3割増の11万人のお客様に来場頂けたと推測されるものでございます。

内訳は、酪農で搾乳量の増加と、11月から生乳代金の1キログラム10円の引上げに伴い、600万円の売上増となりました。

また、乳業売上も7,500万円増加いたしました。

コロナ感染症拡大以前の売上金額と比較いたしましても、最高の売上金額を達成いたしました。

営業利益、当期純利益の関係でございますが、ロシアによるウクライナ侵攻の影響を受けて、購入飼料費が1,900万円、光熱水費が1,200万円増加したこと、また、様々な資材の高騰等により、当期純利益はマイナス約4,900万円となりました。

6-3ページをお願いいたします。

部門別収支でございます。

総務部門、酪農部門、乳業部門の3部門で構成されていますが、総務部門以外は当期純利益はマイナスとなっております。

6-4ページから6-14ページにつきましては、後ほど、それぞれ御確認頂けたらと思いますので、よろしくをお願いいたします。

続きまして、報告第12号 株式会社長門牧場第58期事業計画につきまして、御報告させていただきます。

7-2ページをお願いいたします。

地代収入を除く売上目標といたしまして、5億4,000万円とし、売上目標の達成と収支の改善に努めてまいります。

重点事業計画といたしまして、経営改善に向けて乳牛の飼育等数を見直し、自給飼料の活用など、将来の牧場のあるべき姿を検討し、赤字経営からの脱却を図るため、長期計画を作成してまいりま

す。

次に、4月より製造原価の見直しを進め、卸売価格と小売価格の値上げを行いました。しかし、飼料価格の高止まり、光熱水費や他の資材費、流通経費の高騰などが営業利益を縮小させている状況において、引き続き、適正な製造原価を求めてまいります。

以下、重点事業計画につきましては、事業計画書のとおりでございますので、御確認頂けたらと思います。

報告につきましては、以上です。

○議長（森田公明君） 報告を終わります。

---

◎日程第8 発議第2号 長和町決算特別委員会の設置について

○議長（森田公明君） 次に、日程第8 発議第2号 長和町決算特別委員会の設置についてを上程いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

羽田議員。

○6番（羽田公夫君） 発議第2号 長和町決算特別委員会の設置についての御説明をさせていただきます。

それでは、議案書8—1ページを御覧ください。

長和町決算特別委員会の設置について、会議規則第14条の規定により提出するものであります。

議案書8—2ページを御覧ください。

名称、設置の根拠、目的は記載のとおりでございます。

委員の定数は8名で、議長、監査委員を除く議員全員でございます。

活動期間ですが、決算の審査終了までとなっております。

以上でございますが、御理解の上、御賛同頂きますようお願いいたします。

○議長（森田公明君） 提案理由の説明が終わりました。

ここでお諮りいたします。発議第2号は会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、本日審議したいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 異議なしと認め、発議第2号は本日審議することに決定いたしました。

発議第2号 長和町決算特別委員会の設置についてを議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより発議第2号を採決いたします。発議第2号を原案のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

したがって、令和4年度長和町一般会計決算につきましては、ただいま設置いたしました決算特別委員会において審査することといたします。

---

◎日程第9 長和町決算特別委員会の委員の選任について

○議長（森田公明君） 次に、日程第9 長和町決算特別委員会の委員の選任についてを議題といたします。

特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第2項の規定により、議長が会議に諮って指名いたします。

それでは、事務局長より読み上げます。

米沢議会事務局長。

○事務局長（米沢 正君） それでは、長和町決算特別委員会の委員の名前を読み上げます。

渡辺久人議員、原田恵召議員、羽田公夫議員、田福光規議員、佐藤恵一議員、荻野友一議員、龍野一幸議員、阿部由紀子議員。

以上でございます。

○議長（森田公明君） お諮りいたします。決算特別委員会の委員の選任につきましては、ただいまの朗読のとおりといたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（森田公明君） 異議なしと認め、特別委員会の委員をただいまの朗読のとおり指名いたします。

ここで暫時休憩いたします。そのままお待ちください。

休 憩 午前 9時46分

---

再 開 午前 9時48分

○議長（森田公明君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

---

◎日程第10 長和町決算特別委員会の正副委員長の互選結果について

○議長（森田公明君） 日程第10 長和町決算特別委員会の正副委員長の互選結果について議題とします。

互選された結果を事務局長より読み上げます。

米沢議会事務局長。

○事務局長（米沢 正君） それでは、長和町決算特別委員会の委員長及び副委員長の互選結果を読み上げます。

委員長、渡辺久人議員、副委員長、羽田公夫議員。

以上でございます。

○議長（森田公明君） 決算特別委員会の正副委員長の互選結果報告を終わります。

- 
- ◎日程第 1 1 報告第 1 3 号 令和 4 年度長和町学校教育振興基金の運用報告について  
(町長提出)
  - ◎日程第 1 2 報告第 1 4 号 令和 4 年度長和町交通安全対策基金の運用報告について  
(町長提出)
  - ◎日程第 1 3 報告第 1 5 号 令和 4 年度長和町共済等推進基金の運用報告について  
(町長提出)
  - ◎日程第 1 4 報告第 1 6 号 令和 4 年度長和町地域福祉基金の運用報告について  
(町長提出)
  - ◎日程第 1 5 報告第 1 7 号 令和 4 年度長和町福祉医療費資金貸付基金の運用報告について  
(町長提出)
  - ◎日程第 1 6 報告第 1 8 号 令和 4 年度長和町奨学基金の運用報告について  
(町長提出)
  - ◎日程第 1 7 報告第 1 9 号 令和 4 年度長和町国民健康保険事業基金の運用報告について  
(町長提出)
  - ◎日程第 1 8 報告第 2 0 号 令和 4 年度長和町国民健康保険高額医療費資金貸付基金の運用報告について  
(町長提出)
  - ◎日程第 1 9 報告第 2 1 号 令和 4 年度長和町振興公社振興基金の運用報告について  
(町長提出)
  - ◎日程第 2 0 議案第 4 4 号 令和 4 年度長和町一般会計決算の認定について  
(町長提出)
  - ◎日程第 2 1 議案第 4 5 号 令和 4 年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）決算の認定について  
(町長提出)
  - ◎日程第 2 2 議案第 4 6 号 令和 4 年度長和町国民健康保険歯科診療所事業特別会計決算の認定について

- (町長提出)
- ◎日程第23 議案第47号 令和4年度長和町後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- (町長提出)
- ◎日程第24 議案第48号 令和4年度長和町介護保険特別会計決算の認定について
- (町長提出)
- ◎日程第25 議案第49号 令和4年度長和町同和地区住宅新築資金等貸付特別会計決算の認定について
- (町長提出)
- ◎日程第26 議案第50号 令和4年度長和町観光施設事業特別会計決算の認定について
- (町長提出)
- ◎日程第27 議案第51号 令和4年度長和町和田財産区特別会計決算の認定について
- (町長提出)
- ◎日程第28 議案第52号 令和4年度長和町上水道事業会計決算の認定について
- (町長提出)
- ◎日程第29 議案第53号 令和4年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計決算の認定並びに剰余金の処分について
- (町長提出)
- ◎日程第30 決算審査報告
- ◎日程第31 報告第22号 令和4年度健全化判断比率について
- (町長提出)
- ◎日程第32 報告第23号 令和4年度資金不足比率について
- (町長提出)
- ◎日程第33 令和4年度健全化判断比率及び令和4年度資金不足比率の審査報告
- ◎日程第34 議案第54号 長和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- (町長提出)
- ◎日程第35 議案第55号 令和5年度長和町一般会計補正決算(第7号)について
- (町長提出)
- ◎日程第36 議案第56号 令和5年度長和町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)について



(町長提出)

◎日程第37 議案第57号 令和5年度長和町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について

(町長提出)

◎日程第38 議案第58号 令和5年度長和町介護保険特別会計補正予算(第1号)について

(町長提出)

◎日程第39 議案第59号 令和5年度長和町同和地区住宅新築資金等貸付特別会計補正予算(第1号)について

(町長提出)

◎日程第40 議案第60号 令和5年度長和町観光施設事業特別会計補正予算(第2号)について

(町長提出)

◎日程第41 議案第61号 令和5年度長和町和田財産区特別会計補正予算(第1号)について

(町長提出)

◎日程第42 議案第62号 令和5年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計補正予算(第1号)について

(町長提出)

○議長(森田公明君) 日程第11 報告第13号 令和4年度長和町学校教育振興基金の運用報告についてから、日程第42 議案第62号 令和5年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計補正予算(第1号)についてまでを一括して上程いたします。

全議案について、町長より提案理由の説明を求めます。

羽田町長。

○町長(羽田健一郎君) 皆さん、おはようございます。

本日、ここに長和町議会9月定例会を招集いたしましたところ、大変お忙しい中、議員全員の御出席を賜り、開会できますことに心より感謝を申し上げます。

さて、今年度もはや5か月が過ぎようとしております。今年の夏は、梅雨明け以降、熱中症警戒アラートも多く発出され、同時に、危険な暑さとともに各地で記録的な猛暑日が連日続いております。これはこれから迎えます実りの秋の農作物への影響が非常に憂慮され、その動向も注視されるところでございます。

あわせて、お盆前に発生した台風第7号の影響により、山陰地方の線状降水帯の発生により、記録的短時間大雨で大きな被害をもたらしました。幸い、ここ長和の里は、ここまで大雨による被害を受けることなく過ごすことができましたが、これから台風シーズンを迎えますので、豪雨災害な

ど有事の際を想定した万全の準備をしっかりとした体制により対策を行ってまいりたいと考えているところでございます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、この5月から、感染症法上の分類が変更になり、個人の選択を尊重し、自主的な取組をベースとした対応に変わり、コロナ禍からの正常化の動きは拍車がかかり、4年ぶりに開催されましたイベントや夏祭りなどにより、生き生きとしたにぎわいを取り戻したシーンが各地で見られました。

長和町におきましても、4年ぶりに和田宿宿場まつりが開催され、多くの参加している皆様の笑顔に接することができ、皆、満喫しているさまがとてもまぶしく見えるところでございました。

反面、5月以降、比較的にほぼ横ばいで推移しておりました新型コロナウイルス感染症につきましては、お盆以降、医療機関や社会福祉施設などの集団感染による増加もあり、直近の定点当たりの患者届出数は9週連続の増加となり、入院者数が医療警報発出の目安である300人を超過したため、5類移行後、初めてとなる独自の医療アラートが、この29日に発出されたところでございます。これは、5類移行前の医療特別警報に匹敵するもので、医療機関にも負担がかかりつつあります。

これからまた秋の観光シーズンを迎えるわけではありますが、新型コロナウイルス感染症ワクチンの秋開始接種につきましては、町では、生後6か月以上で接種を希望する全ての方に、10月下旬より現在の流行主流株であるオミクロンXBB対応ワクチンの接種を行うよう準備を進めております。

高齢者の皆様は、春と秋の年2回、その他の皆様は秋1回の接種となりますので、よろしく願いを申し上げますとともに、引き続きの感染対策と、より一層の感染防止に努めていただきますよう、皆様の御協力を心よりお願いするものでございます。

ロシア軍による突然のウクライナ軍事侵攻から、早くも1年半が過ぎました。戦線は膠着状況が続き、終戦がますます見通せない状況となっております。この侵攻は、原油の高騰や物価の上昇など、世界経済にも大きな影を落としており、大変憂慮するところでございますが、幼い子供たちなど、社会的弱者が戦禍に巻き込まれる報道を目の当たりにするたびに、心が痛むところでございます。この愚行の一日も早い終結を心から切に願うものであります。

今議会は、令和4年度決算について認定を頂く議会でもありますので、昨年度の各事業の実績を基に、所信の一端を述べさせていただきたいと思っております。

まず、総務課に関係する事業ですが、公共交通の確保では、今後もより利用しやすい運行を心がけてまいります。

危機管理関係では、消防団と資機材の充実や自主防災組織の設置を進めておりますが、引き続き積極的に推進し、住民の災害に対する意識向上を図ってまいります。

町税の関係でございますが、令和4年度の町税収入額は、約7億4,800万円と、前年度比4.5%の増となりました。

また、収納率の点では全体で96.3%と、前年度より0.2%減となりましたが、引き続き、適切な収納に努めてまいりたいと考えております。

次に、企画財政課に関する部分ですが、町の令和4年度一般会計歳出決算額は、約71億1,100万円となりました。

収入決算額は、約72億6,900万円となっており、翌年度への繰越財源を差し引いた実質収支は、約1億3,700万円となりました。

しかしながら、これは1億6,000万円を超える財政調整基金などの取崩しを行って事業の実施に充てた結果であり、令和4年度は、令和3年度決算に伴う決算積立て2億3,000万円の財政調整金への積立てを行っておりますが、少子高齢化の進行等に加え、新型コロナウイルス感染症による社会情勢の変化、また、ロシアのウクライナ侵攻に伴う物価高騰により、今後も大変厳しい財政運営が続くと思われまます。

これからも、一層の創意工夫に富んだ財政運営の取組に努めてまいりたいと考えております。

移住・定住に関しましては、さらに空き家バンク制度を充実させるとともに、シェアハウス機能を追加した田舎暮らし体験住宅を活用して、町の魅力を発信していきたいと考えております。

また、町営住宅の適切な管理や宅地分譲によって定住者の増加を図り、人口減少に歯止めをかけてまいりたいと考えております。

このほか、まち・ひと・しごと創生総合戦略などに基づく事業の推進も、さらに効果的な取組を図り、誰一人取り残さない持続可能な「しあわせ長和町」の実現、そして、町の活性化に努めてまいります。

次に、情報広報課の関係では、毎月発行しております広報ながわが、令和4年5月で200号を迎え、100号以降、これまでの主な出来事の特集記事を掲載するとともに、読者投票で決定した表紙のロゴタイトルの変更を行いました。

また、国が進める地域社会のデジタル化促進に伴う、自治体DX推進計画に対応するため、町の推進本部、若手職員による本部会を立ち上げ、行政サービスのデジタル化に向けた検討を始め、新しい情報発信ツールの地域アプリの開発やタブレット等を活用した書かない窓口の導入準備に着手し、両事業とも、国のデジタル田園都市国家構想交付金の事業採択を受けました。

次に、町民福祉課の関係では、各係とも関係機関等と連携を図り、適正に事業を実施いたしました。

その中で、窓口係では、各種証明書のコンビニ交付サービスシステムの構築を図り、令和5年2月よりサービスを開始いたしました。

福祉係、高齢者支援係、生活環境係では、新型コロナウイルス感染症の影響や、電力・ガス・食料品等価格高騰に対する支援として、低所得者世帯、福祉サービス提供事業者等に各種交付金を給付させていただきました。

また、町では、2022年8月29日に気候非常事態宣言をし、地球温暖化対策に取り組むため

の地方公共団体実行計画策定に向け、環境省所管の補助金申請を含め、地球温暖化対策に向けてのスタートを切りました。

このほか、4つの特別会計においても、関係機関等と連携を図り、適正な運営を行ってまいりました。

住民の皆様、そして高齢者、障がい者や、その家族からの相談や要望、また、住民の皆様の生活に直接関わる各事業を通じ、住み慣れた地域、長和町で、安心・安全に生活できるよう努めました。

次に、こども・健康推進課の関係でございます。

令和4年度は、ながと・和田両保育園合わせて、127名の園児が元気に保育園生活を送りました。

心豊かに健やかに成長できるよう、子供主体の保育を行うとともに、小学校や地域のつながりを大切にし、個別支援や家庭支援につきましても、関係機関等と連携しながら取り組んでおります。

子育て支援関係では、子供は町や地域の宝として切れ目のない子育て支援事業の実施や、支援センターの運営、児童手当の給付、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するための特別給付金を支給いたしました。

また、健康づくり関係では、健康はみんなの願いであり、みんなの幸せであることから、自分の健康への関心を高めるとともに、健診など各種保健事業を行っております。

変異株の出現により、第8波までの感染拡大を繰り返した新型コロナウイルス感染症の令和4年度ワクチン接種につきましては、12歳以上のオミクロン株対応2価ワクチン等の追加接種、小児の追加接種、乳幼児の初回接種を行いました。

このほか、令和3年度から5年度まで3年間において、信州大学医学部健康推進学講座を設置し、肝臓の病気の早期発見・治療により、町全体でウイルス性肝炎撲滅を目指す取組を行っており、令和5年4月現在において、20歳以上の約5割の方の血液検査を行いました。通常の健診では、肝炎検査は行われておりませんので、この機会に受検くださいますようお願いをいたします。

次に、産業振興課でございます。

最初に、農政関係でございますが、和田宿ステーションの道の駅化に向けて、トイレ等の改修工事を実施いたしました。

和田宿ステーションにつきましては、令和元年度に実施した売場拡張工事に併せ、今回、トイレ等の改修を実施したことにより、道の駅への登録申請を行い、2月末に道の駅に登録となりました。この9月23日に道の駅登録票伝達式及びオープンセレモニーを開催し、供用開始となる予定でございます。

林務係の関係につきましては、有害鳥獣駆除対策事業として、ニホンジカ914頭、イノシシ23頭を捕獲し、農産物被害の抑制に努めました。

また、林業施設災害復旧として、繰越事業となっていました台風19号豪雨災害林道施設災害復旧工事のほか、令和3年8月豪雨林道施設災害復旧工事を実施いたしました。

商工観光関係では、地方創生臨時交付金を活用し、みんなで応援！長和の里地域いきいき券販売事業を実施いたしました。この事業は、消費喚起を促すため、1万円のいきいき券を6,000円で購入できるプレミア率の高いいきいき券の販売を行ったものでございます。

また、観光振興といたしまして、引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている観光業、飲食業等に対し、地方創生臨時交付金を活用し、様々な支援事業を実施いたしました。

株式会社長和町振興公社、株式会社マウント長和の関係につきましては、スキー場、ふるさとセンターを株式会社マウント長和へ指定管理の変更を行うとともに、振興公社が所有していた有形固定資産のうち、マウント長和へ指定管理変更した施設に関する資産を買い取り、マウント長和へ同額で売却をいたしました。

また、原油高騰等の影響により、温泉施設の入館料の値上げについて、温泉料金検討委員会を開催し、入館料の値上げを行いました。

次に、建設水道課の関係でございます。

国の交付金事業である防災安全交付金等による古町学校道線道路防災工事2工区、転落防止柵修繕工事など2事業を実施いたしました。

また、単独事業としては、地域の要望に応え、道路、四泊9号線道路改良工事等を実施してまいりました。

災害復旧事業に関しましては、令和4年度事業3か所と、事故繰越事業を23か所、合計約1億8,400万円を行ったところでございます。

また、農業用施設の災害費復旧費では、32か所で約3億4,400万円を執行いたしました。

上下水道関係では、上下水事業とも公営企業法適用となり、健全な経営に努め、経営基盤の強化を図ってまいります。

また、別荘関係につきましては、長和町直営別荘地経営委員会を定期的に開催しながら、管理運営について少数精鋭で行っております。

次に、教育課に関する部分ですが、長門小学校において169名の児童が、和田小学校では34名の児童が元気に学校生活を送りました。

GIGAスクール対応、ICT教育の推進のため、学習用ソフトの導入、電子黒板などの周辺機器の整備を引き続き行いました。

また、令和3年度、4年度、2か年の継続事業により、長門小学校外壁・屋根などの大規模改修工事を実施いたしました。予定していた全ての改修が終了いたしました。

古町コミュニティセンター建設事業については、住民の皆様の御意見を考慮しながら事業を進め、昨年8月竣工し、供用を開始しております。今後も、山の子学園共同村様と共に、地域共生社会の実現、地域の拠点施設としての多くの方に利用していただけるよう努めてまいります。

文化財の関係につきましては、長年にわたる取組により、中山道の長久保宿本陣跡が国の史跡に追加指定され、座敷棟の土地建物を国庫補助事業により、昨年度購入をいたしました。長久保宿

の景観整備を継続して進めてまいります。

黒耀石の関連につきましては、アフターコロナの中、日本遺産や各テレビ局での紹介が加わり、原始・古代ロマン体験館や黒耀石体験ミュージアムにおいて利用者が急増するなど、波及効果が見られる1年でもありました。

以上、令和4年度における各課の実施事業の実績を基に述べさせていただきました。

続きまして、令和4年度決算における町の財政指標の主なものについて説明をさせていただきます。

まず、実質公債費比率であります。今回は10.3%となり、前年度の11.4%から1.1ポイント減少をいたしました。

次に、将来負担比率であります。昨年度の57.3%から0.8ポイント増の58.1%となりました。

前年度と比較して、実質公債費比率は減少、将来負担支率は上昇しておりますが、双方とも財政健全化を図る基準を下回っておりますので、令和4年度決算における財政健全化の状況は、全て健全な状況であると言えます。

なお、健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、本議会に報告案件として提出させていただいております。後ほど、担当課長より説明をさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、議案第54号 長和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、引用します子ども・子育て支援等の改正による項ずれなどの改正をするものであります。

それでは、次に、補正予算7件につきまして、順次説明をさせていただきます。

最初に、議案第55号 令和5年度長和町一般会計補正予算（第7号）につきまして、主な内容を説明させていただきます。

歳出の関係では、総務費におきまして、空き家改修補助金の申請件数の増加に伴う増額補正、情報館関係の設備改修工事による増額補正等を計上させていただきました。

民生費の関係では、保育園児送迎時の保育園バスの児童置き去り防止装置に関する増額補正等を計上させていただきました。

衛生費の関係では、依田窪病院の電子カルテ更新に伴う町の健康管理システムの改修に伴う増額補正、丸子クリーンセンター焼却炉修繕工事に伴う上田地域広域連合負担金の増額補正等を計上させていただきました。

農林水産業費の関係では、長門牧場の乳製品加工処理施設修繕に係る補正、町単応急耕地事業に係る補償料の減額補正、秋駆除に係る松くい虫防除委託料の増額補正、鹿等の捕獲実績に伴う有害鳥獣駆除対策協議会補助金の増額補正等を計上させていただきました。

商工費につきましては、国・県の制度改正や対象者の見込み数に伴う、UIJターン就業・創業移住支援事業補助の増額補正、スポーツ庁の補助事業採択に伴う長和スポーツコミッションへ補助

金に関わる補正予算等を計上させていただきました。

土木費につきましては、舗装修繕や道路修繕に係る増額補正を、教育費につきましては、国庫補助事業の採択に伴う理科備品購入、和田小学校ランチルーム空調設置工事に係る補正予算、長久保本陣関係の補償料等に係る補正予算を計上させていただきました。

災害復旧費に関しましては、この5月及び6月の大雨により発生した農道や林道の災害復旧に関する補正予算等を計上させていただきました。

これらのほかに、4月の人事異動に伴う人件費の補正も計上させていただいております。

次に、歳入の関係ですが、最初に、地方交付税の関係につきまして、令和5年度の普通交付税の交付額が決定をしましたので、この関係の補正予算を計上させていただきました。

令和5年度の普通交付税額は26億9,378万円となっております。

その他の関係につきましては、主に歳出に伴う財源として、国・県支出金等の補正のほか、令和4年度決算に伴う繰越金に係る補正や、繰入金におきましては、財政調整基金繰入金の減額補正、森林環境譲与税及び有線放送施設改善基金繰入金の増額補正、起債額の減額調整に伴う町債の減額補正等を計上させていただいております。

以上、一般会計全体で1億948万3,000円の増額補正をお願いするものであり、補正後の予算総額は58億5,547万1,000円であります。

続きまして、議案第56号 令和5年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）についてから、議案第62号 令和5年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計補正予算（第1号）についてまでの特別会計及び事業会計の補正予算について、御説明を申し上げます。

これらの補正予算につきましては、令和4年度決算に伴う繰越金の補正が主なものになっております。

繰越金関係以外の主な補正といたしまして、国民健康保険特別会計におきましては、令和4年度の普通交付金の精算に伴う雑入及び償還金、給付金額の確定に伴う医療給付費、後期高齢者支援金、介護納付金に係る補正予算を計上させていただきました。

介護保険特別会計におきましては、基金からの繰入金及び国支払基金への償還金に関する補正予算を計上させていただきました。

公共下水道事業及び排水処理施設事業会計につきましては、グループホームの新設に伴う下水道本管新設工事及び新規公共ますの設置工事に係る補正であります。

以上、本定例会に提案させていただきました議案について、概要を説明させていただきました。詳細につきましては、御審議の際、それぞれ担当者より説明を申し上げますので、原案を御承認賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（森田公明君） 提案理由の説明が終わりました。

ただいま10時22分です。10時35分まで休憩といたします。

休 憩 午前10時22分

再 開 午前10時35分

○議長（森田公明君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

日程第11 報告第13号 令和4年度長和町学校教育振興基金の運用報告についてから、日程第29 議案第53号 令和4年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計決算の認定並びに剰余金の処分についてまでを一括して議題といたします。

報告第13号 令和4年度長和町学校教育振興基金の運用報告についてから、報告第21号 令和4年度長和町振興公社振興基金の運用報告についてまで、会計管理者より説明を求めます。

上野会計管理者。

○会計管理者（上野公一君） それでは、議案書の11—1ページからでございます。

地方自治法241条の第5項の規定によりまして、基金の運用報告をするものであります。

基金のうち、特定の目的を定めてある基金について定められておりますので、御報告をさせていただきます。

なお、内容につきましては、監査委員さんに御審議を頂き、8月28日に意見書を頂いておるところでございます。

では、おめくり頂きまして、11—2ページですが、まず、長和町学校教育振興基金1,250万円の基金でございます。

運用益を小学校図書等の充実の費用に充てるということで、4年度は2万8,000円を運用益として一般会計へ計上しております。

次に、12—1の交通安全対策基金の運用報告でございます。

12—2ページを御覧頂きまして、こちらは100万円の基金ですが、4年度は2,000円の運用益がございました。

それから、13—1ページ、長和町共済等推進基金の運用報告でありますがおめくり頂きました13—2ページ、長和町共済等推進基金523万9,430円の基金であります。これは、農業者等が加入するこの事業の推進、あるいは地場産業活性化施策の推進等に充てるという規定になっておりまして、4年度は1万2,000円の運用益がございました。

続きまして、長和町地域福祉基金ですが、14—2ページを御覧ください。

地域福祉施策の充実強化を図るため、4年度は運用益で44万3,000円と、グループホーム和田緊急避難通路整備工事に充てるため611万9,000円を取り崩し、年度末の残高は1億9,179万3,000円の残高になっております。

続きまして、福祉医療費資金貸付基金の運用でございます。

15—2ページをお開き頂きまして、こちらは貸付用の基金ですが、50万円の基金額でございます。4年度中の貸付けはなかったということで、50万円の残高でございます。



次は、長和町奨学基金の運用報告になります。

16—2ページをお開き頂きまして、限度額は1億2,000万円の基金でございます。

基金の移動状況の表の上の部分にあります。決算年度中増減額の欄の72万円の減ですが、4年度に奨学金の償還者がお亡くなりになったため、例規に従い償還免除の手続を行ったものであります。

また、表の下側で、4年度は39名の方から返済があり、現在、貸付期間の方は15名になります。償還据置期間中の方も含めた全体では、74名の方に貸付けを行っております。

現金そのものの残高といたしましては、一番右下にありますように5,156万5,000円の残高となっております。

続きまして、国民健康保険事業基金の運用報告でございます。

17—2ページをお開きください。

国民健康保険特別会計の財政調整的な基金であり、4年度中は700万円の決算積立てと1,500万円の取崩しを行いましたので、4年度末の現在高は1億3,808万3,624円となりました。

それから、同じく国民健康保険の高度医療費の資金貸付基金の運用報告でございますが、18—2ページを御覧頂きまして、これも300万円の基金を持っております。4年度は貸付け等がありませんでしたので、残高も300万円のままでございます。

最後に、長和町振興公社振興基金の報告でございます。

19—2ページを御覧頂きまして、これまでの基金としての1億円のうち、振興公社に9,500万円を貸し出していたわけですが、分社化に伴い全額返済を受けた後、振興公社の棚卸資産の購入費用として全額を取り崩し、令和5年3月に基金を廃止とさせていただきます。

以上、6つの基金につきまして御説明申し上げました。よろしくお願ひいたします。

○議長（森田公明君） 次に、日程第20 議案第44号 令和4年度長和町一般会計決算の認定についてから、日程第27 議案第51号 令和4年度長和町和田財産区特別会計決算の認定についてまで、会計管理者より概要説明を求めます。

上野会計管理者。

○会計管理者（上野公一君） それでは、お手元の議案書の20—1ページからでございます。

令和4年度の決算概要につきまして御説明を申し上げます。

1枚おめくり頂きまして、20—2ページをお開きください。

第1表として、一般会計、特別会計、全ての会計について、歳入歳出を一覧表にまとめてございます。

まず、表の一番上の行ですが、一般会計につきましては、令和4年度では、八王子市からの姫木自然の家の取壊し費用としての入金や、長和町振興公社分社化に伴う棚卸資産買入れなどにより、前年度と比較して増額となった決算状況となっております。

歳出決算額では、前年度より4億7,282万円多い71億1,150万円余りの決算額となっ

ております。

一方、それ以降の特別会計につきましては、交付金などの増減により変動はありますが、おおむね前年並みの決算額となっております。

それぞれ御覧頂ければと思いますが、表の一番下で一般会計、特別会計、合わせまして、90億7,492万円余りの歳出決算額となっております。

続きまして、20—3、20—4ページでございますが、一般会計についての歳入と歳出でございます。

まず、20—3の第2表の歳入でございますが、構成比の多い科目のみ申し上げます。

款の1町税につきましては、7億4,883万円ほどの金額になりました。構成比では10.3%となっております。

次に、款の10地方交付税ですが、30億4,651万円ということで、構成比では41.9%と一番大きなウェイトを占めている状況でございます。

次に、款の14国庫支出金ですが、前年に比べまして、9,588万円余りの減額となっております。前年度までに水路などの災害復旧工事が進み、4年度は農業災害復旧補助金などが減額となったことが主な要因でございます。

一方、款の18繰入金でございますが、こちらは前年度に比べまして、2億1,238万円余りの増額となっております。これは、財政調整基金などへの繰入金の増額に加え、4年度は振興公社振興基金の廃止に伴う1億円の繰入れなどがあったことが要因でございます。

最後に、款の21町債でございますが、臨時財政対策債などの減少により、総額で5億1,166万円となり、構成比では7.0%となっております。

表の一番下、歳入合計では、収入済額で72億6,926万円余りの決算になりました。

続きまして、20—4ページ、第3表、歳出でございます。

前年と比べまして大きく増額となったのは、農林水産業費、商工費、消防費であります。

まず、款の5の農林水産業費では、和田宿ステーション道の駅化事業トイレ改修工事を行いましたので、款全体では4,332万円ほどの増額になっております。

次に、款の6商工費では、姫木自然の家取壊し費用として八王子からの入金があった2億円を公共施設整備基金に積み立てたことや、新興公社分社化に伴う棚卸資産を約1億円で買い入れたことなどに伴い、3億553万円ほどの増額となっております。

款の9消防費は、広域に支払う常備消防負担金が人件費などの増加により1,400万円ほどの増額になり、款全体では3,875万円ほどの増額になっております。

全体で、一般会計の支出済額は71億1,150万円ほどになりました。

また、翌年度の繰越額は、2,027万円ほどになっております。

それと、不用額につきましては3億5,000万円ほどございます。この不用額につきましては、次の年への繰越金も見込んだ中での不用額でありますので、御承知頂ければと思います。

次に、20—5、20—6 ページが特別会計に関わる収入状況と執行状況でありまして、参考として財産区の状況も載せてございます。それぞれ御覧頂ければと思いますが、20—5、第4表の中ほどに特別会計の合計額がありますが、収入済額は20億5,782万円余り、前年比で2.1%ほど減少しております。

そして、20—6 ページ、第5表の歳出でございますが、同じく中ほどに特別会計全体の支出済額があります。19億6,341万円余りで、こちらも前年比で2.5%減となっております。

続きまして、20—7 ページの第6表ですが、決算積立額の一覧表ということで、これは一番下の行、地方自治法233条の規定、それから地方財政法も関係してくるわけですが、一般会計で7,000万円、国民健康保険特別会計で620万円、介護保険特別会計で2,900万円、観光施設特別会計で700万円、和田財産区会計で210万円を、それぞれ決算を御認定頂いた後に基金に積立てをすることでございます。

では、20—8 ページに移りまして、表の第7表、収入未済額でございます。

まず、上段の一般会計分でございますが、1の町税から始まりまして、分担金負担金、使用料及び手数料、財産収入、諸収入を合わせまして、4年度のトータルでは3,544万円ほどでございます。対前年比では8.0%の増となっております。昨年までの新型コロナウイルス感染症拡大による経済活動の低迷、価格高騰による企業収益の低下や家計の圧迫などが影響しているようにございます。

また、不納欠損金は252万円ほどになりました。

続きまして、下段の表が特別会計でございます。

2の国保会計から14の観光施設事業特別会計まで、4年度のトータルでは1億2,938万円ほどの収入未済額となっております。

次は、20—9 ページをお願いいたします。

第8表の町税の収入状況表でございます。

町民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税に分けまして、金額と収入率をお示ししてございますが、一番下の合計欄では、現年、滞納分を合わせまして4年度の収入率は96.3%、それから右側になりますが、3年度が96.5%ということですので、収入率は0.2%低下した状態となっております。

また、20—10 ページ、第9表ですが、国民健康保険税と後期高齢者医療保険、介護保険料の収入状況です。

まず、国民健康保険税につきまして、合計の欄の現年と滞納分を合わせた4年度の収入率は90.2%でした。前年度は90.4%でしたので、収入率は0.2%低下しております。

中段の後期高齢者医療保険料は99.7%、その下の表の介護保険料は98.9%という収入率となっております。

最後に20—11 ページ、第10表の年度末の基金の動向になります。

初めに、一般会計の基金でございますが、一番上の財政調整基金では、決算積立てや年度中の利子等の積立てを行いました。4年度は災害復旧工事の完了が進んだことなどから予算規模が縮小いたしましたので、取崩し額は1億6,665万円となり、17億6,700万円余りの残高となっております。

次に6番の公共施設整備基金では、姫木自然の家取壊し費用として八王子市から入金があった2億円を積み立て、やすらぎの湯源泉ポンプ入替え工事に521万円余りを充てております。

また、15番、地域福祉基金では、グループホーム和田緊急避難通路整備工事に611万円余り、19番の新町一体感醸成基金では、依田窪病院への負担金などに1億1,706万円余り、28番のふるさと納税基金では、寄附額が1,282万円、取崩し額は257万円で、基金残高は6,462万円ほどになっております。

37番の長和町新興公社新興基金は、新興公社より9,500万円の返済を受けた後、総額1億円を新興公社分社化に伴う棚卸資産購入費用に充て、4年度をもって基金を廃止いたしました。

38番の森林環境譲与税基金につきましては、1,084万円余りを町単の林業施設災害復旧工事業費に充てております。

その他の基金におきましても、利子と積立金の変動がございますが、それぞれ御覧の表のとおりでございます。

令和4年度末の一般会計基金残高の合計は、前年比1億6,748万円増の35億4,501万3,148円となっております。

続きまして、特別会計の基金の動向でございます。

初めに、国保事業基金ですが、決算積立てで700万円、取崩しで1,500万円を行い、年度末で1億4,108万円ほどの残高となっております。

観光施設特別事業会計につきましては、決算積立てで1,150万円、直営別荘地の管理運営に充てるため184万円ほどの取崩しを行いましたので、こちらは4,045万円ほどの残高となっております。

また、介護保険につきましては、決算積立てで4,700万円、取崩しで3,000万円を行い、基金残高は3,325万円ほどになっております。

最後に、和田財産区につきましては、令和3年度の立木売払い収入から1,650万円を決算積立てで行いましたので、7,729万円ほどの基金残高となっております。

以上、雑駁ではございますが、一般会計、特別会計の決算の概要説明とさせていただきます。

○議長（森田公明君） 次に、日程第28 議案第52号 令和4年度長和町上水道事業会計決算の認定について及び日程第29 議案第53号 令和4年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計決算の認定並びに剰余金の処分についてまで、建設水道課長より概要説明を求めます。

龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） それでは、議案書の20—12ページを御覧ください。

令和4年度公営企業会計決算概要書、長和町上水道事業会計の説明をさせていただきます。

令和4年度損益計算書水道事業費用は2億6,092万5,000円。右側へ行きまして、水道事業収益2億6,441万8,000円でございます。

左側の下段で、当年度純利益は349万3,000円の黒字となりました。この要因につきましては、収入は年々減少していますが、修繕工事等の維持管理を抑えたことによります。

続きまして、20—14ページを御覧ください。

令和4年度公営企業会計決算概要書、長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計の決算概要並びに剰余金の処分について説明させていただきます。

下水道事業費用4億4,872万1,000円、右側で下水道事業収益4億8,858万8,000円でございます。

左側下段を御覧ください。

当年度純利益3,986万7,000円の黒字となりました。この要因につきましては、維持管理費等を抑えたことによります。

続きまして、剰余金の処分については、20—15ページを御覧ください。

右側下段の資本の部、7、剰余金の(2)利益剰余金、イの未処分利益剰余金1億7,236万805円を公営企業債の償還に要する資金に充てるものでございます。

説明は以上でございます。

○議長(森田公明君) 決算の概要説明を終わります。

次に、日程第30 決算審査報告について、丸山淳子代表監査委員より報告を求めます。

丸山代表監査委員。

○代表監査委員(丸山淳子君) それでは、令和4年度事業決算審査の結果を報告させていただきます。

議案書の21ページをお開きください。

7月5日に収納状況審査、12日に事業現場監査、26日に基金運用状況の審査、7月25日から28日まで、一般会計、特別会計及び公営企業会計の書類審査等を実施して、全ての審査を行いました。

以上について、一般会計、特別会計については、歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書及び証書類、公営企業会計については、決算報告書、財務諸表、決算附属書類及び証書類を審査した結果、経理は収支ともに適正であるものと認められましたので、ここに御報告申し上げます。

詳細につきましては、次ページ以降の決算審査意見書を御参照頂ければと思います。

以上でございます。

○議長(森田公明君) 報告を終わります。

次に、各課長より、令和4年度各課の主要事業の実績について説明を求めます。

最初に、総務課関係について説明を求めます。

藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） それでは、町政白書に基づきまして御説明をさせていただきますので、白書をお願いいたしたいと思います。

総務課の関係につきましては、4ページからとなります。

まず、総務係の関係でございます。

○議長（森田公明君） しばらくお待ちください。

町政白書、4ページをお願いします。

それでは、お願いします。

○総務課長（藤田健司君） まず、職員数につきましては、事業とその成果にあります表の右下にございますが、職員数の推移を記載してございます。令和4年4月1日現在、91名となっております。5ページには、国家公務員給与との比較をいたしましたラスパイレス指数がございませけれども、ラスパイレス指数につきましては、98.2%という状況でございます。

6ページに参りまして、選挙の関係でございますが、昨年度につきましては、参議院議員の通常選挙、長野県知事選挙が執行されたところでございます。それぞれの執行日、事業費、投票率につきましては、表のとおりでございます。

7ページのほうをお願いいたします。

町営バス等につきましては、巡回バス、ワゴン車によります新公共交通体制での運行が2年目となっております。引き続き、皆様がより利用しやすい運行を心がけるとともに、デマンド交通について早急に取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

9ページをお願いいたします。

国際交流事業の関係でございますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大並びに、ウクライナ侵攻の長期化のために延期されておりましたオランダ、英国渡航をさらに1年間延期することといたしました。

また、長和町青少年黒耀石大使3期生・4期生、合計で16名によります長崎研修を実施いたしましたところでございます。

続きまして、11ページからの危機管理の関係でありますけれども、備品の整備を行いました。各分団の団員数並びに機械力の配置状況につきましては、表のとおりでございます。

12ページの防災対策関係でございますが、自主防災組織の設置に向けて、町民の皆様への災害に対する啓発を行うとともに、今後も積極的に組織の立ち上げを推進してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、14ページからの税務関係でございます。

町税の収入につきましては、7億4,883万円で、前年と比較いたしまして3,200万円ほどの増額、徴収率では全体で96.3%と0.2%の減となったところでございます。

新型コロナウイルスの影響等もありますけれども、引き続き、県などと連携を取りながら、徴収に取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

最後になりますけれども、20ページから23ページでございます。

大門、和田、長久保の3つの支所の関係を記載させていただいてございます。

大門支所をはじめ、いずれの支所におきましても、町民の皆様にとって身近な存在として、相談や住民票等の発行、財産区関連の業務を行っておりますので、引き続き、利用者の目線に立ち、丁寧な対応を心がけてまいりたいと考えておるところでございます。

総務課の関係につきましては、以上です。

○議長（森田公明君） 次に、企画財政課関係について説明を求めます。

宮阪企画財政課長。

○企画財政課長（宮阪和幸君） それでは、企画財政課関係の決算概要につきまして、同じく町政白書を基に説明させていただきます。

企画政課につきましては、まちづくり政策係、財政係、管財係の関係になりますが、最初に、まちづくり政策係の決算概要について説明させていただきます。

説明につきましては、ほかの係も同様でございますが、町政白書の（2）の事業とその成果を中心に説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

では、最初に、白書の24ページをお願いいたします。

まちづくり政策係の事業とその成果の関係です。

最初に、①の関係につきましては、移住交流事業の関係でございます。

上田地域定住自立圏を構成する市町村と連携して、長和町の魅力の発信に努めております。

25ページをお願いいたします。

②につきましては、田舎暮らし体験住宅の関係でございます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和3年度まで利用を停止していましたが、令和4年の5月から利用を再開しております。令和4年度につきましては、16組の方の利用があり、1組の移住へとつながっております。

また、单身の方の移住者の住居が少ないということで、令和5年度からシェアハウス機能を追加したシェア型移住体験施設として運用を開始するための条例改正につきまして、令和4年度で行っております。

③と④につきましては、空き家バンクの関係になります。

令和4年度につきましては、売買・賃借契約成立が13件という状況となっております。

また、空き家を購入・賃借して町外から移住した場合、建物の改修費と不要な家財道具の処分費用を補助する空き家改修費等補助につきましては、改修の補助が4件、家財道具処分の補助が1件となっております。

⑤につきましては、地域おこし協力隊の関係でございます。

令和4年度における地域おこし協力隊につきましては、隊員の皆さんがそれぞれのミッションと自身の定住に向けまして活動を行ってまいりました。それぞれ、町の皆さんとの関わり合いを持って、積極的な活動を継続していただいております。

⑥につきましては、町民手づくり事業の関係でございます。

住民の皆様が自らまちづくりのため、創意工夫して企画した事業に要する経費に対して補助するものでございますが、令和4年度につきましては、9団体に対して補助金のほうを交付しております。

次に、26ページをお願いいたします。

⑧が合併特例交付金、⑨がコミュニティ助成金の関係でございます。

合併特例交付金につきましては、古町コミュニティ振興事業といこいの丘公園整備事業に、あと、コミュニティ助成金につきましては、草刈り機の購入に充てさせていただいております。

飛びますが、12番につきましては、協働のまちづくりの推進の関係でございます。

町の教育委員会の主催事業でありますスポーツ講演会と共同で、まちづくり講演会として実施をさせていただきまして、参加された皆様に、企画財政課より協働のまちづくりの推進についての説明とアンケートを行いまして、154名の皆様から回答を頂いております。

次に、財政係の関係です。

28ページをお願いいたします。

(2)の事業とその成果の関係ですが、町の令和4年度一般会計決算につきましては、歳入が7億2,926万9,000円、歳出は7億1,150万4,000円となっております。前年度と比較しますと、歳入は約3億1,300万円、4.5%の増、歳出につきましては約4億7,200万円、7.1%の増となっております。

歳入歳出の決算額が増加した要因につきましては、歳入関係につきましては28ページに、歳出関係につきましては29ページのほうに記載してございますので、また御覧頂きたいと思っております。

翌年度の繰越財源を差し引いた実質収支の関係でございますが、1億3,749万3,000円となっております。

なお、令和4年度決算剰余金のうち7,000万円を財政調整基金へ決算積立てとして積立てのほうを行います。

令和4年度の歳入決算におけます地方交付税の関係でございますが、普通交付税、特別交付税ともに令和3年度決算と比較しますと、減額となっているところでございますが、歳入に占める構成割合は41.9%ということございまして、依然として、町の歳入につきましては地方交付税に依存している状況となっております。

基金の繰入金の関係でございますが、財政調整基金から約1億6,600万円、このほかに公共施設整備基金、ふるさと納税基金など、各基金から繰り入れて各事業のほうに充当のほうをさせていただいております。



次に、29ページをお願いいたします。

令和4年度の決算の町債の関係でございます。

借入額は5億2,686万2,000円となっています。

各起債ごとの内訳につきましては、この町政白書に記載してあるとおりでございますので、また御覧頂きたいと思っております。

起債関係の事業につきましては、必要な事業を精査した上で、起債を有効に活用し、財政負担の軽減を図るように努めてまいりました。

32ページから33ページにつきましては、令和4年度の決算状況をまとめたものを記載させていただいておりますので、また御覧頂きたいと思っております。

次に、管財係の関係でございます。

34ページをお願いいたします。

事業とその成果の関係でございます。

財産管理におきましては、引き続き、庁舎管理の効率化、維持管理費の縮減に努めてまいりたいと思っております。

その中で、①の電気料の関係でございますが、原油価格などの高騰の影響を受けまして、前年度比約43%と大幅な増額となっております。引き続き、節電などの対策に努めていきたいと考えております。

④のふるさと納税の関係でございますが、令和4年度のふるさと納税の利用状況につきましては、延べ476人の方から約1,280万円の寄附がございまして、全額をふるさと納税基金へ積み立てております。

また、旧和田中学校の跡利用の関係でございますが、(1)の現状の⑤のところに記載させていただきまして、令和4年度で跡利用に関係する一般公募を行っております。旧和田中学校の関係につきましては、2者、和田体育館の関係につきましては、1者の応募がございまして、跡利用候補者選定委員会で、それぞれ跡利用者のほうが決定されております。

36ページをお願いいたします。

公営住宅・町営住宅管理の関係でございますが、長門地区148戸、和田地区36戸の計184戸の住宅のほうを管理してまいりました。

入退居や維持補修など、適切な管理運営に努めております。今後も適正な管理に努めてまいりたいと思っております。

37ページをお願いいたします。

広域行政の関係でございますが、広域行政につきましては、令和4年度までの上田地域広域連合の広域計画の第5次の計画に基づきまして、白書の37ページから38ページの表にあります各種事務事業に共同で取り組んでいるところでございます。

次に、統計の関係になりますが、40ページをお願いいたします。

令和4年度につきましては、統計調査としまして、学校基本調査、経済センサスの基礎調査、就業構造基本調査、単位区の設定に関係します住宅土地統計調査の各指定統計調査を実施しております。

次に、42ページの地方創生の関係をお願いいたします。

43ページにかけての事業とその成果の①から③の関係でございますが、まち・ひと・しごと総合戦略、この推進につきまして、令和2年度から令和6年度までの5年間で第2期となる計画期間に入っております。この総合戦略に記載された事業を中心に、国の地方創生推進交付金や拠点整備交付金などを活用しながら、庁内各課、係との連携により、地方創生推進協議会におきまして効果検証を行い、地方創生を推進してまいりました。今後も同様に進めてまいりたいと考えております。

④のアートによる長和町活性化事業の関係でございます。

令和4年度におきましては、春先は新型コロナウイルス感染症の影響があり、学生の長和町への訪問ができないという状況から、町から提供した資料を基に、長和町の巡回バスであります「ながわごん」のバス停に着目した企画作成の取組について実施してまいりました。

⑥ですが、新型コロナウイルスの地方創生臨時交付金の関係でございます。

令和4年度におきましては、単独事業26事業、あと、国交補助事業2事業の合計28事業を実施しております。総事業費につきましては約1億8,600万円でありまして、この財源として、臨時交付金が約1億8,200万円充当をされております。これからも臨時交付金が交付される際は、交付金を活用して効果的な事業を実施していきたいと考えております。

企画財政課関係の決算概要の説明につきましては、以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（森田公明君） 次に、情報広報課及び会計課関係について説明を求めます。

上野情報広報課長兼会計管理者。

○情報広報課長兼会計管理者（上野公一君） それでは、私のほうから、情報広報課と会計課について御説明をさせていただきます。

まず、白書の46ページからの情報広報課関係から御説明を申し上げます。

初めに、広報紙の関係でございますが、毎月第1火曜日に区長様宛てに発送し、全戸に配布をいただいているところでございます。平均いたしますと、1月当たり32ページほどの広報紙となっておりますが、毎月開催しております広報委員会において、記事の内容やレイアウトなどを精査し、町民の皆さんが読みたくなる紙面づくりに努めております。

また、令和4年5月号で広報ながわが200号を迎え、100号以降、これまでの主な出来事の特集記事を掲載するとともに、東京女子美術大学にデザインを依頼し、読者投票で決定した表紙ロゴタイトルの変更を行いました。

おめくり頂きまして、47から48ページの情報システム関係でございます。

庁舎内のネットワークシステムの管理運用、情報セキュリティ対策の実施はもちろんのこと、国が進める地域社会のデジタル化推進に伴う自治体DX（デジタルトランスフォーメーション）を

推進するため、庁内に推進本部、若手職員による本部会を立ち上げ、県のITコーディネーター協会の協力も頂きながら、行政サービスのデジタル化、オンライン化に向けた事業実施の準備を進め、新しい情報発信ツールの地域アプリの開発とタブレットを活用した書かない窓口の導入、この両事業は国のデジタル田園都市国家構想交付金の事業採択を受けることができました。

ますます複雑化する情報ネットワーク業務に対応するため、現行システムの改修とともに、役場職員一人一人のICTスキルの向上が急務となっております。

続きまして、49ページからのケーブルテレビ関係でございます。

4年度末のケーブルテレビの加入者は2,514件、インターネットは694件の加入状況となっております。

以前から検討しておりますケーブルテレビの民営化については、委託先の候補として上がっていた振興公社において、懸案であったスキー場部門の分社化が完了し、新たな経営体制となりましたので、ケーブルテレビ審議会や振興公社あり方委員会などで、ケーブルテレビ業務の取扱いについて引き続き検討を進めてまいります。

情報広報課については、以上でございます。

次に、会計課の関係になりますが、白書、少し飛びます。244ページをお願いいたします。244ページ。

会計課では、一般会計、特別会計及び一部事務組合関係の出納事務、また財産区を含めた基金管理、運用、有価証券の管理を行っております。

出納事務では、歳入伝票が1万1,058件、歳出伝票が2万7,906件の処理を行いました。

今後も、規則や法令に従い適切な事務処理を行うとともに、さらに職員への周知を行い、誤りのないよう会計事務を執行してまいりたいと思っております。

また、金融機関を取り巻く経済環境の悪化により、振込手数料の有料化、値上げ等が相次いでおります。債権者ごとのまとめ払いの実施などで、支払い経費の節約に努めておりますが、今後は収納業務の効率化を目指し、キャッシュレス決済やオンライン収納などの方策も検討してまいりたいと考えております。

以上、情報広報課、会計課からは以上になります。よろしく申し上げます。

○議長（森田公明君） 次に、町民福祉課関係について説明を求めます。

藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） それでは、私から町民福祉課関係の一般会計と4つの特別会計の決算概要について御説明をさせていただきます。

白書の52ページをお開きください。

最初に、白書52ページからの窓口関係でございます。

戸籍住民基本台帳事務、マイナンバーカード交付関連事務、印鑑登録関連事務等について、常に適正、迅速な事務処理を行ってまいりました。

52ページ下段から54ページにかけまして、事業とその成果ということで、事務処理状況等を記載しております。

令和4年度に自治体サービスといたしまして、広域で戸籍等の各種証明書を交付するコンビニ交付システムを導入し、令和5年2月よりコンビニ交付のサービスを開始したところでございます。

令和5年2月、3月のコンビニ交付の実績は、53ページ、表の⑤証明書交付件数に記載のとおり、2か月間で132件となっております。また、当町のコンビニ交付におきまして、現在、誤交付等のトラブルはなく、スムーズにシステム構築をできたものではないかというふうを考えております。

続きまして、55ページ、国民年金でございまして。

年金事務につきましては、日本年金機構小諸年金事務所と連携をいたしまして、町は各種届出の受理等の窓口業務を担当しております。

事業とその成果ということで、被保険者数、保険料等を記載しておりますので、御確認をお願いいたします。

次に、56ページ福祉係の関係でございまして。

現在の社会情勢等から、様々な課題、支援に的確に対応していく必要があることから、福祉係の業務とその成果について主なものの説明をさせていただきます。

まずは、57ページ、障がい者福祉施策の推進ということで、現在、地域福祉計画、障がい者基本計画等に沿って地域福祉の推進、障がい福祉の推進を行ってまいりました。

同じく、57ページから59ページには、関係機関との連携状況を記載しております。

民生児童委員、福祉事務所、地域の福祉関係者と連携を図りながら、地域福祉の向上に努めてまいりました。

18歳までの子供に係る医療費の窓口完全無料化や母子・父子家庭、障がい者等への福祉医療給付事業につきましては、60ページ、⑦の福祉医療給付事業に記載をさせていただきました。早期適切な療養の促進と経済的負担の軽減を図っております。

総支給額は4,151万5,000円となっております。

障がい福祉関連施策のうち、障がい者等へのサービス提供につきましては、60ページの⑧障がい者自立支援給付費から、63ページの⑩障がい者程度区分認定関係事務に記載のとおりでございます。

障がいのある方の自己決定を尊重しながら、相談支援事業所の担当者が作成をいたしますサービス等利用計画により、サービスの決定、提供を行っており、利用実績等については御覧を頂ければと思います。

また、65ページ、コロナ禍そして電気・ガス・食料品等の物価高騰の社会情勢の中で、様々な困難に直面した方々に対しまして、国・県の交付金を活用した各種支援事業を実施しております。

令和4年度に実施をいたしました事業といたしましては、住民税非課税世帯等に対し一律10万

円を給付いたしました⑩住民税非課税世帯等に対する臨時給付金と、そのほか19、20、21に記載されております給付交付金等を活用した事業を実施しております。

事業内容、実績等については、56ページを御覧頂ければと思っております。

次に、68ページ、高齢者支援係の関係でございます。

現在、町の高齢化率は、令和4年10月1日現在、42.6%となっております。また、2025年に団塊の世代が75歳以上となることから、後期高齢者の割合も22から23%で推移をし、独居高齢者世帯、高齢者のみ世帯の増加、要介護認定者も500人前後で推移をしており、高齢者支援係では、高齢者の総合相談窓口として、高齢者やその家族からの多岐にわたる相談に対応をしているところでございます。

69ページからの事業とその成果では、相談業務事業に記載しておりますとおり、令和4年度の年間相談件数は1,968件となっております。

同じく、69ページからの町単独事業につきましては、地域の実情に応じて実施をしており、実績等は記載のとおりでございます。

次に、71ページの下段により記載をしております地域支援事業、介護保険特別会計での実施事業でございますが、①総合事業、ア、介護予防・生活支援サービス事業で、72ページに記載の虚弱な高齢者、フレイルの方が「少し前の自分に戻る」を目指しまして、短期集中的にリハビリ専門職による運動指導を実施する短期集中リハビリプログラムを、依田窪老人保健施設いこいへ委託をし、介護予防、重度化予防の取組をしているところでございます。

参加された皆様からは、終了時に歩行の安定、意欲の向上、運動習慣の定着など効果が見られており、実績は記載のとおりでございます。

同じく、72ページのイの一般介護予防事業につきましては、こちらも介護予防、重度化予防の事業を積極的に実施しております。

コロナ禍での感染対策の徹底を図りながら、専門職による高齢者訪問を行う介護予防訪問事業、元気アップ教室、はつらつ運動教室等、また、リハビリ専門職の派遣によります各種事業を展開しております。様々な事業を通じまして、介護予防の目的を周知することができており、その成果も少しずつではありますが、出てきているものではないかというふうに思っております。

次に78ページへ移らせていただきます。

生活環境係の環境衛生事業につきましては、空き家、EV充電器、犬・猫、河川水質検査、住宅用太陽光発電システム設置補助、大桜墓地公園、上田地域広域連合関連の清浄園、依田窪斎場と多岐にわたり適正な事務を実施しております。

事業とその成果につきましてはの詳細は、80ページ、81ページにわたり記載をしております。

その中で、80ページの上段、空き家に関しましては、令和3年度に職員が調査をした空き家・空き地につきましては、空き家等の実態調査業務を行い、空き家の危険度判定、位置情報の取得、所有者の特定等を行い、そして、システムの構築を行い、現在は協議会等に諮り、特定空き家の指定

に向け適正な事務処理を現在進めているところでございます。

次に、８３ページ中段からの清掃・塵芥処理事業といたしましては、一般廃棄物処理関係事業としまして、①から③、８５ページの④の不法投棄、⑤の丸子クリーンセンター、⑥生ごみ堆肥化処理施設、８６ページの⑦汚泥再生処理センター、こちらも多岐にわたり事業を実施しております。

事業とその成果ということで、８６ページから８９ページにわたり実績数値等を記載させていただきましたので、御確認をお願いいたします。

その中で、８６ページの①一般廃棄物処理の状況ですが、町民の皆様の御協力を得ながら、ごみの分別、リサイクル等に努めており、可燃ごみの処理量につきましては、令和４年度は９２６トン、②の生ごみの処理量は、８７ページに記載の令和４年度では６０．３トンの収集等を行っております。

次に、８８ページの③収集運搬業務についてですが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業を活用いたしまして、ごみ収集運搬委託事業者に対し、継続して収集運搬を実施するための燃料価格高騰に対する支援として、４事業者１０業務に対しまして、４０万６，０００円の補助を実施したところでございます。

同じく、８８ページ⑥生ごみ堆肥化処理施設、８９ページ、⑦汚泥再生処理センター施設の施設運営につきましては、施設の安定的な稼働のため、計画的な施設のメンテナンスの実施、管理委託先への継続的な指導、管理の徹底を図ってまいりました。

９０ページ下段からの公園管理事業では、いこいの丘公園、水明の里公園、長門水処理センター内公園の管理等、９２ページの花と緑のまちづくり費では、花壇整備、道路、河川等の環境整備を実施してまいりました。

事業とその成果につきましては、９１ページ、９３ページに記載をしておりますので、御確認を頂ければと思います。

続きまして、９４ページ中段からの防犯、９６ページ中段からの交通安全につきましても、それぞれ９５ページに刑法犯罪種別認知件数、９７ページに事故発生状況を記載しております。

今後も警察、防犯協会、交通安全協会、地域との連携等により、また、地域の実情を把握しながら、積極的な啓発等、必要な対策を行い、安心・安全なまちづくりにより、心穏やかな生活を送ることを目指してまいりたいというふうに思っております。

次に、９８ページからの１０、地球温暖化対策・景観対策につきましては、私の説明の後に担当課長より説明をさせていただきます。

一般会計最後の１００ページになります。

福祉企業センター係ですが、心身の理由等、また世帯の実情等により、就業能力、機会が限られている方に就労の場、技能習得の場として、定員３０名に対しまして、令和４年度末現在、２９名の方の御利用を頂いております。

今後も、新型コロナウイルス感染症対策の徹底を図りながら、利用者の方ができる仕事を安定的

に確保することが課題となりますが、引き続き、利用者の立場に立った事業運営に心がけてまいりたいというふうに思っております。

次に、保険係が担当します特別会計でございます。

ページ、少し飛びますが、252ページをお開き頂きたいと思えます。

それでは、特別会計について説明をさせていただきます。

最初に、国民健康保険特別会計ですが、現在、県も財政運営の責任主体に加わり、国民健康保険を運営しております。また、国保財政運営が都道府県単位化されたことによる県内の市町村の保険税水準の統一に向け、令和3年より実施しております資産割を段階的に廃止し、賦課方法を3方式とするため、令和4年度につきましても保険税の改定を行いました。

事業とその成果につきましては、253ページから256ページの各表を御覧ください。

253ページの①の被保険者加入状況ですが、下段のウ、年度別推計でもわかりますように、被保険者数につきましては年々減少傾向にあります。人口減少と年齢到達によります後期高齢者医療保険への移行への影響、また、社会保険の適用拡大によるものと考えております。

254ページ②の医療費の状況を見ますと、令和4年度給付費全体での伸び率は、対前年度比で88.63%で、5億2,300万円余りとなりました。1人当たりの医療費については、令和4年度速報値ではございますが、40万4,540円となっております。

また、256ページ、⑥子育て世帯支援事業補助金の交付では、令和4年度より国、そして町単独事業といたしまして実施をいたしました18歳未満の保険税均等割額の軽減措置として、国・町単独事業として52世帯に対しまして69万2,198円の軽減措置を実施したところでございます。

今後につきましても、県統一保険税を見据え、資産割を段階的に廃止し、賦課方法を3方式にすることに加え、今後も国保事業納付金を確実に納められるよう、国保税率等の改定の検討を行ってまいりたいというふうに思っております。

次に、258ページの国民健康保険歯科診療所事業特別会計でございます。

令和4年度の患者数は980人、診療報酬は1,090万8,000円余りという状況となっております。

今後も、医療法人新生会ながと歯科診療所との連携を図りながら、適正な運営を図ってまいりたいというふうに思っております。

次に、260ページの後期高齢者医療特別会計でございます。

町は、保険料の徴収、各種申請書等の受付など、長野県後期高齢者医療広域連合への橋渡しの役割を担っております。

令和4年度末の被保険者数は1,348人となっております。

今後も、長野県後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら、適正な事務処理に努めてまいりたいと思えます。

事業とその成果については、260ページ、261ページに保険料収納状況、医療費の状況、被

保険者数を記載しておりますので、御確認を頂ければと思います。

最後になりますが、262ページ、介護保険特別会計でございます。

介護保険制度は広く住民に浸透し、高齢者やその家族の安心を支える仕組みとして定着しております。

事業とその成果ということで、介護保険第1号被保険者は2,466名となっており、認定者数は、要支援者が117名、要介護認定者が375名、合計で492名で、前年度と比較をいたしまして15名の減となっております。

認定者数の推移は、262ページ、第1号被保険者数・認定数一覧を御覧頂ければと思います。

介護保険給付費につきましては、263ページの保険給付費支払実績一覧を御覧ください。令和3年度より4,162万4,000円余りの減額となっており、総額で9億1,384万9,402円となりました。

今後につきましては、令和5年度が第8期介護保険事業計画の最終年度であり、今年度、令和5年度におきまして、第9期介護保険事業計画を策定する中で、介護サービスを必要とする方が安心して利用し続けることができるよう、そして、そのための介護保険特別会計の安定的運営を図るための保険料改定を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上、私からの決算概要の説明は終わらせていただきますが、この後、白書98ページの10、地球温暖化計画対策・景観対策につきましては、西田地球温暖化・景観対策担当課長より御説明をさせていただきます。

○議長（森田公明君） 西田地球温暖化・景観対策担当課長。

○地球温暖化・景観対策担当課長（西田裕康君） それでは、98ページ、10の地球温暖化・景観対策になります。

こちらの（2）事業とその成果というところで説明させていただければと思いますが、1番の地球温暖化対策、こちらにつきましては、計画策定の支援を受けるためですが、こちらを進めていくに当たり、環境省の所管の令和4年度第2次補正予算による補助金、こちらの採択に向けて募集申請を年度末に行っていた結果でございます。

それから、2番の景観計画策定等に関しましては、昨年度から始まりましたが、策定委員会が設置されました。18歳以上住民2,000人を対象にアンケート調査の実施を行いました。それから、ワークショップ、こちらのほうを開催させていただいたというのが成果となっております。

以上になります。

○議長（森田公明君） 次に、こども・健康推進課関係について説明を求めます。

小林こども・健康推進課長。

○こども・健康推進課長（小林義明君） こども・健康推進課の関係につきまして、白書の102ページをお願いします。

保育園の現状、②の園児数につきまして、令和4年度は和田保育園19人、ながと保育園108



人、合わせて127人が元気に保育園生活を送りました。

おめくりを頂き、2、事業とその成果ですが、保育料につきましては、無償化制度により3歳未満児のクラスのみ対象となりますが、現年度・過年度合わせて389万円の保育料収入がありました。

以下、保育園の利用や行事、安全、感染症対策などの状況、106ページ、⑤では、ながと保育園の通園バス2台、2,460万円を合併特例債により更新いたしました。

おめくりを頂き、⑨ペアレントトレーニングを9回実施し、保護者の方が子供さんの特性を理解し、関わり方を学びました。

3、今後の課題と対策につきまして、保育園では、心豊かに健やかに成長できるよう、子供主体の安全な保育に取り組んでおりますが、今後の和田保育園の園児数減少が心配なところであります。

109ページ、子育て支援の2、事業とその成果では、児童手当を延べ子供人数5,167人に5,736万円支給しました。

子育て支援センター運営事業では、保護者と子供さん合わせ2,487人、1日平均9.9人の利用があり、感染対策を取りながら、111ページの子育て相談やイベント等を開催しました。

112ページ、子育て支援事業として、スキー場の利用料無料化や伴走型相談支援と経済的支援を一体的に行う出産・子育て応援給付金事業、おめくり頂き、地方創生事業では、子育て応援ごみ袋や子育て応援給付金の支給、臨時給付事業では、全額国庫負担により、住民税均等割非課税世帯等への子育て世帯生活支援特別給付金として、対象児童27人に1人5万円、135万円を給付しました。

115ページの健康づくりの現状につきまして、健康はみんなの願いであり、妊娠・出産・乳幼児期から成人・高齢者まで、各年齢層に応じた健康づくり事業に取り組んでおります。

119ページ、2、事業とその成果につきましては、母子保健事業や定期予防接種などの状況、122ページの成人・老人保健では、健康診断や地区組織活動の状況、124ページからは、精神保健、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の取組状況となります。

126ページは、新型コロナワクチンの接種状況となりますが、128ページの接種率につきまして、令和4年度に行いましたオミクロン株対応2価ワクチンの接種は、78.4%の方に接種を頂いており、長和町は全県の62.6%に比べ高い接種率にあります。

おめくり頂き、ワクチン接種に係る事業経費として、5,767万円の歳出があり、過不足金82万円につきましては、令和5年度に精算をする予定となっております。

信州大学医学部健康推進学講座を、令和3年度から5年度までの3年間設置しており、肝臓の病気の早期発見により、町全体でウイルス性肝炎の撲滅を目指す取組を行っており、令和5年4月現在において、二十歳以上の方2,344人、46.8%の血液検査が行われました。

医療機関に対する物価高騰対策支援事業では、地方創生臨時交付金により、エネルギー価格高騰差額分の補助として、町内5医療機関に合計1,680万円を支援しました。

131ページの広域行政負担金等の状況では、依田窪医療福祉事務組合負担金などを公営企業繰出基準等に基づき支出をしております。

3、今後の課題と対策としまして、長和町は、メタボリックシンドロームの割合が高く、基礎疾患として糖尿病や高血圧の方が多いことから、引き続き、健診受診率向上や生活習慣病予防に努めてまいります。

以上、こども・健康推進課関係の説明となります。

○議長（森田公明君） 次に、産業振興課関係について説明を求めます。

中原産業振興課長。

○産業振興課長（中原良雄君） それでは、産業振興課の令和4年度主要事業の実績について説明させていただきます。

産業振興課につきましては、白書134ページからになります。

最初に、農政係の関係でございます。

白書141ページをお願いいたします。

農業振興関係の事業とその成果です。

①生産調整推進対策事業関係のイでございますが、米の生産調整関係につきましては、県から長和町の令和4年度米の需要量が示され、長和町農業再生協議会から農業者ごとに水稻生産目標数量が配分されました。

米の生産目標上限数量1,268トン、214.9ヘクタールに対しまして、実績が1,234.3トン、209.2ヘクタールとなり、転作等により生産目標の範囲内で達成することができました。

次に、白書142ページをお願いいたします。

エですが、経営所得安定対策において、一定の要件を満たした認定農業者、集落営農組織、販売農家へ国から交付金が直接交付されました。交付対象者は65件で、金額につきましては約6,900万円でございます。

続きまして、②中山間地域直接支払事業関係のイでございますが、令和2年度から令和6年度までの5年間に関わる5期対策ですが、12集落と協定が締結されており、各集落で農用地等の維持管理等を行う取組が行われています。

次に、143ページをお願いいたします。

③農業振興関係のア、獣害柵の関係でございますが、農産物被害と生産意欲の低下を及ぼす有害鳥獣対策について、獣害防止柵の資材の提供を行いました。

令和4年度の実績につきましては、約4,200メートル分の資材の購入をいたしました。

続きまして、144ページ、エでございますが、JA及びJAの生産部会、また関係団体に対しまして、農業振興のための補助金を支出いたしました。

内容につきましては、白書144ページから148ページに掲載してございますので、御確認頂

けたらと思います。

続きまして、149ページをお願いいたします。

⑥東京農業大学山村再生プロジェクトの関係でございます。

イでございますが、実習等の実施状況でございます。

新型コロナウイルス感染拡大により令和2年度は実習が行えず、令和3年度は1回しか実習が行えませんでした。令和4年度は現地実習を8回実施し、トマトソースの加工のほか、観光やSNSによる情報発信等の農業以外の活動にも取り組みました。

続きまして、150ページをお願いいたします。

⑧地方創生臨時交付金の関係でございますが、新型コロナウイルス感染症並びにウクライナ情勢等に関連して、肥料、機械器具、燃料の高騰により大きな影響を受けている農業者に対し、農業経営の下支えとなる支援をするため、給付金の交付を行いました。

次に、157ページをお願いいたします。

地場産業振興施設運営関係の③直売施設運営関係でございます。

和田宿ステーションの関係でございますが、和田宿ステーションは、令和2年に売場拡張の改修工事を実施し、リニューアルオープンをいたしました。さらに、令和4年4月より新和田トンネルが無料化され、通行量や来町者が増える一方で、無料化により公共トイレ・休憩所が廃止されたことから、道路利用者への安全で快適な道路環境の提供を行うため、令和4年度に合併特例債を活用して、和田宿ステーション道の駅化に向けて施設整備を実施いたしました。

2月末には道の駅に登録となり、この9月23日に登録票伝達式及び供用開始のセレモニーを実施する予定でございます。

続きまして、白書164ページをお願いいたします。

特産品販売促進強化・研究開発関係の③元気づくり支援金の関係でございます。

県の元気づくり支援金を活用し、中山道東信濃路「峠の力餅」復活プロジェクトを立ち上げ、地場産業の振興と町の特産品として定着できるよう基盤づくりに取り組み、町内事業者による商品開発を進めるため、力餅の検討会や試作、試食会の取組を実施いたしました。

続きまして、林務係の関係でございます。

白書170ページをお願いいたします。

(2) 事業とその成果、①有害鳥獣駆除対策事業でございますが、町内の猟友会長和支部、また長和町ワナの会の会員による有害鳥獣捕獲を実施し、農作物被害の抑制に努めました。

④松くい虫防除の関係でございますが、信州上小森林組合に委託し、被害木の伐倒、集積、薫蒸処理約600立方メートルを行い、被害拡大防止に努めました。

次に、白書171ページをお願いいたします。

⑨森林づくり推進支援金事業でございますが、森林税を活用した事業として、星糞峠縄文森林公園整備事業及び町道・国道沿い・公園、学者村別荘地内等で、松くい虫被害により完全に枯死した

伐倒薫蒸処理対象外の被害木の処理を実施いたしました。

また、観光地等魅力向上森林景観整備事業等により、穴沢坂ノ上の保存樹木の山桜周辺整備を実施いたしました。

①林業施設災害復旧の関係でございますが、台風19号豪雨災害林道施設災害復旧工事、令和3年8月豪雨林道施設災害復旧工事を行いました。

続きまして、商工観光係の関係でございます。

174ページをお願いいたします。

商工振興事業、(2)事業とその成果③でございますが、みんなで応援！長和の里いきいき券販売事業でございます。

地方創生臨時交付金を活用した事業として、地域内の店舗及び事業者等の経済対策並びに、地域住民へ地域内消費喚起を促すため、プレミアム率の高い長和の里いきいき券を販売いたしました。

また、④長和の里地域いきいき券事業者負担分支援事業といたしまして、既存の長和の里地域いきいき券の5%のプレミアムのうち、事業者が負担しています1%分を支援し、事業者負担軽減を図りました。

そのほか、コロナ禍等による経済対策として様々な事業を実施いたしました。

続きまして、白書177ページをお願いいたします。

観光振興事業でございます。

(2)事業とその成果、新型コロナウイルス感染症経済対策事業でございます。

②観光誘客事業補助金、グリーンシーズン事業でございますが、事業者が新しい生活様式に対応した対策等の衛生管理を徹底した上で、感染拡大に配慮しつつ、事業周知のためのPR及び旅行ウェブサイトによるクーポンの発行等を行い、町への誘客を図りました。

また、白書178ページになりますが、地方創生臨時交付金を活用し、長和町新興公社経営支援金、長和町宿泊施設燃料高騰支援金、町内スキー施設事業者燃料高騰支援金など、様々な支援事業を実施いたしました。

続きまして、白書180ページでございます。

和紙の里、ブランシュたかやまスキー場、姫木自然の家、温泉関係でございます。

(1)現状の⑤でございますが、温泉の入館料の関係です。

原油高等コスト高が影響し、温泉施設の入館料の値上げについて検討しなければならない状況になり、温泉料金検討委員会を開催し、料金の値上げ方針が示されました。これを受けまして、入館料の値上げを実施いたしました。

(2)事業とその成果でございますが、八王子市から譲り受けました姫木平自然の家でございますが、八王子市から自然の家解体費用として歳入されました2億円を公共施設整備基金積立金として積み立てました。

白書181ページですが、ブランシュたかやまスキー場施設改修工事約1億1,000万円につ

きましては、辺地対策事業債を活用いたしました。

(3) 今後の課題と対策、④でございますが、スキー場、温泉施設、ふるさとセンター等の町の拠点観光施設及び農業、畜産業、林業等の1次産業を交え、町トータルでの観光プロモーション活動の充実を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

産業振興課の説明につきましては以上です。

○議長（森田公明君） ただいま12時6分になりました。ここで午後1時5分まで昼食のため休憩といたします。

休 憩 午後 0時06分

---

再 開 午後 1時05分

○議長（森田公明君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

午前に引き続き、令和4年度各課の主要事業の実績について説明を求めます。

建設水道課関係について説明を求めます。

龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） それでは、建設水道課関係の説明をさせていただきます。

白書の182ページからになります。

最初に、建設耕地係の建設関係になります。

事業とその成果でございますが、交付金または補助事業で転落防止柵、修繕工事ほか、道路メンテナンス事業2件で計3件、事業費は5,519万8,000円です。

(3) 単独事業につきましては7件、その他工事で19件、計26件で1億8,396万7,263円でございます。

184ページ、お願ひします。

維持修繕工事では、追分1号線側溝改良工事等で31件の1,665万2,248円でございます。

続きまして、耕地関係でございますが、188ページを御覧ください。

災害復旧事業国庫補助分でございますが、32件で3億3,441万円です。括弧内の数字は前払金ということになっております。

192ページを御覧ください。

災害復旧事業で町単分です。

下段の令和元年度から3年度まで6件、773万3,000円でございます。

③その他工事関係で19件で778万4,326円でございます。

続きまして、④の多面的機能支払事業では、農村地域の過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落の機能低下により、地域の共同活用により支えられていた多面的機能の發揮に支障が生じています。

194 ページで、令和4年度協定締結となった面積、交付金金額は、農用地面積で465ヘクタール、組織数12組織、交付金3,078万1,240円でございます。

続きまして、3の土地開発でございますが、土地開発等の情報収集を行い、土地開発公社とも連携を取り、町の発展に鋭意努力してまいります。

続きまして、268ページをお願いいたします。

観光施設特別会計でございます。

271ページの(サ)第9回長和町直営別荘地経営委員会を令和5年2月27日に開催し、観光施設事業特別会計の消費税について、内税方式から外税方式へ移行する際の周知方法について協議をしました。

学者村別荘地第1期山の家広場に一時避難所施設も含めたコミュニティスペースを令和5年より建設することが決定しました。

マスタープランに伴い、令和5年4月1日より別荘オーナー様が町内の体育施設を使用する際、長和町民と同様の金額にしました。

272ページのカ、色つきの封筒により催告や滞納整理週間を複数回実施し、集中的に文書・電話催告することで収納率の向上につながりました。

続きまして、企業会計の上水道事業会計になります。

276ページを御覧ください。

中段の(2)事業とその成果で、①水道使用料、物価高騰などの影響から生活のための費用が多くかかるため、水道料や税金などが払えない家庭が多く、無理に給水停止などもできないため、今年度は未納額を減らす方策を取れなかった。

②委託事業では水道施設台帳電子化整備事業、1,042万8,000円を行い、アセットマネジメント策定後は計画的に事業を進めていきます。

続きまして、278ページから、公共下水道事業及び排水処理施設事業会計でございます。

279ページを御覧ください。

(2)下水道使用料、現年度分の収入は1億1,945万9,945円の調定に対し、収入額は9,963万3,234円となり、収納率が83.4%であった。

過年度分については、1,924万3,005円の調定額に対し、収入は1,439万838円となり、収納率は75.64%でありました。

維持管理関連で、水処理センター及びマンホールポンプ維持管理として、長門水処理センター、鷹山水処理センター、マンホールポンプ16か所で2,896万6,000円の事業費でありました。

建設水道関係は以上でございます。

○議長(森田公明君) 次に、教育課関係について説明を求めます。

笹井教育課長。

○教育課長（笹井佳彦君） それでは、教育課関係の決算概要について説明させていただきます。

教育課関係の町政白書につきましては、196ページからになります。

最初に、教育委員会事務局ですが、高等学校などの通学に関わる費用の保護者の負担軽減のために実施しております高等学校通学費等補助につきまして、引き続き実施させていただきました。

実施内容につきましては、197ページの表のとおりでございます。

なお、実績につきましては、199ページ、④のとおりでございます。令和4年度における助成件数は全部で125人、総支給額1,015万17円となっております。

次に、奨学金の貸付けにつきましては、高等学校及び高等専門学校の生徒は月額2万5,000円、大学、短期大学及び専修学校の学生は月額4万円を無利子で貸し付けているところでございます。

令和4年度におきましては、4名の方への貸与を決定しております。

次に、平成30年より実施している小中学校の給食費無償化です。

これは、町内に住所を有する児童生徒の給食費を無償化するものでございます。小中学校の給食費無償化に伴う決算額は、給食材料費分として支出しております。

実績につきましては、199ページ、⑦のとおりでございます。

次に、新型コロナウイルス感染拡大防止対策の関係でございます。

令和4年度におきましては、感染予防に努め、各小学校、臨時休校は行いませんでした。また、補助金を活用し、手指消毒用アルコール、抗体検査キット、配膳台の購入を行い、各種衛生用品の整備をしております。

次に、200ページ、⑩ですけれども、GIGAスクールの関係でございます。

GIGAスクール対応、ICT教育の推進といたしまして研修会を行ったほか、ICTサポーターを配置し、相談支援体制の整備を行いました。

そのほか、各小学校に計4台の電子黒板を導入いたしました。

今後、引き続き研修を実施し、有効活用を努めてまいりたいと考えております。

次に、小学校の関係でございますが、白書は202ページからになります。各小学校とも、学校教育目標、教育理念に基づき学校運営が行われました。

先ほども申し上げたとおり、コロナ感染防止に努め、臨時休校は行いませんでしたが、今後も感染対策に万全を期し、学校運営を図ってまいりたいと考えております。

なお、児童数でございますが、令和4年度は令和3年度と比べまして、長門小学校では1名減の169名、和田小学校は4名減の34名という状況でございました。

次に、文化財関係でございますが、216ページを御覧ください。

まず、現状でございますけれども、黒耀石と原産地遺跡群につきましては、博物館、公民館、学校教育との連携によって、黒耀石と中山道などの歴史遺産をはじめとする郷土の歴史、文化を学び、世代を超えた生涯学習や地域の素材として活用する取組が定着しております。

次に、博物館においてでございますが、一般利用者や大人を対象としたバックツアーでの利用が増加しております。

次に、中山道、和田宿・長久保宿につきましてでございます。

①でございますが、令和3年8月豪雨により、国史跡中山道の和田峠、約4キロメートルの各所で被害を受け、令和4年、5年度の2か年度計画で、国庫補助事業によりまして災害復旧工事を実施中でございます。

③でございますが、長久保宿旧本陣が令和4年3月に国史跡中山道追加指定となり、座敷棟、住宅の部分ですが、土地建物を国庫補助事業により購入いたしました。

次の217ページになります。

(2)の事業とその成果でございますが、まず、黒耀石と原産地遺跡群につきましては、原始・古代ロマン体験館及び黒耀石体験ミュージアムの入館者総数は、令和3年度の1万2,277名に対して、令和4年度は約1.7倍となる2万1,102名を数え、コロナ禍において過去10年間で最大の入館者数を数えました。

体験利用につきましては、コロナ禍の影響により、町外団体の利用が激減しておりますが、個人の体験利用を中心に徐々にではありますが、復活の兆しを呈しております。

昨年度同様に、記念品売上げも増加傾向であり、令和元年度と比較して約2倍以上の売上げを記録いたしました。

218ページになります。

星糞峠の黒耀石鉱山展示室、星くそ館は、4月29日から11月30日までの7か月の期間で、延べ3,590名の入館者を数えました。

令和4年度は、自然災害による遊歩道の毀損といったトラブルもなく、安全に遊歩道を利用することができることから、原則徒歩での移動を案内し、星くそ館及び遺跡の見学目当ての利用者も多く、間接的にミュージアムの入館者数及び記念品の売上増に寄与しております。

次に219ページになります。

⑤でございますが、歴史遺産を生かした国際交流事業につきましては、令和4年度は、長和青少年黒耀石大使3期・4期生のイギリス渡航交流事業が予定されておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の長期化、ロシアのウクライナ侵攻に起因するヨーロッパ情勢の不安などを考慮し、渡航をさらに1年延期することに決定いたしました。

また、8月17日から20日にかけて、研修として長崎県を訪問し、現地の博物館において、学芸員よりシーボルトについての解説や、英語でのプレゼンテーションについて指導を頂きました。

次に、222ページを御覧ください。

(3)の今後の課題と対策についてでございます。

黒耀石と原産地遺跡群につきましては、①コロナ禍収束後に向けた来館者受入れの創意工夫と情報発信、オンライン体験ツアーの商品化、③として、広域連携への取組による日本遺産活用の推進



を図るといようなことがございます。

次に、中山道、和田宿・長久保宿につきましては、①にございますように、国史跡となった長久保宿旧本陣座敷棟の公開に向けて保存整備事業を推進するため、文化庁より建物の修復・復元の根拠となる絵図面や普請記録等の史跡資料の調査と検証を求められており、長年、本陣石合家文書の整理に携わった元明治大学教授や同校OBの協力を得ながら進めております。

次に、223ページを御覧ください。

文化財施設関係歳入歳出及び入館者の推移についてでございますが、この以下の表にあるとおりでございますので、また御覧を頂きたいと思っております。

次に、社会教育関係をお願いいたします。

白書は225ページからになります。

社会教育関係の大きな事業であります総合文化祭、また町民運動会は、コロナウイルスの感染拡大により、やむを得ず中止いたしました。

文化祭においては、展示発表に限定し、11月5日の土曜日、11月6日の日曜日にかけて開催をいたしました。

また、公民館関係の講座等につきまして、13講座行いました。

講座の状況につきましては226ページ、また、社会体育関係の事業につきましては227ページに記載させていただきましたので、また御覧を頂ければと思っております。

コロナ禍の状況の中ではありましたが、徐々に回復の兆しを感じることができました。

次に、児童館の関係でございます。

白書は230ページからになります。

②にございます令和4年度の児童クラブの登録者数は、長門児童クラブで94人、和田児童クラブで13人でありました。

年間で延べ7,900人ほどの御利用を頂いておりますが、コロナ感染拡大策を講じ、様々な工夫を凝らして運営を図ってまいりました。しかし、近年、さらなる安全を確保するとともに、配慮の必要な児童が増えてきており、支援体制の充実が求められております。

人権教育の関係でございますが、白書は234ページからになります。

人権が尊重される社会の実現のため、人権教育、人権啓発を中心とした取組を実施してまいりました。毎年実施しております差別をなくす町民集会は、従来の方式で開催することができました。講師は落語家の露の団姫さんをお招きし、「女らしくなく 男らしくなく 自分らしく」を題材に御講演を頂きました。

次に、男女共同参画関係でございます。

白書は239ページになります。

取組といたしましては、県の人権男女共同参画課と協力し、活動案内への周知活動を実施いたしました。

今後は、国、県の計画が更新されることに併せまして、町の計画も更新し、積極的な取組を行ってまいりたいと考えております。

次に、図書館の関係です。

白書は240ページからになります。

上田地域図書館情報ネットワーク構成図書館、通称エコールに加盟しており、自館分も含め、総蔵書数はおよそ100万冊となっております。この図書館を相互に貸し借りできるようになっておりますが、他の図書館との貸し借りが少ないのでPRに努めてまいりたいと考えております。

続きまして、少し飛びますが、特別会計でございます。

白書の266ページを御覧ください。

教育委員会の特別会計につきましては、同和地区住宅新築資金等貸付特別会計を所管しております。

この会計につきましては、全ての貸付事業を終了しており、また、償還金についても、昨年度末をもって全ての返済期限を迎えたものでございます。

滞納している債務者のうち、町との協議に応じて分割返済を約束している方については、納付書や口座振替により納入を行っていただきました。引き続き、返済に向けて取り組むとともに、回収が不能と判断せざるを得ない場合には、関係機関、専門家とも相談しながら対策を講じて備えてまいりたいと考えております。

教育課の関係については、以上でございます。

○議長（森田公明君） 次に、議会事務局関係について説明を求めます。

米沢議会事務局長。

○事務局長（米沢 正君） 白書の246ページをお願いいたします。

現状であります、コロナ禍において、議会運営におきましても、消毒、換気、アクリル板の設置、傍聴人数制限、傍聴室の設置等、新型コロナウイルス感染対策を行いながら開催をいたしました。

議場の広さからすると、ソーシャルディスタンスに少し無理が生じている状況がうかがえる状況であります。

次に、事業とその成果であります。

定例会・臨時会の開催であります、昨年度は定例会が4回、臨時会を4回開催しております。審議されました案件につきましては、令和4年中、合計161件でございました。

議会全員協議会の開催状況につきましては、18回開催をいたしました。

委員会の開催状況でございますが、議会運営委員会、総務経済常任委員会、社会文教常任委員会をそれぞれ5回、予算特別委員会を2回、広報常任委員会を14回、議会改革検討特別委員会を1回、開催いたしました。

他団体との交流及び研修につきましては、青木村議会、立科町議会、下諏訪町議会議員との研修会、長野県町村議会議員研修会、上田地域市町村議会議員研修会、町村議会広報研修会が開催され、

出席しております。

視察研修の実施につきましては、両常任委員会合同によりまして、飯田市・高森町へ視察研修を実施しております。

各種団体との懇談会につきましては、株式会社長和町振興公社、長和町商工会、長和町消防団幹部、森林組合依田窪支所との懇談会を開催いたしました。

議会だよりの発行につきましては、年4回の議会開催の翌々月に発行いたしまして、定例会において審議された議案や議会活動について、町民の方にお知らせをしております。

議会だよりモニター、議会モニター制度について、令和3年2月から長和町議会だよりモニター制度を開始しまして、18名の方に委嘱し、年4回発行の議会だよりについて意見・感想を伺い、提案等を取り入れながら議会だよりの発行を行ってまいりました。

議会だよりモニター制度を開始いたしまして2年間が経過したことから、議会だよりモニター制度から議会モニター制度へ移行しまして、令和5年3月議会から4名の方に議会モニターの委嘱を行い、議会に対する意見や議会を傍聴していただいた感想等を伺い、今後の議会運営に反映できるものは反映させていきたいと考えております。

現在は7名の方に議会モニターを委嘱し、議会だよりモニターも兼ねていただき、読みやすい議会だよりの発行と分かりやすい議会運営に向けて取り組んでおります。

議会のペーパーレス化に向けて、ネットワーク環境整備といたしまして、議場、議員控室、議会事務局の事務室へWi-Fi設備の設置工事を実施いたしました。環境整備が整いましたので、議会のペーパーレス化に向けて有効に活用していきたいと考えております。

今後の課題等につきましては、新型コロナウイルス感染症が第5類に移行されたことに伴いまして、これまでの日常が戻りつつあるため、コロナ禍以前と同様に、懇談会等を通じて町民や各種団体の皆さんとの交流を深め、情報共有の場を設けていきたいと考えております。

また、町村議会議員の成り手不足は全国的な問題であり、若い方や女性を含め、誰もが立候補しやすい環境を整えることや、定数、議員報酬の見直しなど、処遇改善の検討などについても進めていく必要があると考えております。

続きまして、白書の249ページをお願いいたします。

監査の関係でございます。

令和3年12月2日から、代表監査委員に丸山淳子氏、議会選出監査委員に小川純夫氏が就任され、現在、長和町監査委員として町の監査業務に携わっていただいております。

事業とその成果であります。例月出納検査につきましては、毎月実施をしております。

令和4年度実施事業の現場監査は7月の12日、決算審査につきましては、7月25日から28日までの4日間実施をいたしました。その他、監査事業年次計画に基づきまして、各調査及び監査を実施しております。

主要事業の実績報告につきましては、以上でございます。

○議長（森田公明君） 以上で、主要事業の実績についての説明を終わります。

これより、ただいま説明のありました基金運用報告、決算概要説明及び各課の主要事業の実績について質疑を行います。

なお、今定例会に上程されました令和4年度決算認定案、条例案、令和5年度補正予算案につきましては、全て委員会への付託を予定しておりますので、総括的大綱的なものについて質疑をお願いいたします。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後 1時34分

---

再 開 午後 1時36分

○議長（森田公明君） 会議を再開いたします。

次に、日程第31 報告第22号及び日程第32 報告第23号には関連がありますので、一括して議題といたします。

報告第22号 令和4年度健全化判断比率について及び報告第23号 令和4年度資金不足比率について報告を求めます。

宮阪企画財政課長。

○企画財政課長（宮阪和幸君） それでは、議案書の22—1ページをお願いいたします。

報告第22号 令和4年度健全化判断比率につきまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により報告をさせていただきます。

22—2ページを御覧ください。

健全化判断比率報告書でございますが、健全化判断比率の4つの指標のうち、実質赤字比率と連結実質赤字比率につきましては、数値がマイナスということでございますので、赤字ではないということになります。よって健全ということになります。

次に、実質公債費比率の関係ですが、令和2年度から令和4年度の決算に基づく3か年の平均で10.3%となりまして、前年度の11.4%から1.1ポイント減少しております。

あと、報告書には記載してございませんが、単年度で見た場合の実質公債費比率の関係ですが、令和3年度につきましては10.6%でしたが、令和4年度は8.9%となっており、1.7ポイントの減少となっております。この減少につきましては、令和4年度単年度の起債元利償還金の減少、これが大きな要因ではないかと思われまます。早期健全化基準の25%、これを下回っておりますので、この点におきましても、当町につきましては健全と言えられると思われまます。

今後も、実質公債費比率が上昇しないよう、起債の借入れなどにつきましては、地方交付税措置のある起債の借入れに努めていきたいと考えております。

次に、将来負担比率でございますが、将来負担比率は58.1%となりまして、前年度の57.3%から0.8ポイント上昇しております。

将来負担比率につきましては、一般会計などが将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合を指しておりますが、この標準財政規模が前年度と比較して減少してしまったことが主な要因であると思われまます。

将来負担比率につきましては、早期健全化基準が350%となっておりますので、当町におきましては健全と言えらと思われまます。

実質公債費比率、将来負担比率につきましては、実質公債費比率は減少、将来負担比率は上昇しておりますが、いずれも早期健全化基準を下回っておりますので、令和4年度決算における財政の状況につきましては、健全な状況にあると思われまます。

次に、議案書の23-1ページをお願いいたします。

報告第23号 令和4年度資金不足比率の関係でございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の関係の規定によりまして、報告をさせていただきますのものであります。

23-2ページを御覧ください。

資金不足比率報告書でございますが、資金不足比率につきましては、公営企業ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率を示したものでございまして、経営健全化基準は20%となっております。

当町の公営企業会計では、上水道会計事業、下水道会計事業、簡易排水施設特別会計、観光施設事業特別会計ともに資金不足はないという結果となっております。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（森田公明君） 次に、日程第33 令和4年度健全化判断比率及び令和4年度資金不足比率の審査報告について、代表監査委員より報告を求めます。

丸山淳子代表監査委員。

○代表監査委員（丸山淳子君） それでは、報告させていただきます。

議案書22-3ページ、23-3ページを御覧頂きたいと思ひます。

令和4年度の健全化判断比率及び資金不足比率の内容につきましては、審査した結果、算定の基礎となる事項を記載した書類等、関係書類はいずれも適正に作成されていると認められましたので、ここに御報告申し上げます。

以上でございます。

○議長（森田公明君） 暫時休憩いたします。

休 憩 午後 1時41分

---

再 開 午後 1時42分

○議長（森田公明君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

丸山代表監査委員。

○代表監査委員（丸山淳子君） すみません、議案書 2 2—4 ページの財政健全化判断比率審査意見書で、1 か所訂正をお願いいたします。

（2）個別意見の④将来負担比率についてなんですけれど、2 行目の「3 5 0 %を下回っているが、前年度に比べ」、これは上昇していますので、ここの分、「前年度に比べ」から「下降したが」をちょっと消していただいて、「引き続き抑制に努めていただきたい」というふうに訂正をお願いいたします。

○議長（森田公明君） 訂正をお願いします。

報告を終わります。

次に、日程第 3 4 議案第 5 4 号 長和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

担当課長より概要説明を求めます。

藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） それでは、お願いいたします。

議案書の 2 4—1 ページを御覧ください。

議案第 5 4 号 長和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

議案書 2 4—7 ページからの新旧対照表を御覧ください。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されましたことに伴うての所要の改正をするものでございます。

1 つ目といたしまして、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律等の整備によるものにつきまして、子ども・子育て支援法、学校教育法、児童福祉法の改正による引用条項の整理といたしまして、第 4 条、第 6 条から 8 条、第 1 3 条、第 1 5 条、第 2 0 条、第 3 5 条から 3 7 条、第 3 9 条、第 4 4 条、第 5 1 条、第 5 2 条と改正となっております。

2 つ目といたしまして、民法及び児童福祉法における懲戒権に関する規定が削除されたことに伴いますところの改正ということによりまして、第 2 6 条がそれに該当するものとなっております。

3 つ目でございますけど、デジタル化の推進に伴い、電磁的方法による対応も可能である旨の規定の追加等ということでございまして、それに関するものにつきましては、第 5 条、第 3 8 条、第 4 2 条、第 5 3 条となっております。

4 つ目でございます。

ゼロから 2 歳児のみを受け入れる特定地域型保育事業所を卒園後の受入先確保についての規定の整備ということでございまして、この関係につきましては、第 4 2 条というふうになってございます。

施行日につきましては、公布の日からとなっております。

説明につきましては、以上です。

○議長（森田公明君） 議案の説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結いたします。

次に、日程第35 議案第55号 令和5年度長和町一般会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。

担当課長より概要説明を求めます。

宮阪企画財政課長。

○企画財政課長（宮阪和幸君） それでは、議案書の25ページをお願いいたします。

1ページおめくり頂きまして、議案第55号 令和5年度長和町一般会計補正予算（第7号）について説明させていただきます。

第1条の関係でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億948万3,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ58億5,547万1,000円とするものでございます。

次に、第2条の地方債補正の関係につきましては、5ページの第2表、地方債補正を御覧頂きたいと思っております。

今回の補正予算につきましては、臨時財政対策債と過疎対策事業債に係る補正となっております。臨時財政対策債につきましては、令和5年度の普通交付税の額が決定し、併せて臨時財政対策債の発行可能額が決定しましたので、これに併せて、地方債の補正をお願いするものでございます。

また、過疎対策事業債につきましては、既に長野県に提出済みの起債計画書の起債額につきまして、県より減額調整する旨の連絡があったことによりまして、地方債の補正をお願いするものでございます。

臨時財政対策債、過疎対策事業債ともに記載の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

次に、歳入歳出の関係ですが、詳細は12ページからになります。

最初に、歳入の主なものについて説明させていただきます。

款の10地方交付税の関係につきましては、令和5年度の普通交付税の額が決定しましたので、決定額に合わせ補正予算を計上させていただきました。

令和5年度の普通交付税額は26億9,378万円となっております。

次に、款14国庫支出金、項2国庫補助金、目3衛生費国庫補助金の関係につきましては、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金748万9,000円を計上させていただきました。

長和町地球温暖化対策実行計画策定に係る国庫補助金でありまして、既に一般会計予算に計上さ

れております計画策定委託費に充当するものでございます。

同じ国庫補助金の目5商工費国庫補助金の関係につきましては、スポーツによる地域活性化推進事業補助金として、1,985万5,000円を計上させていただきました。

スポーツ庁の補助金であり、内訳は経営多角化支援事業として1,000万円、運動スポーツ習慣化促進事業として、985万5,000円となっております。

目の7の教育費国庫補助金の関係につきましては、学校の理科備品購入に係る補助でございます。理科教育設備整備等補助金が採択となったことから、50万1,000円の補正予算を計上させていただきました。

また、目の8の災害復旧費国庫補助金につきましては、林業施設災害復旧に係ります本沢3号線・4号線のインフレスライドに伴う増額分に係る補正予算としまして、263万8,000円を計上させていただいております。

次に、款15の県支出金、項2県補助金の関係ですが、目3農林水産業費補助金の林業費補助金におきまして、秋駆除に伴う松くい虫防除に係る補助金としまして、686万7,000円を計上させていただきました。

13ページをお願いいたします。

目4商工費補助金の関係ですが、UIJターン就業・創業移住支援事業補助金につきまして、対象者の増加、これにより225万円の増額補正予算を計上させていただいております。

次に、款18の繰入金の関係でございますが、項2の基金繰入金の関係で、財政調整基金繰入金の減額補正、あと、林業施設災害復旧事業の財源とするための森林環境譲与税基金の取崩し、情報館関係工事の財源として、有線放送施設改善基金の取崩しに係る補正予算を計上させていただいております。

款の19繰越金につきましては、令和4年度決算に伴う繰越金ということで、補正予算を計上させていただいております。

次に、14ページをお願いいたします。

款20の町債につきましては、先ほどの地方債の補正で説明させていただきましたが、臨時財政対策債につきましては、普通交付税額の決定により発行額が決まったことによる減額補正、あと、過疎対策事業債につきましては、起債額の減額調整に伴い、長門老人福祉センター改修事業と、やすらぎの湯空調設備更新工事の起債額を減額する補正予算を計上させていただいております。

次に、歳出の関係ですが、15ページからになります。

歳出全般に係る補正予算としまして、この4月の人事異動に伴う一般職及び会計年度任用職員の人件費につきまして、関係する科目において補正予算を計上させていただいております。

18ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費の目5企画費の地方創生事業に係る空き家改修補助金の関係でございますが、申請件数の増加によりまして、291万5,000円を増額する補正予算を計上させて



いただきました。

次に、項2の徴税費、目1税務総務費の関係でございますが、個人住民税、法人住民税の確定申告に伴う還付金などの不足が見込まれるため、100万円の増額補正を計上させていただきました。

21ページをお願いいたします。

項8のケーブルテレビ施設運営費の関係でございますが、情報館のエアコン、これとあと自動ドア修繕に係る補正予算としまして、237万6,000円を計上させていただきました。

この財源につきましては、先ほど、歳入の基金繰入金の関係で説明させていただきましたが、有線放送施設改善基金を充当しております。

次に、22ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費の関係ですが、一般会計補正予算の第3号、これでお認めを頂きました低所得者支援給付金につきまして、対象となります住民税均等割非課税世帯の数が確定したことに伴う増額分、50世帯に係る補正予算として150万円を計上させていただきました。

23ページをお願いいたします。

項3の児童福祉費、目2児童運営費の関係でございますが、ながと保育園、和田保育園、それぞれ備品購入費を計上させていただきました。

これにつきましては、園児送迎の際の児童の置き去りを防止するためのながと保育園の保育園バス2台と、和田保育園の保育園バス1台分の安全装置設置に関わるものでございます。

この財源としましては、国庫助金であります保育対策総合支援事業補助金を充てております。

次に、24ページをお願いいたします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目2健康づくり費の関係でございますが、依田窪病院委託料として、165万5,000円を増額する補正予算を計上させていただきました。特定健診の上乗せ検査分に係る補正でございます。

また、システム委託料につきましては、依田窪病院の電子カルテの更新に伴う、町の健康管理システムの改修に伴う補正予算として、242万円を計上させていただいております。

25ページをお願いいたします。

目3環境衛生費の再生可能エネルギー普及推進事業の関係でございますが、住宅太陽光発電システム設置補助金、住宅用蓄電池システム設置補助金につきまして、それぞれ予算額に不足が生じる見込みのため、増額補正を計上させていただいております。

項2清掃費、目1塵芥処理費の関係につきましては、丸子クリーンセンターの焼却炉の緊急修繕が必要となったことから、当初予算に計上されております上田地域広域連合への負担金額につきまして、不足が生じることとなってしまったので、不足分に伴う補正予算として、2,223万1,000円を計上させていただいております。

27ページをお願いいたします。

款5の農林水産業費、項1農業費、目4畜産振興費の関係ですが、長門牧場の乳製品加工処理施設の床修繕に係る補正予算としまして、設計管理委託料、工事請負費、合わせまして314万1,000円を計上させていただきました。

目5の農地費の関係につきましては、町単耕地応急工事事業に係る補償料を500万円減額する補正予算を計上させていただきました。

長久保大沢作業道設置工事に係る補償料でございまして、当初予算におきまして、建設事務所所有施設への補償費として500万円を計上していましたが、建設事務所との協議の結果、自営工事として行い、占用することとなったため、補償料が不要となったことに伴う減額でございます。

目6の地場産業振興費につきましては、今年の2月、道の駅として登録されました和田宿ステーションの道の駅オープンセレモニーに係ります記念イベントの謝礼、記念品、広告料などの補正予算を計上させていただいております。

次に、28ページをお願いいたします。

項2の林業費、目2林業振興費の関係ですが、松くい虫防除委託料としまして、秋駆除に係る委託料981万円の補正予算を計上させていただきました。

また、ペレットストーブ等購入補助としまして、まきストーブに係る補助金10万円の補正予算も計上させていただいております。

有害鳥獣駆除対策協議会補助金につきましては、鹿などの捕獲実績に伴う不足分に係る補正予算として、669万6,000円を計上させていただきました。

次に、30ページをお願いいたします。

款6商工費、項11商工費、目2商工振興費の関係でございますが、UIJターン就業・創業移住支援事業補助につきまして、300万円を増額する補正予算を計上させていただきました。

これは、国・県の制度改正や対象者の見込みに伴う補正でございます。

目3の観光費の関係では、長和町スポーツコミッション補助金に係る補正予算として、1,985万5,000円の補正予算を計上させていただきました。

歳入の国庫補助金の関係でも説明させていただきましたが、スポーツ庁の補助事業として採択された経営多角化等支援事業1,000万円と、運動スポーツ習慣化促進事業985万5,000円に係るものでございます。

31ページをお願いいたします。

款7土木費、項1土木管理費、目2土木維持費の関係でございますが、舗装修繕工事や側溝などの道路修繕工事として、154万円の増額補正予算を計上させていただきました。

32ページをお願いいたします。

款9の教育費、項1教育総務費、目2の事務局費の関係では、理科教材備品購入に係る補正予算102万7,000円を計上させていただいております。この購入につきましては、国庫補助金を充当させていただいております。

次に、項2の小学校費、目1小学校管理費の関係では、和田小学校の建物修繕費としまして、和田小学校体育館の照明の一部LED化に係る補正予算として、59万4,000円を計上させていただいております。

和田小学校改修事業につきましては、和田小学校ランチルームの空調設備設置工事に係る補正予算でございます。

この事業につきましては、令和4年度の繰越事業としておりましたが、資材などの高騰に伴い、繰越予算の範囲内の工事の施工が難しくなってしまったため、繰越予算では空調設備の設置工事を施工しまして、電気工事関係の施工につきましては、令和5年度予算で対応させていただくため、今回、補正予算として計上させていただいたものでございます。

また、33ページになりますが、長門小学校、和田小学校の新型コロナ対策建物修繕費、これにつきましては、両小学校ともに、網戸の設置修繕に係る補正予算として計上させていただいております。

項4の社会教育費、目2の公民館費の関係では、古町コミュニティ施設と山の子学園の案内看板設置に係る委託料としまして、39万4,000円を計上させていただきました。

続きまして、34ページをお願いいたします。

目7中山道、長久保宿・和田宿保存整備費の関係でございますが、長久保宿本陣の物置設置に係ります補償料として、108万8,000円の補正予算を計上させていただきました。

35ページにかけての災害復旧費の関係でございますが、農業用施設災害復旧事業につきましては、6月2日から3日の大雨による被害を受けた大石農道ののり面復旧工事に係る補正予算として、110万円を計上させていただいております。

目2の林業施設災害復旧費につきましては、委託料の関係で、この5月の豪雨による本沢1号の災害箇所の災害復旧に係る測量・設計・監督補助業務委託料ということで54万円を計上させていただいております。

また、工事請負費につきましては、単独災害復旧事業として本沢3号・4号線の600万円、あと、今年5月の豪雨災害に係る本沢線の町単分工事費として120万円の合計720万円を計上させていただいております。

また、国庫補助の災害復旧事業としましては、本沢3号・4号の増額分25万2,000円、今年5月の豪雨災害の関係の本沢線の国庫補助分の工事費299万2,000円の合計324万4,000円の補正予算を計上させていただいております。

以上、令和5年度の長和町一般会計補正予算（第7号）の説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（森田公明君） 議案の説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結いたします。

次に、日程第36 議案第56号 令和5年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）についてから、日程第38 議案第58号 令和5年度長和町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてまでを一括して議題といたします。

担当課長より概要説明を求めます。

藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） それでは、私のほうから説明をさせていただきます。

議案書26ページで、1ページ目をお開き頂きたいというふうに思います。

議案第56号 令和5年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）について御説明をさせていただきます。

既定の歳入歳出にそれぞれ474万5,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ7億9,485万3,000円とするものでございます。

補正内容につきましては、9ページをお開きください。

9ページ、歳入といたしまして、款11項1目1繰越金でございしますが、令和4年度繰越金の確定により、206万8,000円の増額補正となっております。

款12項4目5雑入につきましては、令和4年度療養給付費等の普通交付金の精算により、国民健康保険団体連合会より返還金として267万7,000円を歳入、雑入として受入れをさせていただきまして、歳出の款9項1目5償還金及び還付加算金により県へ返還するための増額補正となっております。

次に、10ページの歳出についてでございますが、款3項1医療給付費分から、項3介護納付金につきましては、国民健康保険事業納付金の確定によりまして、医療費給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分について、それぞれ増減の補正を行いまして、款3国民健康保険事業納付金合計で22万6,000円の増額補正となっております。

続きまして、款6項2目1特定健康診査等事業費につきましては、令和4年度までの国保特定健診は、国保会計より健診事業負担金として健診受診者1人当たりの負担金を一般会計支出し、こども・健康推進課により健診機関へ委託料として支出していたものを、今年度より国保会計において、国保の被保険者分の健診料全額を委託料として健診機関へ支出することとしたため、当初予算額611万9,000円を、節18負担金、補助及び交付金を全額12委託料へ予算の組替えを行うものでございます。

続きまして、11ページの款9項1目5保険給付費等交付金償還金につきましては、歳入で説明をさせていただきましたが、令和4年度の療養給付費等の普通交付金の精算に伴う県への返還のため、267万円の増額補正となっております。

同じく、目7その他償還金につきましては、令和3年度の事業納付金についての精算により、こちらも県への返還金のため補正となっております。

款10予備費につきましては、以上の歳入歳出補正によりまして、予備費を補正するものでございます。

続きまして、27ページの1ページ目をお開きください。

議案書27ページ、1ページ目でございますが、議案第57号 令和5年度長和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明をさせていただきます。

既定の歳入歳出からそれぞれ85万1,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ9,214万9,000円とするものでございます。

内容につきましては、9ページをお開き頂きたいというふうに思います。

歳入としまして、款5項1目1繰越金について、令和4年度繰越金の確定に伴いまして、85万1,000円の減額となり、10ページの歳出の款4予備費において、同額を減額補正するものでございます。

続きまして、議案書28ページをお開き頂きまして、1ページ目をお開きください。

議案第58号 令和5年度長和町介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明をさせていただきます。

既定の歳入歳出にそれぞれ4,714万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額をそれぞれ11億3,214万8,000円とするものでございます。

内容につきましては、9ページをお開きください。

今回の補正につきましては、令和4年度繰越金の確定と、令和4年度の給付費等の実績に伴う国・県支払基金への償還金の確定に伴う補正となっております。

歳入の款8項2繰入金として歳出で説明をさせていただきますが、令和4年度の給付費等の実績に伴う国等への返還金が確定をいたしましたので、基金より2,159万1,000円の繰入れを行い、対応するものでございます。

款9繰越金につきましては、繰越金確定に伴う増額補正を行うものでございます。

次に、10ページでございます。

10ページの歳出であります。款6項1目2償還金につきましては、令和4年度の介護給付費、こちらは国・県支払基金及び地域支援事業交付金、こちらも国・県支払基金等への確定により返還金が確定をいたしました。基金繰入れと繰越金により対応するため、4,714万8,000円を増額補正するものでございます。

以上です。

○議長（森田公明君） 議案の説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結いたします。

次に、日程第39 議案第59号 令和5年度長和町同和地区住宅新築資金等貸付特別会計補正

予算（第1号）についてを議題といたします。

担当課長より概要説明を求めます。

笹井教育課長。

○教育課長（笹井佳彦君） それでは、議案第59号 令和5年度長和町同和地区住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

議案書の29ページからになります。

1ページおめくりください。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ26万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出、それぞれ687万7,000円とするものでございます。

補正の内容でございますが、9ページをお開きください。

最初に歳入になります。

款2項1目1繰越金、前年度繰越金でございますけれども、収入状況を勘案して26万7,000円の増額とさせていただきます。

次に、歳出でございますが、10ページをお願いいたします。

款2項1目1予備費でございますが、26万7,000円の増額とさせていただくものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（森田公明君） 議案の説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結いたします。

次に、日程第40 議案第60号 令和5年度長和町観光施設事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

担当課長より概要説明を求めます。

龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） それでは、議案書の30ページからとなります。

1枚おめくり頂きまして、議案第60号 令和5年度長和町観光施設事業特別会計補正予算（第2号）は、次の定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ404万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億233万8,000円とするものであります。

9ページを御覧ください。

歳入では、令和4年度の実質収支額が1,354万8,185円に固まったことから、このうちの700万円を基金に積み戻し、残りの654万8,185円を、款4繰越金で404万8,000円を増額し、令和5年度予算の繰越金とするものでございます。

10ページでございますが、歳出では、款3予備費の中で404万8,000円を充当し調整したものであります。

説明は以上でございます。

○議長（森田公明君） 議案の説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結いたします。

次に、日程第41 議案第61号 令和5年度長和町和田財産区特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

担当課長より概要説明を求めます。

藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） それでは、議案書の31ページになります。

1ページおめくり頂きまして、議案第61号 令和5年度長和町和田財産区特別会計補正予算（第1号）につきまして、御説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ72万7,000円を減額し、歳入歳出の総額を247万3,000円とするものでございます。

内容につきましては、7ページ、8ページをお願いいたします。

前年度繰越金の確定に伴いまして、72万7,000円を7ページでは繰越金、8ページでは予備費から、それぞれ減額補正を行うものでございます。

説明につきましては、以上です。

○議長（森田公明君） 議案の説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結いたします。

次に、日程第42 議案第62号 令和5年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

担当課長より概要説明を求めます。

龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） 議案書の32ページからでございます。

1ページをお開きください。

議案第62号 令和5年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計補正予算（第1号）は、次の定めるところによります。

資本的支出の補正。第4条に定めた資本的支出の予算額を次のとおり補正する。

款1資本的支出、既定予算額3億2,402万5,000円、補正予算額356万、合計3億2,

758万5,000円。

6ページを御覧ください。

令和5年度補正予算実施計画明細書（第1号）、資本的支出、款1資本的支出、項1建設改良費、目2管渠建設改良費、節17工事請負費で、グループホームの新設により、下水道本管新設工事20メートル分251万円と、ほかに新規公共ます設置工事費の見込みがあるため、今回、追加で3件分としまして、105万円の合計356万円の追加補正をするものでございます。

説明は以上です。

○議長（森田公明君） 議案の説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結いたします。

---

◎日程第43 意見書案第2号 「改正マイナンバー法を見直し、健康保険証の継続」  
を求める意見書

（議員提出）

○議長（森田公明君） 次に、日程第43 意見書案第2号 「改正マイナンバー法を見直し、健康保険証の継続」を求める意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田福光規議員。

○5番（田福光規君） 「改正マイナンバー法を見直し、健康保険証の継続」を求める意見書についての提案説明をいたします。

議案書の33ページの1、2を御覧ください。

改正マイナンバー法が6月2日に国会で成立いたしました。政府は来年の2024年秋にマイナンバーカードを健康保険証の機能を持たせたマイナ保険証に一本化し、現行の健康保険証を廃止する方針であります。

マイナンバーカードをめぐっては、マイナ保険証に他人の情報がひもづけされた事例や、機器がマイナ保険証の情報を読めない事例などのトラブルが続出しております。

こうした中で、健康保険証を廃止すれば、利用者が窓口で10割負担を求められるケースや、別人の医療情報に基づく誤った診断や薬の処方の危険性も指摘されています。

また、先日、厚労省から、協会けんぽや健康保険組合など、企業で働く方々の健康保険でマイナンバーカードへのひもづけができていない方の数が全国で77万人にも上ることが発表されました。マイナンバーへの国民の信頼は揺らいでおり、健康保険証の廃止時期には与党内からも慎重論が出ております。

さらに、寝たきりや認知症、心身に障がいを持つ方々は、必要な医療を受ける権利が損なわれる



おそれもあります。誰もが安心して医療が受けられる国民皆保険の土台を揺るがす重大な問題です。

誰もが安心して医療を受けられることができる社会保障制度を維持するため、国会及び政府に来年秋に健康保険証を廃止すると定めた改正マイナンバー法を見直し、健康保険証の継続を強く求め、この意見書を提案するものであります。

議員各位におかれましては、この意見書の趣旨を御理解頂き、御賛同頂きますようお願いいたします。提案説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（森田公明君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで諮りいたします。意見書案第2号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し本日審議いたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 異議なしと認め、意見書案第2号は本日審議することに決定いたしました。意見書案第2号を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより意見書案第2号を採決いたします。意見書案第2号を原案のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第44 委員会付託について

○議長（森田公明君） 次に、日程第44 委員会付託についてを議題といたします。

本定例会に提出されました議案第44号から議案第53号までの令和4年度決算認定案10件、議案第54号 長和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案1件、議案第55号から議案第62号までの令和5年度補正予算案8件につきましては、委員会付託表のとおり、それぞれの委員会に付託したいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 異議なしと認め、別表のとおり各委員会に付託することに決定いたします。各委員会は、本会期中に審査の上、結果報告を願います。

次に、明日9月1日に一般質問を予定しておりますが、会議時刻を午後1時からといたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（森田公明君） 異議なしと認め、明日の一般質問につきましては、午後1時から開会いたします。

---

◎散会の宣告

○議長（森田公明君） 以上をもちまして、本日予定していた会議は全て終了いたしました。会議を閉じ、散会といたします。

---

散 会 午後 2時24分

第 2 号

( 9 月 1 日 )

議 事 日 程

令和5年 9月 1日  
午後 1時00分 開議  
長 和 町 議 会 議 長

日程第 1 一 般 質 問  
散 会

令和5年長和町議会9月定例会（第2号）

令和5年9月1日 午後 1時00分開議

出席議員（10名）

1番	阿部由紀子	議員	2番	龍野一幸	議員
3番	荻野友一	議員	4番	佐藤恵一	議員
5番	田福光規	議員	6番	羽田公夫	議員
7番	原田恵召	議員	8番	小川純夫	議員
9番	渡辺久人	議員	10番	森田公明	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	羽田健一郎	君	副町長	高見沢高明	君
教育長	藤田仁史	君	総務課長	藤田健司	君
企画財政課長	宮阪和幸	君	建設水道課長	龍野正広	君
こども・健康推進課長	小林義明	君	町民福祉課長	藤田孝	君
情報広報課長兼会計管理者	上野公一	君	産業振興課長	中原良雄	君
教育課長	笹井佳彦	君	地球温暖化・景観対策担当課長	西田裕康	君
総務課長補佐	遠藤剛	君			

議会事務局出席者

事務局長	米沢正	君	議会事務局書記	齊藤照恵	君
------	-----	---	---------	------	---

◎開議の宣告

- 議長（森田公明君） 御苦労さまです。  
ただいまより長和町議会第3回定例会を再開いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。
- 

◎日程第1 一般質問

- 議長（森田公明君） 日程第1 一般質問を行います。

通告順により、本日3名の一般質問を行います。

1番、阿部由紀子議員の一般質問を許します。

阿部由紀子議員。

- 1番（阿部由紀子君） 議長の許可を頂きましたので、私の一般質問を始めたいと思います。

今回、私は、3つの質問を用意してまいりました。1つ目は、男女共同参画の現状と今後、2つ目は、町民と共有する自主防災知識について、3つ目は、交通不便地域の解消に向けて、となっております。よろしくお願いいたします。

では、1つ目の質問です。

かねてより、町民の皆様から寄せられておりました、取り上げてほしいテーマの一つに男女共同参画があります。以前私の一般質問でも取り上げました2030年問題のSDGsは「持続可能な開発目標」のことであり、これは世界中にある環境問題、差別、貧困、人権問題といった課題を、世界のみならず2030年までに解決していこうという計画や目標のことで、17の目標が掲げられておりますが、その中にはジェンダー平等の項目があります。

男女共同参画とは、誰もが対等に扱われ、社会に参画できる社会のことをいいます。

具体的な例を挙げますと、意思決定層に女性を増やしていくことや、男性が子育てに参画しやすくなったりといった、環境が整備されることをいい、性別関係なく一人一人が尊重され、自分らしく活躍しながら生きられる状態のことであり、これはジェンダー平等の項目に通じております。

2021年12月に私が行った一般質問の2030年問題について、町長からは、「誰一人として取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指すSDGsは、私たち自治体においても、様々な活動にその考え方を取り入れることが重要であると考えている。地域活性化に向けての取組を力強く推進するに当たり、地域課題をしっかりと分析し、その取組を一層充実、進化させていかなければいけない」と答弁を頂いております。

質問です。現在、当町における男女平等参画への考えはどのようなものでしょうか。

- 議長（森田公明君） 羽田町長。

- 町長（羽田健一郎君） 我が国におきましては、個人の尊重と法の下での平等が日本国憲法にうた

われており、現在までに男女平等の実現に向けて法律や制度の整備が進められてきました。

男女共同参画社会の実現は、21世紀における我が国の社会を方向づける最重要課題と言われております。

この課題を解決するため、まず1つ目として、男女の人権尊重、2つ目として、社会における制度または慣行についての配慮、3つ目として、政策等の立案及び決定への共同参画、4つ目として、家庭生活における活動と他の活動の両立、5つ目として、国際的協調、この5つを基本理念として、国や地方公共団体の責務を定めた男女共同参画社会基本法が平成11年に制定され、これまで様々な取組がなされております。

長和町におきましても、基本法第14条第3項に基づく基本計画として、平成19年度に「第1次長和町男女共同参画計画」を策定いたしまして、男女共同参画社会の実現に向けて施策を推進してまいりました。

しかし、第1次計画における主要課題や重点目標を、時代や社会の変化、新しい課題に対応できるよう見直しを図ることが必要となり、昨年度に施策の指針を示した第2次長和町男女共同参画計画を策定いたしまして、男女共同参画の実現に向けた施策を推進することといたしました。

現在は、町民の皆様の男女共同参画に関する意識、意向などについて把握をし、施策の推進に役立てるため、長和町町内にお住いの18歳以上の方から無作為に抽出した600人を対象とした町民意識調査を実施しているところでございます。この意識調査実施に当たっては、長和町男女共同参画推進委員の皆様、様々な御意見を頂戴した上で、30項目に及ぶ質問事項を用意いたしました。今後住民の意識を把握した上で、必要な取組を行い、男女共同参画社会の実現に向け、国とともにさらに推進を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（森田公明君） 阿部議員。

○1番（阿部由紀子君） 世界経済フォーラムが毎年発表しているグローバルジェンダーギャップ指数、これは世界男女格差指数といいますが、こちらのランキングというものがあります。これは世界各国の男女平等の度合いを数値化したもので、日本は国別のランキングで対象となる146か国中125位と過去最低の結果となっています。昨年の116位から大きく後退し、依然として主要先進国（G7）の中で最下位となっており、特に政治と経済の分野で格差解消が進んでいない状況となっています。

男女平等参画を推進していくことのポイントとして、女性視点が抜けていることでの生活のしづらさを解消するということがあります。経済や政治の場面で意思決定層に女性を増やしていくことが目標として挙げられます。

例の一つとして、東京都知事に小池百合子さんが就任し、女性議員が約30%を占めるようになってから、保育園待機児童が4年で90%も減少するといった変化が起きました。これは、意思決定の中に性別の偏りなく、女性の意見が取り入れられるようになったことが大きいと言われております。

また、今年の5月に公表した地方公共団体の取組に関する調査では、全国で防災・危機管理部局に女性職員が1人もいないといった市町村が6割に上ることが明らかとなりました。災害対応に女性の意見も取り入れることで、男性と女性のニーズに合わせた細かい支援が行われるようになります。

人口の半分は女性であることから、災害に強い社会の実現には、女性の意見を取り入れていくことは不可欠とされています。

質問です。地方自治でも、政策や実施する事業内容などにも女性の意見を積極的に取り入れていく環境が重要であると思われます。長和町のホームページには、長和町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画というものが、令和3年に更新されておりますが、今現在の行政の役職や役員、委員会などにおける男女の割合はどのようなものでしょうか。今後、こうした仕組みの在り方について、町としてはどのように取り組んでいくのか、答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） 「長和町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」につきましては、平成27年8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立いたしまして、国や地方公共団体、労働者が300人を超える民間事業主に、事業主行動計画の策定と公表が定められ、長和町におきましても、女性職員が職業生活で活躍することを推進するために、女性活躍推進法に基づく「特定事業主行動計画」を策定いたしてございます。

この計画では、女性職員が働きやすく、ますます活躍できるような環境づくりに向けまして、採用から管理職への登用に至るまで、あらゆる段階において、女性の職業生活における活躍の取組を進めていくことを目指しております。

令和3年度から令和7年度までの5年間の後期計画が策定されておるところでございます。この計画では、「配置・育成・教育訓練及び評価・登用関係」といたしまして、女性職員の役職に占める割合目標を掲げており、「継続就業及び仕事と家庭の両立関係」といたしまして、男性職員の育児休業及び配偶者出産休暇の取得率の目標を掲げておるところでございます。

令和5年度における役職におきます男女の割合でございますけれども、課長級は全10名のうちで女性は0人、課長補佐級は全5名のうち女性は1名、係長級につきましては全23名のうちで女性は5名となっておりますところでございます。

また、各種委員会等につきましては、具体的な算出はしておりませんが、まだまだ少ないという現状がございます。

選出につきましては、計画に基づき、女性に参加参画していただけるよう努めて参るところでございます。現に、農業委員会の会長ですとか代表監査委員、社会福祉協議会の会長さんなどは、女性に御活躍を頂いております。

今後につきましても、引き続き積極的に女性の登用も視野に入れつつ、適材適所の人員配置に取り組んでまいりたいと考えております。



○議長（森田公明君） 阿部議員。

○1番（阿部由紀子君） 2015年、国際連合サミットで2030年までに達成を目指す世界目標として、持続可能な開発目標（SDGs）が採択されました。

当時の国連総長は、「LGBTQはSDGsの全ての項目に関わる問題であり、「誰も置き去りにしない」というSDGsのモットーに含まれている」と述べておりました。

ジェンダー平等、男女平等参画や女性活躍推進を考えるに至っては、LGBTQへの理解や環境づくりも欠かせません。LGBTQとは、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの4つの頭文字から構成されており、そこにクエスチョニングという性的指向が決まっていな人か決めていない人、まだ分からない人のことを加えたセクシュアルマイノリティー（性的少数者）をまとめた呼び方の一つです。

日本人の人口の約10%がLGBTQであるという調査結果もあり、これは左利きの人や血液型がAB型の人とほぼ同じ割合であるとされており、LGBTQを受容できる社会の構築の重要性が、今まさに問われています。

町では、ジェンダー平等、LGBTQに関しては、どのようにお考えでしょうか。

○議長（森田公明君） 藤田教育長。

○教育長（藤田仁史君） 基本的な権利は、憲法が定める権利の中でも最も重要な権利であると認識をしております。誰もが活躍し共に生きる社会を実現するために、LGBTQ支援の取組の必要性も認識をしております。

LGBTQは、見えないマイノリティーと言われ、周囲から差別や偏見を恐れ、当事者であることを家族に対してさえ、隠して生活されているとメディアで取り上げられております。

国・地方自治体のある調査では、LGBTQの方は、LGBTQ以外の方と比べ、孤立感、あるいは自己否定感が強いことが分かってまいりました。

「死にたいと思った、自死の可能性を考えた」、「生きる価値がないと感じた」といった経験がある方の割合は6割を超え、命に関わる困難を抱えておられます。

LGBTQの方はこれまで支援から取り残されており、多様性が尊重される時代にあって、早急に対応すべき人権問題と感じております。

LGBTQの方に対して、理解や相談体制の充実、安心して生活できる環境づくりまで支援していく必要があると考えております。

こうした取組について、法律や国の方針が示されましたが、当事者の方が抱える様々な課題に配慮するため、国・県と情報共有と連携をし、様々な側面を把握し検討を進めるとともに、町民の意識、町の状況を把握する必要がございます。

このことから、住民意識調査を実施したわけですが、今後LGBTQへの支援を通し、一人一人の多様性が尊重される社会を実現していきたいと考えておるところでございます。

○議長（森田公明君） 阿部議員。

○1番（阿部由紀子君） 日本ではまだ同性婚は認められていないため、パートナーシップ制度を取り入れている自治体が増えており、現在日本では300を超える自治体でパートナーシップ制度が施行されています。

「パートナーシップ制度」とは、同性婚が法的に認められていない日本で、自治体が独自にLGBTQカップルに対して「結婚に相当する関係」とする証明書を発行する制度で、社会的配慮を受けやすくする様々なサービスが受けられます。

例えば、家を買ったり借りるだとか、銀行でお金を借りる際の配偶者の定義にパートナーが含まれるほか、生命保険、自動車保険などにおける配偶者の定義にパートナーを含めることができたり、携帯電話の料金の家族割サービスが適用できる、などが例として挙げられます。

長野県では、性的マイノリティーの方々の生きづらさを解消し、生活上の障壁を取り除くことを目指して「長野県パートナーシップ届出制度」を今年4月に制定し、先月8月1日から制度が施行されました。

こちらはどのような制度でしょうか、また、今後、長和町役場にパートナーシップ制度の証明書を取りに来る方がいた場合、どこの窓口でどのような手順で申請を進めていくのでしょうか、答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 笹井教育課長。

○教育課長（笹井佳彦君） 長野県パートナーシップ届出制度に関する御質問でございます。

これは、誰もが多様性や違いを認め、社会や地域で個性や能力を発揮するとともに、人権が尊重され共に支え合って暮らすことができる公正な社会の実現に向けた取組として、性的マイノリティーの方々の生きづらさを解消し生活上の障壁を取り除くことを目指して「長野県パートナーシップ届出制度」が制定されました。

この制度は、双方またはいずれか一方が性的マイノリティーであり、互いを人生のパートナーとして、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係を県に届け出ること、パートナーであることを証明するものでございます。

県が証明するために交付する書類には「長野県パートナーシップ届出受領証明書」と「長野県パートナーシップ届出受領証携帯用カード」の2種類がございます。

届出受領証等には、生計を一にするパートナーいずれかの実子・養子の氏名及び生年月日を記載することができます。なお、戸籍や住民票の記載は変わりません。

また、県と市町村は、「長野県パートナーシップ届出制度」に対応して、法令等の範囲内で行政サービス等を提供します。県営住宅入居、各種代理申請、犯罪被害者等の遺族の見舞金の申請、DV相談利用、生活保護制度など、詳細は長野県ホームページの「長野県パートナーシップ届出制度に対応する行政サービス等」のページで御覧になることができます。

県内4市（長野市、松本市、須坂市及び駒ヶ根市）のパートナーシップ制度に基づき交付された受領証等は、県の届出受領証等とみなして県の行政サービス等を提供します。

長和町にはパートナーシップ届出制度はございませんが、長野県が発行した証明書の提示があれば、町営住宅の入居等、県に準じて可能なサービスを提供することとしております。窓口はサービスの内容により異なりますので、各関係課窓口での対応となります。

○議長（森田公明君） 阿部議員。

○1番（阿部由紀子君） 再質問になります。

どのようなサービスがあり、どの窓口なのか。役場が窓口なのか、児童クラブのあるふれあい館なのか、必要としている方に明確なアナウンスが必要かと思いますが、答弁願います。

○議長（森田公明君） 笹井教育課長。

○教育課長（笹井佳彦君） パートナーシップ届出による長和町でのサービスの内容についての御質問でございます。

長和町においては、「公営住宅への入居申込み・パートナーが親権者とともに行う保育施設への入所申込み・保育所への送迎・罹災証明書の代理申請・軽自動車税の身体障がい者等に対する減免申請・要介護認定の代理申請・生活保護制度の申請・DV相談窓口の利用・職員の福利厚生」が利用できます。そのほか、依田窪病院において「パートナーによる緊急治療への同意」がございます。

次に、サービスの窓口でございますが、長野県パートナーシップ制度の概要及び県への届出方法に関する御質問などのお問合せ窓口は教育委員会になりますが、長和町におけるサービスについては、住民が利用できる行政サービスと同様でございますので、それぞれの役場担当課窓口になります。いずれも役場にお問い合わせいただければ、御案内いたします。

なお、教育委員会は制度についてのお問合せについて回答はいたしますが、長野県が証明するパートナーシップ届出申請及び証明書交付自体は長野県が窓口となります。

○議長（森田公明君） 阿部議員。

○1番（阿部由紀子君） 男女格差、性的マイノリティーなど、一人一人が対等に扱われる社会になるには、日本はまだまだ時間がかかると言われています。

また、男性は仕事をして、女性は家事育児を請け負うといった性別に基づく固定意識を減らしていくことが、女性の労働力を高め、出生率を上げると言われており、これには社会的な理解や一人一人の意識を変えていかななくてはなりません。

男性が男らしくあれと仕事に邁進し、体や精神を壊すほどの長時間労働や負担を一手に請け負うことや、育児参画をすることが職場で理解されないということは、男性の生きづらさにも影響していると言います。

女性が働きながら家事子育てを一手に請け負わなくてはいけない環境は、共働きが当たり前になった今、大変負担が大きく、こうした不安や背景が現在の少子化にもつながっているのだと言います。

親や周囲から性別による役割分担意識の固定概念を押しつけられることで、生き方の制限を受け、自分らしく生きられないという現状があります。

このような考え方になりがちな状況を改善するためにも、私たち一人一人が「男女平等参画」の意識を持つ必要があると思います。

時代は変わっています。世界はもう変化を受け入れています。

長和町には、これからも共生社会の実現に前向きな町であってほしいという願いを要望し、次の質問に移りたいと思います。

2つ目の質問です。町民と共有する自主防災知識についてです。

現在町で取り入れている防災情報について、町民の方と共有したり、以前質問したことについての確認をするための質問をさせていただきたいと思います。

最近、区で利用できる防災の予算についての使い道が、議員の間でも話題に上がることがあります。

1つの世帯に対して1,000円分入るといった内容で、区によって使い道を考えることができ様々で、蓄電池や、避難で家を離れる際に家の前に目印でつけるハンカチを購入した、などという話を聞きました。

とてもよいなと思いましたが、情報が町民の方でも知らない方がいるのではないかと思い、質問をさせていただきます。

この予算はどのような予算なのでしょう。町のホームページでは見ることができず、どのような形でどこまで周知したのかを、主旨や内容はどのようなものなのか、答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） この事業につきましては、私の公約の礎でもあります、「すべてのまちづくりの原点は、心をこめ、つくすことです」から公約の一つとして考え、町民の皆様を守る、町政をさらに強く推し進めるため、危機管理の徹底を図り、防災・減災に取り組むため、自助・共助・公助により貴い命を守るため、自治会などへの活動を支援するものでございます。

これは、昨今の災害の激甚化におきまして、日頃の備えは重要な役割を果たしているところでございます。とりわけ初動対応におきましては、想定外の状況に混乱し、冷静な判断をすることが困難だと言われております中で、地域住民の皆さんが有事の際に備えて、地域一丸となって防災・減災に取り組んでいただけるように、支援事業を実施しているところでございます。

御質問の詳細につきましては、担当課長のほうから答弁をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） 御質問の防災力向上支援金事業でございますが、主旨といたしまして、防災力の向上と共助の意識向上、自主防災組織の設立、強化を目的といたしまして、令和4年6月より実施しておりますところでございますが、申請のなかった自治会や区がありましたので、今年度につきましては繰越事業として取り組んでいるところでございます。

内容につきましては、対象年度の4月1日時点での自治会または区の住民基本台帳登録世帯数を上限といたしまして、防災・減災に関する活動を行っている世帯については1世帯1,000円を

助成するもので、支援対象団体は、自治会または区単位での申請となっております。

事業の流れにつきましては、支援金申請書兼請求書の提出後に支援金の交付、活動の実施後に実績報告書の提出となります。

周知につきましては、区長・自治会長会議の際にも依頼をするとともに、令和4年6月事業開始時におきましては、長門地区については自治会長、和田地区については区長宛てに通知をいたしまして、令和5年2月に未実施の自治会、区を対象に、再度通知をさせていただきました。

また、予算につきましては、当初予算、繰越予算の際にも御説明はしておるわけですが、令和4年度予算で263万7,000円を計上しております。

○議長（森田公明君） 阿部議員。

○1番（阿部由紀子君） 現在、その予算が使われた区と使われていない区の数、また、町の世帯人数のうち利用者の割合はどのくらいになっているのでしょうか。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） 令和5年8月現在といたしまして、長門地区15自治会のうち10自治会、和田地区につきましては、19区のうち13区が事業実施をしたところでございます。

利用者の割合でございますが、令和4年度予算ベースで全世帯数2,637世帯のうち1,206世帯、割合といたしましては45.7%、支出金額につきましては120万6,000円となっておりますが、申請手続や問合せを頂いている自治会等もございますので、今後増加してくる見込みとなっております。

○議長（森田公明君） 阿部議員。

○1番（阿部由紀子君） 利用した活用例はどのようなものがありましたか、区の自主防災に取り入れた予算の使い方としての活用例やモデルケースになり得るものがあれば、今後の参考例に教えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） 利用をしていただいた活用例でございますが、基本的には区の実情などに応じて活用を頂いておりますので、全てのケースがモデルケースであると認識するところでございます。

一例といたしましては、地区公民館などの一時避難場所へ長靴、ヘルメットの常備、保存食、保存水などの備蓄に活用したケースもございました。

ほかにも、自主防災組織の避難用に役員用のビブス、避難者への周知、声かけ等に活用する音響設備など、様々な用途で事業を実施されておるところでございますが、防災に係る資機材、備品、事業など幅広い活動が対象となりますので、御活用いただけるよう今後も周知してまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 阿部議員。

○1番（阿部由紀子君） これまでの、私の一般質問で提案させていただいた、災害時の備蓄品に

ついでにその後の質問です。

乳幼児用のおむつやミルク、また女性用の生理ナプキンの備蓄についてはどうなりましたか。

また、最近では乳幼児のミルクには最初から液体になっているものがあり、従来のようにお湯で溶かしたりといった調乳の必要がなく常温で飲めるため、災害時の備えとしても大変便利だという話も聞いております。町で備蓄しているものはどのようなものでしょうか。

ほかにも、消毒不要の使い捨て哺乳瓶や、哺乳瓶の中にセットし使い捨てできるインナーバッグなどもあるようです。こちらは使用後の哺乳瓶を一々洗わなくて済むため災害時には重宝し、なおかつ飲み慣れている哺乳瓶を何度も使えることから、いつもと同じ飲み口からでない飲んでくれない赤ちゃんやママにも安心できるグッズだと思います。

今後、このような便利なものや、取り入れたほうがよいものへのアップデート、確認などは、どのように行われていくのでしょうか。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） 令和4年3月の一般質問でございました、乳幼児用のおむつや粉ミルク、女性用生理ナプキン等の備蓄要望でございますが、令和4年度予算におきまして全て購入し、備蓄しておるところでございます。

粉ミルクの使用方法につきましては、キューブタイプの仕様でお湯に溶かしての利用となっておりますが、袋に入っている粉末とは違い、40ミリリットルに1つの固形での使用となりますのでミルクが余ってしまう可能性も少なく、乳幼児の成長に合わせたものとなっております。

また、今後災害時におきまして簡素で便利、必要となる備蓄等につきましては、災害備蓄用品を取り扱っている事業者などをはじめといたします関係者などとも連携し、情報収集を図りながら、併せまして、自助・共助・公助の位置づけと認識を深めるとともに、それぞれどのようなものが必要なのか、準備していかなければならないかなど考慮しつつ、更新を含め利用者の利便性などにも配慮した中で、取り入れていきたいと考えておるところでございます。

○議長（森田公明君） 阿部議員。

○1番（阿部由紀子君） 国の国土交通省のホームページでは、水害ハザードマップの利活用の具体事例がまとめられており、公表、活用法のページによりますと、ハザードマップを作成して配布・公表しただけでは、住民がその内容を十分に理解し、災害時に適時・的確な避難行動を取れるようになることは難しい現状があると書かれています。

マップの配布やインターネットによる公表のみにとどまらず、説明会やイベント等を利用した周知、住民自らが避難計画を考えるワークショップ、防災教育・学習、防災訓練等での利活用などの取組を積極的に行う必要があるとも書かれてありました。

令和4年度編集の「長和町ハザードマップ」が私の自宅にも届いておりますが、これを見て、どのように見て解釈し、生かせばよいのかが、主婦の私にはいまいまいちピンときておりません。

ほかの自治体では、住民参加型で意見を出し合いディスカッションを行うといった防災キックオ

フミーティングや、防災イベントが積極的に行われているところもあります。

長野県では地震体験車を市町村、消防機関に貸し出しているようですし、長和町でも防災備蓄品を紹介したり、配布して実際に使用していただいたり、ハザードマップの見方や活用法、防災知識を体感できるようなイベントを実施してみたいはいかがでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） 長和町では長野県と連携し、住民主導型警戒避難体制構築事業といたしまして、自主防災組織等を対象に、地域住民を主体とした防災の取組を推進するため、災害時に住民の皆様が自ら避難する具体的な避難体制を構築する地区ハザードマップの作成や、防災に関する講演会などを実施しており、今年度におきましても、寺上自主防災組織で講師を招いた講演会を開催したところでございます。

区や自治会などの自主防災組織による講演会などの開催要望等につきましても随時受け付けておりますので、御活用いただきますようよろしくお願いいたします。

また、地区避難訓練などにおきまして、体験型イベントや防災備蓄品の紹介なども実施する予定となっておりますが、今後開催を予定いたします、自主防災組織や地区防災会議などによる防災イベントの実施につきましては、より多くの効果が得られることができるよう、鋭意検討してまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 阿部議員。

○1番（阿部由紀子君） 感震ブレーカーの購入や設置費用への補助や助成金を行っている自治体もありますが、長和町でも取り入れられたらよいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） 感震ブレーカーにつきましては、基本動作として震度5強以上の揺れを感知すると自動的に主幹ブレーカーを落とし、供給を遮断する仕組みとなっております。これは、地震発生時の出火防止に大変有効とされており、認知度が低く、製品によっては高額になることや、電気が使えなくなる抵抗感などにより、普及率は低いようでございます。

また、危険な密集市街地におきまして、緊急的で重点的な普及促進が必要であるということにされておきまして、多くの自治体にて補助制度の取組をしていることも事実でございます。

現在、当町におきましては、感震ブレーカー導入への補助は実施しておりませんが、要望等によりその必要性がございましたら、それらも加味しながら、他の効果的なものなどとともに、総合的に検討してみる必要があるのではないかと考えておるところでございます。

○議長（森田公明君） 阿部議員。

○1番（阿部由紀子君） 停電時には、トイレも利用できなくなることが予想されます。災害が起きると人間は40分以内にトイレに行きたくなるといったデータもあるようで、これは大変重要な問題です。

非常時に使える「非常用トイレ」といった便利なグッズがあることを、先日、町民の方から教えていただきました。こちらは、汚物袋、凝固剤、便座カバーがセットになっており、50回分で4,400円ほどのものでした。通常のトイレにセットして用を足し、凝固剤で固めるため、臭いもせず、燃えるごみで出せる優れたものだそうですが、こうしたものの備蓄はされていますでしょうか。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） 阿部議員のおっしゃるとおり、災害時におけるトイレの問題につきましては、重要事項であると認識しておるところでございます。

町における備蓄の状況でございますが、既に備蓄済みでございます。現在、災害用排便処理袋セットとしまして、汚物処理袋、凝固紙を各1,500枚備蓄しております。これは保管用外袋にて処理することができます。

また、トイレ施設が災害により使用不可能となった場合、持ち運び可能な簡易トイレを各避難所へ1基ずつ整備しておるところでございますが、今年度予算におきまして、追加で20基購入する予定となっております。

併せまして、簡易トイレ専用汚物処理袋、高分子吸水シート、汚物処理剤、専用受けパックなどの備蓄もございますので、有事の際はこれらにより対応してまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 阿部議員。

○1番（阿部由紀子君） トイレ問題の備蓄に関しましては、対応していただいているということで答弁いただきまして、大変心強いです。

今後、有事の際の防災ボランティアの募集も呼びかけるに当たり、町の防災についての情報には、広くたくさんの方に知っていただく機会があるとよいのではないかと思います。

マルシェ黒耀など、週末、人が集まりやすいところでパンフレットや備蓄グッズを配布しながら、そのまま町民の方へ体験やイベント参加を呼びかけるのも効果的なのではないかと思います。

体験、参加型のイベントで、子供からお年寄りまで楽しみながら、町での取組を知っていただくように、今後も身近な防災知識を町民の皆さんと共有できる機会を増やしていただきたいと思います。

3つ目の質問です。交通不便地域の解消に向けて。

先日、議員行政視察で檜原村と身延町へ行ってきました。

こちらは、交通不便地域でのデマンド交通への取組についてを伺ってきました。

町営バスと乗合タクシー、デマンドバスの連携をし、通学や通院、買物の場所までをつなぎ、利用をしている様子や、利用を始めてから数年が経過し、現在もダイヤの改正、工夫をしている現状を伺ってきました。

以前より、当町での通学の不便さを訴えている親御さんは多く、特に高校通学は、JRバスの時間帯が合わないことや、千曲バスに比べて料金が高いことから、自宅前をバスが通過しているにもかかわらず利用ができず、武石地域や丸子地域、また大屋駅まで送り迎えをしているといった親御



さんの現状が今もあります。

また、通院の送迎のボランティアさんの減少や負担を軽減するためにも、デマンド交通や乗合タクシーへの要望が強くありました。

質問です。以前より議員からの一般質問への答弁でも頂いていた、来年度から試運転を予定している長和町でのデマンドバス運行ですが、現時点で考えられている取り入れ案や仕組みはどのようなものでしょうか、答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 地域の公共交通につきましては、人口減少・少子高齢化に対応した中で、補完できない部分として、中学生・高校生を対象に通学費の補助を実施をしております。この制度は、丸子地域から下宿・入寮まで、8区分でございまして、補助金額は年額で4万2,000円から12万円となっております。

本年度につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業の採択を受けましたので、全ての区分で年額2万4,000円増額し、事業を実施しておりますところでございます。

また、持続可能な公共交通を維持することは非常に重要であると認識をしておりますところでございます。

長野県におきましても、公共交通活性化協議会を組織をいたしまして、公共交通計画やキャッシュレス化への対応などを推進しておりますので、共有するとともに、長和町のデマンド交通を早急に進めていきたいと考えております。

御質問の答弁につきましては、担当課長から申し上げますのでよろしく願いいたします。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） 令和6年4月を目途に運行を予定してございます、デマンドバス運行の現時点での案についての御質問でございますが、現在運行しております巡回バスの運行エリアをデマンドバスの運行エリアと想定をしております。

料金につきましてはでございますが、運行の距離に応じたエリア設定によりまして、料金を定めてまいりたいと考えておりますところでございます。

○議長（森田公明君） 阿部議員。

○1番（阿部由紀子君） 予算と台数はどのようになりますか。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） デマンドバス化に伴う予算と台数についての御質問でございますけれども、予算につきましては、今年度、巡回バスの運行委託を行っている予算の範囲内ということで、約6,000万円以内で運行していただくことを想定してございます。

台数につきましては、現在運行しております巡回バス8台をデマンドバスとして使用することで考えてございます。

○議長（森田公明君） 阿部議員。

○1番（阿部由紀子君） 新和田トンネルが無料になったことで、諏訪や岡谷方面へのルートも新たな需要への可能性が期待されるのではないかと思います。実際に、私の友人知人も諏訪岡谷方面へ買物や通院、習い事などへ通っているという話も耳にします。

前回私が質問した内容への答弁にもありましたが、和田地域での住宅構想が今後進んでいくのだとすれば、なおさら、上田方面と同様、諏訪方面へのルートも住民にとっては生活の上での選択肢も広がり、よいのではないかと思います。

高校以上の進学でも、通学できるルートができることにより、選べる学校の選択肢や可能性が広がります。

上田方面、佐久方面、諏訪岡谷方面へのルートがあれば、子育て世代が長和町に住む、住めるメリットはむしろ広がるかと思われます。

バスのルートに関してはどのように考えていますか。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） デマンドバスのルートに関する御質問でございますが、最初の御質問でお答えしたとおりでございますけれども、まずは、現時点では巡回バスの運行エリアの範囲内の運行を想定し、メインはやはり交通弱者の皆様の買物や通院、そして通学であろうかと考えるところでございます。

なお、上田方面につきましては、JRバスが運行してございますので、引き続き御利用いただきたいと考えておるところでございます。

○議長（森田公明君） 阿部議員。

○1番（阿部由紀子君） デマンドバスを取り入れるに当たり、小中学校の校長先生やPTA、地域の自治会長などから話を聞く審議会を開いたほうがよいのではという声が聞かれますが、検討してはいただけませんかでしょうか。

また、ほかの自治体では、いろいろを決めてしまう前段階での住民とのキックオフミーティングなどを行うところもあるようです。

実際に利用するであろう住民の声を聞くことは、開始前段階で非常に大事なことだと思います。いかがでしょうか。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） デマンドバスの導入前に審議会を開催することについての御質問でございますけれども、町がどのような方法でデマンドバスを運行していくのか原案がまとまりましたところで、既に一体的な公共交通体系の構築と円滑な運行を図ることを目的に設置してございます長和町公共交通審議会の皆様にお諮りをさせていただきたいと考えております。

住民の皆様からの声をお聞きすることにつきましては、6月の一般質問でもお答えさせていただきましたとおり、実証実験も含めた運行開始予定でございますので、運行開始後、実際に御利用い

ただきました皆様のお声を伺いながら、デマンドバスの運行とそれらを充実するために反映させてまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 阿部議員。

○1番（阿部由紀子君） 地元の子育て世代からの要望で、中学校の延長部活からの帰宅の際や、夏休み、冬休みなど、長期休暇中の部活動に対応するバスの運行も、ぜひ行っていただきたいとの声があります。

今の現状は、祖父母に送り迎えを頼んだり、仕事を一旦抜け出したり休まないといけない状況があり、これは各御家庭の負担も大変大きく持続可能だとは思えないため、ぜひ検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） 部活動への行き帰りに対するデマンドバスの利用についての御質問でございますが、6月の一般質問でもお答えしたところでございます。

デマンド形式の関係につきましては、利便性の高い「ドア・ツー・ドア」型のフルデマンド方式を検討しているところでございます。

こちらの方式は、デマンドバスエリア内におきまして、バス停や運行に伴う時刻表の概念はございませんので、運行時間内であれば、デマンドバス運行エリア内の御希望の場所から御希望の場所まで御利用いただけるということになります。

先ほども申し上げましたけれども、長和町公共交通審議会に諮るとともに、学校関係者などにも相談をさせていただきながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（森田公明君） 阿部議員。

○1番（阿部由紀子君） 以前に一度聞いた質問内容と重なるような部分に関しても答弁いただいておりますけれども、今回初めて聞く町民の方もいらっしゃることも考えて質問をさせていただきました。

貴重な予算を使って新しい体制をつくるのですから、住民にとって利用しやすく、便利な使えるバスとなってほしいです。

今後も柔軟に利用者へのニーズに応えられるバスとなることで、公共交通を使う利用者も増やすことができれば、それは地域での排気ガスを減少し、地球温暖化ストップへのアクションとなります。

日々の生活での利用が安定してできるようになれば、高齢者の免許の返納にもつながっていくと思います。

SDGs、持続可能な暮らし方ができるようになることで、長和町での暮らしがより便利で魅力的になる。それは、自分たちの暮らしだけではなくて、広く環境問題にもつながります。

共生社会の実現は、人だけではなくて、地球との関わり方にも関係しています。

長和町には、そのような持続可能な社会の実現に貢献できる、前向きな町であってほしいとの願

いを込めまして、今回の私の一般質問を終わります。

○議長（森田公明君） 以上で、1番、阿部由紀子議員の一般質問を終結いたします。

ここで2時5分まで休憩いたします。

休 憩 午後 1時55分

---

再 開 午後 2時05分

○議長（森田公明君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

4番、佐藤恵一議員の一般質問を許します。

4番、佐藤恵一議員。

○4番（佐藤恵一君） ただいま議長の許可を頂きましたので、一般質問に入らせていただきます。

質問の第1項目として、荒廃農地の草刈り補助、解消策、あと獣害対策の問題を質問いたします。

長和町の田園風景は車に乗って車窓から眺めてみれば、緑豊かな風景に見えますが、そこに住む住民にとって裏山に広がる雑草の荒れ地、覆いかぶさるような荒廃した樹木、そして鹿などの獣害によって生活環境が日々悪化しています。

本日は、管理されていない荒れた土地の解消に町がどのように取り組む姿勢か多くの住民が関心を持っているとの声をお聞きして一般質問の最初に質問させていただきます。

高齢化、里山に住む住民の急激な減少により、ツタやカヤが茂り雑木が生え、草が刈られていない遊休荒廃地が広がってきています。鹿柵の管理を自治会単位で行っていますが、修繕箇所が年々増加しており、高齢化や集落の構成人員の減少であと何年で修繕ができなくなるとの声も聞こえてきました。

遊休農地・荒廃農地の維持管理の放棄によって鹿やハクビシンなどの獣害の増加や不法投棄が行われたり、耕作放棄により、カヤや雑木が生い茂ることによりますます再生し農地活用ができる土地が減少している現状に多くの住民が危惧を抱いています。

高齢化、人口減少により、かつて桑畑や薬用ニンジンの栽培が行われていた畑、大型機械が入らないなど遊休農地に対する、町長の掲げる「誰一人取り残さない持続可能な長和町を目指して」の観点から、経営耕地の大規模集約施策化一辺倒で取り残された遊休農地、荒廃農地をどのようにしていくのか、町長の考えと施策の方向性を質問いたします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 長和町では高齢化や人口減少の本格化により農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、農地が利用されやすくするよう、農地の集約化等に向けた取組として、人・農地プランの推進を進めてまいりました。

目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する計画を定め、それを現実すべく、将来にわたって集落の農地を担っていく担い手を中心経営体に位置づけ、対象地区内における中心経営体への農地の集約化を進めているところでございます。

まず、荒廃農地とは、農林水産省の「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」におきまして、「現に耕作されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地」と、こういうふうに定義されており、農業委員会による荒廃農地の所在地及び荒廃状況を確認する現地調査の結果であり、「耕作放棄地」とは5年に一度調査が行われる「農林業センサス」で定義されている用語で「以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付せず、この数年の間に再び作付する意思のない土地」を指しており、農家等々の耕作意思の調査結果による違いというふうになっております。

集約化から取り残された農地をどのようにしていくのかとの御質問につきましては、現状では積極的な営農に結びつかない状況ではありますが、耕作できる状況が維持されている農地は新規就農者等、意欲的な担い手が主体となって、その地域に適した新しい活用を検討することで荒廃農地の拡大を抑制したいというふうを考えております。

また、既に山林化しているような場所は農地として再生利用は不可能に近いものと考えますが、町内で荒廃農地を再生して利用したい希望があった場合には、国の地域集積協力金等の制度を活用し、個別の対応により利活用が図られるよう、支援をしていきたいというふうを考えておるところであります。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○4番（佐藤恵一君） 実務面から遊休農地・荒廃農地の草刈り補助、解消施策をただしていきま

す。  
近隣では上田市の遊休荒廃農地の解消を図る取組に対して、その事業にかかった経費の一部を補助制度がありますが長和町の草刈り、抜根等整地に対する補助制度はないのか、また、交付対象者を所有者へ拡大できないのか、質問いたします。

○議長（森田公明君） 中原産業振興課長。

○産業振興課長（中原良雄君） 長和町におきまして町独自の補助事業はございませんが、国の直接支払事業を活用しながら、遊休農地の発生防止や地域資源の維持・保全を図る活動に取り組んでおり、活動組織から耕作者に対して日当等が支払われております。

交付対象者を所有者へ拡大できないかとの御質問であります。この事業では国の要綱等に基づいて事業を実施する必要があるため、対象に所有者を加えることは困難であると考えております。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○4番（佐藤恵一君） ただいまの答弁でございますが、例えば町独自の補助金制度の創設はできないか。

また、国の直接支払事業とは中山間地の農業直接支払事業だと思いますが、事業要件に満たない地域の施策はないのか御質問いたします。

○議長（森田公明君） 中原産業振興課長。

○産業振興課長（中原良雄君） まず、草刈りににつきましては、高齢化や労働力不足に加え、近年

の温暖化による猛暑の影響等により農業者の負担が増しているものと認識をしておりますが、所有者の責任において適切な維持管理に努めていただきたいと考えております。

今後につきましては、状況把握に努めるとともに補助制度についても検討してまいりたいと考えております。

また、事業要件に満たない地域の支援につきましては、国の事業において農山漁村地域の活性化や農林水産業の基盤整備を進めることを目的とした「農山漁村地域整備交付金」や簡易な農地整備等と併せて荒廃農地を解消することを目的とした「農地耕作条件改善事業」等の中に農用整備のための支援策も設けられていることから、他の補助事業の活用も視野に入れ、具体的な取組が可能か関係機関と協議しながら、推進してまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○4番（佐藤恵一君） 中山間地域農業直接支払事業のほかに多面的機能支払交付金を活用して、隣接する遊休農地・耕作放棄地の維持管理はできないのか、また、土地所有者が高齢のため維持作業をシルバー人材センターへ委託した場合の作業委託費は補助対象とならないのか、質問いたします。

○議長（森田公明君） 龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） 多面的機能支払交付金事業では遊休農地の解消及び発生防止のための保全管理を行うことができます。

また、作業委託等の外注については、該当活動が規模や技術面から見て活動組織が実施可能な範囲を超えていると判断される場合は対象としております。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○4番（佐藤恵一君） ただいまの答弁の中にありました点で、2つ質問があります。

1つ目が、活動組織が作業委託を検討する場合とはどのようにすればよいのでしょうか。

2つ目、多面的機能支払交付金制度では、個人が作業委託した場合の取扱いはどうなっているのか。

質問いたします。

○議長（森田公明君） 龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） まず、1つ目でございますが、点検・機能診断を行い、診断結果を基に計画を策定してください。基本的には構成員の共同活動で行いますが、実施が難しいようでしたら事務局まで御相談ください。

内容に応じて、業務委託・長寿命化工事を検討いたします。

2つ目でございますが、個人で行った作業委託は対象外となります。

組織構成員である土地所有者または耕作者に対し協定価格に基づいた日当をお支払いしています。

内容によっては共同活動で実施可能な作業もありますので、活動組織または事務局まで御相談ください。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○4番（佐藤恵一君） 中山間地域農業直接支払事業、多面的機能支払交付金等を活用での草刈り等の耕地整備については高齢化、担い手不足の状況であり、特に作業に従事する皆さんが、近年の暑さで命の危険すら感じる高温下での作業が日常化している現状をお伝えして質問を続けさせていただきます。

役場で窓口相談をした場合、遊休農地・荒廃農地は個人所有の私的土地のため、行政として草刈り等の土地の維持管理に原則補助制度がないとの説明を受けますが、私どもは、固定資産税を徴収されている住民側から見れば草刈り等の維持管理に町の何らかの施策を求める声も聞かれます、こういった住民の声に応える具体的な施策の検討はされないのか、御質問いたします。

○議長（森田公明君） 中原産業振興課長。

○産業振興課長（中原良雄君） 納税されたお金は町民の皆様の日々の生活を支える財源として活用しておりますが、固定資産税は税収の使途が定められていない税であり、町が置かれている厳しい財政状況を考慮しながらも、「誰一人取り残さない持続可能な長和町」を実現するため、限られた財源の中で第2次長和町長期総合計画後期基本計画・第2次長和町まち・ひと・しごと創生総合戦略・町長公約を指針とし、事業の必要性・緊急性及び公平性を総合的・多角的に判断し、優先順位を明確にし、必要な事業を着実に推進しなければならないと考えております。

また、町は住民自らの自主性や自立性等が損なわれることのないよう尊重し、住民の活動に対して支援や協働を行う場合にはまちづくりの基本原則に反することのないよう、行政と住民が果たすべき責務を明確にし、所有者において負担を伴う性格のものについては、分別をしていくことが重要であるとの認識から、所有者は周辺の農業生産活動に支障が生じないよう農地の適切な維持管理を行い、地域においては適切に管理されていない農地が発生した場合には住民相互や関係機関等と情報共有や協力することにより荒廃農地の発生防止に努めていただくことが不可欠であると考えますので、御意見として承りたいと存じます。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○4番（佐藤恵一君） 大規模農家への土地集約の中で非効率のため耕作されなくなった土地、もはや外出すらままならない独居高齢者が増加する中で、集落構成員がいなくなりコミュニティーの崩壊により、土地維持管理活動が困難になり、土地所有者負担管理原則が崩壊しつつある現状を継続して行政に訴えていく必要を感じております。

次の質問に入ります。広義の遊休荒廃地解消策案となりますが、「人、モノ、カネ施策」の中の「もの施策」として白馬村や、軽井沢町では「ゼロエミッション施策」として高齢者や女性が扱いやすい「軽量の充電式草刈り機」購入補助がありますが草刈り機補助策として施策の導入はできないか、質問します。

○議長（森田公明君） 中原産業振興課長。

○産業振興課長（中原良雄君） 町では充電式草刈り機等の導入に対する補助事業はございません

が、草刈り機の購入補助に代わる制度といたしまして、自治会・区・各種団体などが住民協働のまちづくりや魅力ある観光の創出等の事業を実施する場合において、事前に機械器具等使用許可申請を行っていただくことで、歩行型草刈り機や斜面型草刈り機を貸与しておりますので、御活用していただければと思います。

また、現在、策定しております地球温暖化対策実行計画において、脱炭素化の実現に向けた取組として実施可能な取組については、施策を研究する過程において、総合的に判断してまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○4番（佐藤恵一君） 近年、高性能化してきた軽量の草刈り機は高齢者や女性には大変利便性のよい器具となってきていますので、購入補助施策については町への要望として次の質問に入ります。

「人」の施策として、集落支援員制度、これは総務省の特別交付税措置がある施策なのですが、その集落支援員制度を利用して、地域の課題・問題解決の方策の一部として耕作隣地の草刈りなどの問題解決に当たれないか、御質問します。

○議長（森田公明君） 中原産業振興課長。

○産業振興課長（中原良雄君） 集落支援員制度でございますが、総務省が実施している事業であり、過疎地域等に所在する集落における課題、具体的には人口減少と高齢化の進展に伴う生活扶助機能の低下、身近な生活交通手段の不足、空き家の増加、森林の荒廃、耕作放棄地の増加などに対して、これら課題解決のために支援員を配置するものでございます。

御質問にもあるとおり、集落支援員1人当たり350万円を上限として特別交付税措置が講じられることとなっております。

集落支援員の役割といたしまして、地域の実情に詳しく集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、地方自治体からの委嘱を受け、市町村職員と連携し、集落への「目配り」としての集落の巡回、状況把握、集落の在り方に関する話合いの促進を行うというものでございます。

集落支援員は、課題のある集落と行政の橋渡しの役割、また集落のコーディネーター的な役割を担うものであり、単に、遊休荒廃地対策の草刈りを実施するための要員ではないと考えられます。

しかし、全国で専任・兼任の集落支援員が5,000人以上任命されており、長野県においても17市町村で500人を超える集落支援員がおりますので、遊休荒廃地対策、また森林荒廃対策などに対してどのような活動をしているのか他市町村の事例を参考に調査検討してまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○4番（佐藤恵一君） 私も草刈り要員として、質問しているわけではなく、集落支援員の持つ役割、他市町村の実績や、交付金措置があることを事前に調べて、実現可能性が高く、かつ、効果的だと考えていますので、町の導入を要望いたします。

質問論点を農政に絞ります。



長和町は農業振興施策を農地の大規模化、効率化を柱として行っていますが、一方で耕作放棄地を原野へ地目転換を進めてきました。原野への地目転換によってかえって荒れた里山を拡大させていると思われませんが、町の見解と、現場ではカヤや樹木が生い茂り野生動物が増えて、近隣の農地に被害を及ぼしている現状をどのように改善していくのか、ということをお聞きいたします。

○議長（森田公明君） 中原産業振興課長。

○産業振興課長（中原良雄君） 公表されている統計資料の数値といたしまして、農林業センサスでは2020年は調査項目変更により調査項目がありませんが、2010年と2015年を比較した耕作放棄地の面積ですが、長和町では2010年が158ヘクタール、2015年が131ヘクタール、上田地域では2010年が1,768ヘクタール、2015年が1,652ヘクタール、長野県では2010年が1万7,146ヘクタール、2015年が1万6,776ヘクタール。

農林水産省で毎年実施しております、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査での荒廃農地の面積は長野県では2012年が1万6,102ヘクタール、2021年が1万1,097ヘクタールでありまして、参考といたしまして、農業委員会において農地法の規定に基づく利用状況調査における長和町の遊休農地の面積は2012年が144.6ヘクタール、2022年が69.7ヘクタールとなっており、いずれの統計資料からも10年前と比較した場合では減少傾向にあることが分かります。

平成29年度から令和5年度時点で課税上では既に農地として取り扱われていない861筆で60.5ヘクタールにつきまして、非農地判断により山林原野として農業委員会においても農地として取り扱わない判断をしております。

町といたしましては、既に山林化により農地として再生することが困難となってしまった農地について実施されたとの認識でございます。

農地を将来にわたって維持・管理するためには、獣害防止柵の提供による面的な対応と個人の農家を対象に実施している電気柵やネット設置に要する補助事業を活用して農地の保全を図りたいと考えております。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○4番（佐藤恵一君） ただいまの答弁の中の長和町の遊休農地面積は2012年が144.6ヘクタール、2022年が69.7ヘクタール、また60.5ヘクタールにつきましては、非農地判断により山林原野となっているということは、調査データの基準が違うにしても大半が原野となっていると考えてよろしいでしょうか。

続けて質問です。

また、その原野を担当する行政の担当部署はどこになりますか。前回の一般質問ではたとえ木が茂っていても原野は山林とされないと伺っております。

農地でもない、山林でもない原野が、野球のお見合いのように野手と野手の中間に球が落ちて、里山が荒れていく一因と考えられますので、担当部署を伺います。

○議長（森田公明君） 中原産業振興課長。

○産業振興課長（中原良雄君） 利用状況調査における長和町の遊休農地面積とは別に非農地判断の対象としたものは、2012年が266.0ヘクタール、2022年が183.6ヘクタールとなっております。

また、山林原野として農地として取り扱わないと判断をした60.5ヘクタールにつきましては、現状が山林かつ農業振興区域外のものとなっております。

したがって、現状はそのほぼ全てが山林であるものとの認識であります。

原野につきましては、不動産登記における地目の1つであり、個人が所有する資産となりますので、自らの責任で適正に利用・管理していただくことが所有者としての責務であると考えております。

また、その土地において立木の伐採のみを行うケース・土地の形質の変更等を伴うケース・その他のケース等、お問合せの内容や法令に基づく制限等の種別によって、必要となる手続や対応が異なってくるものと認識しておりますので、あらかじめ特定の担当部署を断言することは困難であると考えております。

したがって、具体的なお話をお伺いした上で、適切な役割分担により対応したいと考えております。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○4番（佐藤恵一君） 明確な答弁ありがとうございました。

ちょっと時間の都合で1つ飛ばさせていただきまして、耕作農地の防獣対策として、町では耕作地の有害鳥獣の防護柵・電気柵等の設置に対する補助と、自治会へ修繕鹿柵等を購入していますが、5年間の補助費用と利用集落数、2番目として、鹿柵に当たっては5年間の購入費用と利用集落数について質問いたします。

○議長（森田公明君） 中原産業振興課長。

○産業振興課長（中原良雄君） 獣害対策の補助及び資材の提供の関係でございますが、最初に有害鳥獣防護柵の設置に対する補助ですが、資材購入費の3分の1を補助するというものでございます。

5年間の補助費用及び件数でございますが、平成30年度は0件、令和元年度4件で8万9,471円、令和2年度6件7万2,417円、令和3年度6件9万9,633円、令和4年度2件5万7,997円でございます。

また、自治会等で設置していただいている獣害柵につきましては、平成30年度は購入額285万5,538円、件数5件、令和元年度は購入額1,313万3,148円、件数6件、令和2年度は購入額461万2,541円、件数5件、令和3年度は購入額199万4,219円、件数11件、令和4年度は購入額839万9,863円、件数6件でございます。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○4番（佐藤恵一君） 町を歩いておられますと、個々の耕作地に有害鳥獣防護柵や電気柵の設置が目立ってきました。初回のみ補助ではありますが、町民に広く利用されるべき制度だと考えますので、広く住民への利用条件等の情報提供を要望いたします。

鹿柵は各自治会・地区ごとの維持・管理ですが、今後数年間で、高齢化や構成員の減少集落では鹿柵の維持管理も大きな負担となってきます。また、鹿柵設置により鹿柵周辺の樹木の伐採がしにくく、鹿柵の山側の樹木が大きくなり日照等の妨げの問題が出てきています。維持・管理責任は各自治会、区にあるにせよ、高齢化、人口減少が顕著な自治会、区への町の対応策はあるのか、質問いたします。

○議長（森田公明君） 中原産業振興課長。

○産業振興課長（中原良雄君） 獣害防止柵並びに設置区間の保全管理につきましては、地域住民や農業関係組織等が一丸となって取組を推進した経過を踏まえると、設置者が主体となって責任を持って管理を行っていただくことが原則となりますので、引き続き、御理解・御協力をお願いしたいと存じます。

なお、獣害防止柵の点検・補修につきましては、多面的機能支払交付金事業、あるいは中山間直接支払事業にて共同活動の取組として行うことができますので、交付対象エリアになっているか御確認の上活用していただければと思います。

自治会や区に管理を委ねる場合においては、活動への理解や積極的な参加体制の確保などについて、御質問にもあるように課題があるものと認識しておりますので、どのような状況にあるかを客観的に把握しながら、今後、研究を進めてまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○4番（佐藤恵一君） 獣害対策として、森林側、民家農地の裏山の樹木伐採等を行い帯状に整備して、大規模な緩衝地帯設置施策が中野市などで実施されています。森林づくり推進支援金を活用し、森林緩衝帯整備を実施し野生鳥獣による農作物や人的被害を未然に防止することを目的とした森林緩衝帯整備を行うことにより、獣害の軽減、隣接した遊休農地、耕作放棄地の再利用促進ができないか、今後の人口減少を考えると町内の緩衝帯整備を計画的に行う必要があるのではないかと、質問いたします。

○議長（森田公明君） 中原産業振興課長。

○産業振興課長（中原良雄君） 大規模な緩衝地帯設置につきましては、実際の効果など視察等を踏まえ調査を行いたいと考えておりますが、森林づくり推進支援金の活用した事業は全額補助にならない事業でございますので、対象となる山林所有者には皆伐の了承のほか、金銭的な負担が発生いたします。

そういった問題がありますので計画的な実施は難しい状況ではありますが、負担金が発生しても整備の意向がある山林所有者さんに問合せを頂ければ、県のほうへ事業申請をしていきたいと考えております。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○4番（佐藤恵一君） 近年、山林と耕作地の間にあった野生動物が耕作地に入りづらかった牧場や里山の消滅により、野生動物の耕作地への被害が増大しております。その対策として、大規模な緩衝地帯設置や里山の整備施策として検討され始めていますので、今後御検討ください。

では、次の第2項目の質問に入ります。質問の時間のほうが短くなってきましたので、質問項目はいろいろ飛ばしていきますので、よろしくをお願いします。

第2項目の質問は、長野県みどりの食料システム戦略を里山にどう取り入れるか、ということです。

国は令和3年5月みどりの食料システム戦略策定、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現が策定され、2050年度までにオーガニック市場の拡大と耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%に拡大する目標を立てました。

今年度、令和5年3月28日には長野県でも「長野県みどりの食料システム戦略推進計画」が策定され、県及び77市町村で同時に策定をされております。

みどりの食料システム戦略は農業と林業に分かれ、ゼロエミッション、化学農薬の使用量低減、化学肥料の使用量低減、有機農業の取組面積の拡大となっていますが、今回は、有機農業の取組面積の拡大に焦点を当てます。

有機農業を推進し取り組んでいる地域では有機栽培への取組や自然環境への取組によって移住定住者が増えている地域があります。まちづくりの視点、特に観光エリアでない里山地域からは有効な手段と考えますが町の考えをた듭니다。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 長和町の農業は、豊富な水を生かした水稻栽培や高低差、冷涼な気候を生かした野菜や花き栽培を中心に地域の基幹産業として発展をしております。

国ではみどりの食料システム戦略の策定に当たりまして、まず1つとして、環境負荷の低減を図って農業の持続可能性を確保すること、2つ目として、基幹的農業従事者の減少が予想される中でイノベーションによって生産性の向上を図っていくこと、そして3つ目として、農林水産物の国際競争力を確保し、輸出や国産品への需要を増やすこと、4つ目として、海外依存度の高い化学肥料などの使用量を減らして経済安全保障に資すること、こういった4つが意義として挙げられておりまして、長和町におきましても取組を推進することで農林業の持続的な発展や食料安全保障の確立に寄与するものであると認識をしておるところでございます。

また、みどりの食料システム戦略を推進することが、移住定住者の増加に寄与している事例もありますので、今後、当町も参画している「長野県みどりの食料システム戦略推進計画」に基づきまして取組を検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○4番（佐藤恵一君） 有機栽培米のブランド化により、例えば南箕輪村は、減農薬、無化学肥料

により村内で生産されている特別栽培米コシヒカリ「風の村米だより」を大阪府泉大津市の学校給食に供給するため、同市と農業連携協定を締結したという8月2日の記事にあります。今後、都市部の有機学校給食の導入が増えるに従い新たな安定した販売先確保が可能と予想されますが、町の見解をお伺いいたします。

○議長（森田公明君） 中原産業振興課長。

○産業振興課長（中原良雄君） 平成18年度に策定されました「有機農業推進法」において、有機農業を「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう。」と定義されております。

農家が有機農業に取り組む動機として、「よりよい農産物を提供したい」が最も多く、次いで「農薬・肥料などのコストの低減」「農作業を行う上での自身の健康のため」「環境負荷を少なくしたい」の順となっております。

一方で有機農業に取り組む際の課題として、「人手が足りない」が最も多く、次いで「栽培管理や手間がかかる」「資材コストが高い」「収量が上がらない」等の様々な課題があり、また当町は中山間地域特有の傾斜地で自然的・地形的条件から見ても厳しい条件の中で農業が営まれており、有機農業を取り巻く情勢として良好な環境が整っているとは言いにくい状況にあるものと認識しております。

これらの課題に加え、有機農業に取り組んでいる農家の件数や栽培面積・慣行農業とのエリア分け・推進すべき作物の選定等、当町の有機農業の現状が把握できていない状況もありますので、状況を把握するように努めるとともに、生産振興を図るための基盤づくりや実践的な活動機会を広めていくことで供給体制を確立し、販路確保できればと考えております。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○4番（佐藤恵一君） 長和町は北向きの中山間地ですが、気候の温暖化により平均気温など耕作地の条件が変化してきています。土地集約型のハウス等の利用により、新たな農業振興が図られると私は考えていますので、農政課の戦略策定は重要になってくると思われれます。

話を戻しますが、先ほどの南箕輪村と泉大津市の農業連携協定には都市部との人的交流、関係人口増も視野に入れていきます。コロナによって停滞している我が町のグリーンツーリズムの取組の活性化や、小中学校の山村体験にもつなげられる有機農業の取組の推進と都市との関係人口増の施策についてまちづくりの視点からの見解をたゞします。

○議長（森田公明君） 中原産業振興課長。

○産業振興課長（中原良雄君） 長和町ならではの魅力を感じていただき、地域の活性化に向けて新しいコンセプトとしての相乗効果や需要の掘り起こしにつながる可能性があり、大きな期待をするものであります。

先ほどの答弁のとおり、有機農業の推進に当たっては基盤づくりや実践的な活動機会を広めつつ、

受入先となる農業者の確保や理解が重要であると考えますので、観光協会と連携し、観光客のニーズや農地利用最適化推進委員さんなどの地元関係者の意向等も踏まえ、相互に情報共有を図りながら、外部人材の登用も検討し、地域の実情に応じた事業の在り方を研究してまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○4番（佐藤恵一君） 私の立場は、農産物の全てを何が何でも有機農業とか有機無農薬とか、そういった極端な主張ではなく、農産物の栽培品目、栽培規模によっては、市場への出荷基準等を優先させるために慣行農業を否定するものではないことを申し上げるとともに、有機無農薬栽培を1つの戦略的な農産物、例えばワインブドウのような感じとして町で導入し、取組を行ったらどうかという立場で質問しております。

有機農業を自治体でブランド化している地域は農政担当者がイニシアチブを取り推進していく事例がある中で、町として、慣行だ、有機だとの対立軸をつくらない農業振興を行う施策と農業行政の方針はどんなものがあるか、見解を問います。

○議長（森田公明君） 中原産業振興課長。

○産業振興課長（中原良雄君） 農業において、食料の安定供給をはじめ、自然環境の保全、多面的機能の維持、食の安全安心などに十分配慮し、地域の産業振興を図ることであり、関係者が一丸となって取組を推進することが重要であると考えております。

町の気候や特性を生かした農業の活用等については、農業委員会や農地最適化推進委員会など、関係機関と連携・協議しながら取組を推進してまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○4番（佐藤恵一君） 先ほども申し上げましたとおり、地球の温暖化による気候の上昇によって、それをポジティブに考えること、あとは国の農業施策により様々な助成金施策があるのですから、あとは行政の意気込みだけだと、私個人的には思います。

次の質問に入ります。

担い手不足という点では、他市町村では農業関係の地域おこし協力隊の活躍の話題があります。例えば有機農業に限らず、棚田の耕作と農泊・グリーンツーリズムの推進等、地域に新しいビジネスモデルを協力隊として起こして、その事業を町が事業支援して、その後、認定新規就農者として就農支援が得られることを考えれば、農業関連の地域おこし協力隊は、町の産業・特産品の開発と担い手の確保の有効な手段と考えますが、町の見解はいかがでしょうか。

○議長（森田公明君） 中原産業振興課長。

○産業振興課長（中原良雄君） 地域おこし協力隊は都市地域から過疎地域等への条件不利地域に住民票を異動し、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこし支援や農林水産業への従事、住民支援など地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組でありまして、これまで14人の隊員を採用した実績等を踏まえ、多様な分野で活動を展開することが可能で

あると認識しております。

第2次長和町まち・ひと・しごと創生総合戦略においても移住者の呼び込みや新規就農者の確保に力を入れておりますので、3年間の任期中に就農に必要な技術や経営知識の習得、農地や機材の確保等の準備を進めながら、将来的に次世代の担い手として地域に定着していただくことで、農業の持続性や活性化が期待されます。

一方、従来の地域おこし協力隊の応募・選考方法では活動内容や生活環境などが具体的にイメージしにくいとの意見や、任用後の考え方の不一致を理由に任期途中での退任が発生していることなどから、国では地域おこし協力隊インターン制度を創設した状況であり、長和町においても、今年度からこの制度を活用してインターン生の募集が開始されており、今後の新規協力隊の募集に当たっては、この事業を通じてインターン生のスキルや町の実情に合わせたミッションの作成を行う計画があることから、取組の目的との整合性等も検証しながら、受入れの検討を進めたいと考えております。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○4番（佐藤恵一君） 続きまして、項目3項めの小水力発電の進捗状況、再エネルギー事業の収益が地域にとどまるかを質問いたします。

令和4年9月の定例会一般質問にて、和田の野々入地区における飯山藤巻建設による水力発電施設検討について、自治体として地域連携型水力発電所としての連携の模索について質問いたしました。

外部資本と協働の事業体のエネルギー施策の取組は、限られた自治体予算や独自のノウハウがない中で、外部資本との協働プロジェクトは積極的に推進すべきとの考えで質問いたしましたが、その後の建設に向けての状況はいかがですか。災害時の具体的な地域電源としての災害時活用の計画は進んでいるのでしょうか、質問いたします。

○議長（森田公明君） 龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） 令和7年4月を建設工事の着工予定と進められており、先月の8月26日に野々入公民館にて地元説明会が開催され、株式会社藤巻発電より事業内容について説明がされました。まだまだ地元からの同意を得るところまではいかないため、今後の説明会を開催していく中で災害時等の協定書の話合いを進めていく予定であります。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○4番（佐藤恵一君） 続きまして、3番目の質問に入ります。

脱炭素先行地域では一般的な地域裨益型の再エネの考えを、行政として、今回の小水力発電の事例で検討したのかを質問します。

地域裨益型再エネ、地域裨益という難しい言葉なんですけど、一言で言えば再エネルギーの事業収益が地域にとどまることです。地域における投資で収益が出て、地域の中で所得として回していくことが一番の根幹です。具体的には、例えば地域の未利用スペースを有効活用、地銀の出資、地元

企業の施工、1次産業との組合せ、災害時の優先的な電力供給といった方法が考えられます。

今回の計画では、災害時の協力関係の連携、再生可能エネルギーの教育の場での活用拠点、地元企業での施工、小水力発電の維持管理に必要な人員の育成を地元で行うなど、雇用確保についてです。

地域裨益型の再エネのまちづくりの実現に伴う脱炭素先行地域に応募されない町の現状は、ますます、住みたい町としての自治体間競争の格差を広げていると考えますが、見解をお願いいたします。

○議長（森田公明君） 西田地球温暖化・景観対策担当課長。

○地球温暖化・景観対策担当課長（西田裕康君） 脱炭素社会を実現させていくには、議員がおっしゃる、地域に裨益し、地域と共生する形で取り組んでいく必要があります。

また、脱炭素の交付金等獲得に向けて、民間と連携した地域裨益型が潮流になってきています。

今、進めようとしている事業が成功事例となれば、小水力だけでなく、地域資源を活用した再エネポテンシャルによって、有事の際の電源確保などの地域の課題の解決に貢献でき、また、地域経済の改善につながることを期待できますので、地元企業による施工、地域で電力の生産・消費など、地域内でのサイクルとなる事業として取り組んでいけるよう検討していきます。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○4番（佐藤恵一君） 要望とまとめになります。

今回、小諸市が脱炭素先行地域に選ばれました。自治体、病院、大学、民間企業による都市・まちづくりが計画、実施されていくものと思われれます。従来型の民間投資資本により、場所が主的な発想でなく、再生可能エネルギーを核として、地域のエネルギー利用が住民全体に利益をもたらす町にすることが必要だと考えます。

周辺市町村の脱炭素先行地域への応募に向けて準備している町では、地域裨益型の再生可能エネルギーによるまちづくりを検討している市町村があります。当町も、担当部局のみでなく役場全体として、場所が主的な発想から、地域裨益型の再生可能エネルギーによるまちづくりへの発想転換を要望いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（森田公明君） 以上で、4番、佐藤恵一議員の一般質問を終結いたします。

ここで午後3時15分まで休憩いたします。

休 憩 午後 3時03分

---

再 開 午後 3時15分

○議長（森田公明君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

5番、田福光規議員の一般質問を許します。

田福光規議員。

○5番（田福光規君） 議長の許可を頂きましたので、一般質問を行わせていただきます。



私は、今日は第1にマイナンバーカード登録の現状と問題点、今後の課題について、第2に加齢性難聴者の補聴器購入助成について、第3に带状疱疹予防ワクチン接種への助成の実施について、以上3点について質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

最初の質問です。マイナンバーカードは最大2万円のポイント付加事業などの影響もあり、当町も含め、全国で多くの方がマイナンバーカードの交付を申請いたしました。政府は、さきの国会で成立したマイナンバー法などの改正関連法で、健康保険証を廃止してカードと一体化したマイナ保険証の利用を促し、さらに定着を図るつもりであります。カード普及率の上昇を背景にマイナンバーの利用範囲を広げ、カードがあれば便利になる場を増やすとしています。

しかし、法改正と前後してマイナンバーに関するトラブルが相次いで判明しました。7月上旬の時点でも、本人以外の公的給付金の受取口座の誤登録が約14万件、マイナ保険証に他人の情報が登録されたケースが7,400件を超え、他人の年金記録が閲覧されたケース170件や障害者手帳の誤登録62件など、トラブルは多方面で多数に及び、個人情報の漏えいという重大な問題が起きています。

また、先日厚労省から、協会けんぽや健康保険組合など企業で働く方々の健康保険でマイナンバーへのひもづけができていない方の数が全国で77万人にも上ることが発表されました。マイナンバーへの国民の信頼は揺らいでおり、健康保険証の廃止時期には与党内からも慎重論が出ております。

2024年秋に現行の健康保険証を原則廃止し、マイナンバーカードと一体化したマイナ保険証に切り替える政府方針をめぐり、信濃毎日新聞が7月24日に行った調査では、県内77市町村のうち3割に当たる、当町も含めた23市町村が廃止の延期や撤回を求めています。

最初に、羽田町長に、2024年秋に現行の健康保険証を原則廃止し、マイナンバーカードと一体化したマイナ保険証に切り替える政府方針に対して、また、相次いで判明しているマイナンバーカードに関するトラブルと政府の対応についての見解をお聞きします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） マイナンバーカードに関するトラブルと政府の対応についての御質問でございますが、マイナンバー、マイナンバーカードは、平成27年10月施行のマイナンバー法に基づきまして、各自治体において、申請者に対してマイナンバーカードの交付がスタートいたしました。

政府は令和5年3月末までに、ほぼ全ての国民にマイナンバーカードを交付するという目標達成の方針と、令和6年秋には現行の健康保険証の廃止を打ち出し、マイナンバーカードの普及と消費活性化策として令和2年9月にスタートしたマイナポイント事業により、マイナンバーカードの申請・交付率は大きく伸びる結果となり、様々な場面でマイナンバーカードが利用される中、議員がおっしゃるとおり、令和5年5月のコンビニでの証明書の誤交付に始まり、マイナ保険証に別人の情報がひもづけされ、専用サイトで他人が閲覧、そしてまたマイナンバーに別人の公金受取口座の

誤登録等、各地でトラブルが発生をしております。

このような状況の中、去る6月2日に改正ナンバー法が成立をしまして、令和6年秋に現行の健康保険証を廃止し、マイナ保険証に一本化されるなど、マイナンバーカードの活用拡大が図られません。

議員の御質問のマイナンバーカードと一体化したマイナ保険証に切り替える政府方針、相次いで判明しているマイナンバーカードに関するトラブルと政府の対応について、私は現行の保険証を廃止し、マイナ保険証への移行は、保険者の移行時に加え、医療DXにおける医療情報の共有・分析・活用を通じて、国が目指すデジタル社会における質の高い持続可能な医療を実現するものであり、その点については理解をいたしますが、マイナンバーカードと健康保険証の一体化における現状のトラブル、このことを早急に解決をし、国民の不安解消と信頼回復ができない限り、令和6年秋のマイナンバーカードと健康保険証の一体化は、国民が納得した上での制度としてスタートができないと思っており、一体化時期について再考することも考えるべきであるというふうに思っております。

また、マイナンバーカードに関するトラブルにつきましては様々なトラブルが発生する中、マイナンバーカード返納など、国民の信頼を失いつつあります。今回の問題は人為的ミス、そしてシステム不具合、政府等の周知不足等が相まって生じたものであり、政府として早急に実施可能な対応策を講じなければマイナンバーの関連事業は進まないのではないかとこのように思っております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） マイナ保険証が使えないトラブルが県内でも相次いでいます。

長野市の67歳の男性が脳出血で意識不明になったが、マイナ保険証の利用は機器に暗証番号を入力するか、顔認証をする必要があるため、マイナ保険証を利用できないため、奥さんが急遽、市役所で健康保険証の再発行をしてもらい、無保険扱いを逃れることができたとの報告がありました。

また、松本市では、21年10月のマイナ保険証運用開始以降、今年6月までに何らかの原因で機器がマイナ保険証の情報を読めないケースが17件発生しているとのことであります。

全国でも多くのトラブルが発生しています。大阪の保険医協会が8月3日に発表した医療機関アンケート調査では、資格確認に関するトラブルがあったと回答した医療機関が135件、68.9%に上っています。福岡市の医師会の調査でも83%の医療機関が不具合があったと回答しています。

国保依田窪病院ではトラブルは発生していませんか。把握しておられれば、お答えをお願いします。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） 国保依田窪病院におけますマイナ保険証に関するトラブルについての御質問ですが、依田窪病院に確認したところ、大きなトラブルはないそうですが、顔認証は読

み込めず、暗証番号を入力していただいたケースが数件あったそうです。

また、保険係が所管をしております和田歯科診療所においては、現在のところ、トラブルはないとのことです。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） マイナ保険証が使えないトラブルはどのような理由で起こっているのでしょうか。改善はどのようにして行われるのですか。本人がチェックする方法はあるんですか、答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） マイナ保険証が使えないというトラブルの状況とその対応についての御質問ですが、現在、保険係が所管をしております国民健康保険、後期高齢者医療保険に关しましては、マイナ保険証が使えないというトラブルは聞いておりませんが、今、全国的に起きているトラブルは、一般的に健康保険組合によるひもづけが手作業のため、住所確認などが不十分だったケース等により、医療機関では別人の医療情報がひもづけされる事例や、カードの読み取りや顔認証、通信機器の不具合などで無保険扱いとなり、医療費10割を請求されるなどの事例がありました。そのほか、本人がマイナ保険証として登録していない場合もあります。

現在、政府はマイナ保険証を含めた様々なトラブルの対応として、マイナポータルから閲覧できる全29項目の情報につきまして、各自治体等に適切な方法で個人情報にマイナンバーを登録してあるかの調査を実施し、その結果を踏まえ、総点検をする方針を打ち出しております。

また、マイナ保険証に関して、登録してあるかないか、最新の健康保険証情報で保険証内容が記載されているかなどは、マイナポータルから確認ができるようになっております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 町内の介護施設、障がい者施設の入所者のマイナンバーカードの取得、マイナ保険証の登録の状況はどのようになっていますか、答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） 介護・障がい福祉施設入所者のマイナンバーカードの取得状況とマイナ保険証の登録状況についての御質問ですが、介護・障がい福祉施設の入所者のマイナンバーカードの申請・取得、マイナ保険証登録について、どれくらいの方が申請・取得、登録をされたかは把握はできておりません。

介護・障がい福祉施設に入所している方のマイナンバーカードの取得等については、御家族の方や施設職員などから相談を受けた場合、カードを作りたいがどのようにしたらよいか等の相談を受けた場合については、当町の職員が自宅や施設などへお伺いをして、御本人と家族の方等にも同席をしていただき、写真撮影をして申請。なお、受け取りについては、御本人が来庁できない場合は御家族等が代理で受け取れる方法で対応しているところでございます。

マイナ保険証の登録につきましては、各自マイナポータルで申込みをしていただいているかと思

いますが、御自分で登録ができない方については役場窓口でサポートをしております。

また、国は施設入所者のマイナンバーカード取得・管理について、福祉施設・支援団体向けマイナンバーカード取得・管理マニュアル Ver. 1 を 8 月に作成をしており、マイナンバーカードについては、入所契約や預かり証などの合意に基づき、施設側で管理することも可能とし、この場合の管理方法や管理を行う者の範囲などを定めることなど、このほかにマイナンバーカードの取得方法について、マイナンバーカードを健康保険証として利用するための手続について、暗証番号の設定が不要なマイナンバーカードの交付について、市区町村職員による出張申請受付についてなどが記載をされています。

当町におきましても、このマニュアルを基に、介護・障がい福祉施設入所者の方がマイナンバーカードの申請等を希望される場合は支援をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 先ほどの町内の介護施設や障がい者施設の入所者がマイナ保険証を使って医療機関を受診する場合は、顔認証か暗証番号の入力が必要になりますが、本人では対応できない場合もあると思いますが、そういう場合はどのようにするのですか、答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） 介護施設や障がい者施設の入所者が、顔認証、暗証番号の入力を本人では対応できない場合、どのようにするかとの御質問ですが、福祉施設・支援団体向けマイナンバーカード取得管理マニュアルによりますと、障がいがあるなどにより御自身でマイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーに置くことが難しい等のやむを得ない事情があり、患者本人から希望があった場合に、家族の方や介護者、職員等の支援により必要な支援を行うことは差し支えないということになっております。

今後、国は施設入所者に限らず、暗証番号の管理に不安がある方が安心してマイナンバーカードを利用でき、代理交付を受ける方の負担軽減にもつながるよう、暗証番号の設定が不要なカードの申請、交付を開始するとのことでございます。

また、介護施設や障がい者施設の入所者の皆さんに限らず、マイナンバーカードにオンライン資格が確認できない場合の対応については、国は関係通知を関係機関へ発出しております。マイナ保険証を利用して病院等でオンライン資格確認を行う場合は、御自身の保険証機能を有したマイナンバーカードをカードリーダーにて顔認証、または暗証番号により本人認証を行うこととなりますが、その過程において、「資格（無効）」「資格情報なし」と表示されたり、医療機関等の機器の不良等により資格確認を行うことができない場合があります。この場合の取扱いについて、適切な自己負担の支払いで必要な保険診療を受けられること、医療機関においては事務的対応以上の負担をかけるという基本的な考えに沿って、対応策が国から周知をされております。

対応策としましては、健康保険証を持参している場合は健康保険証による確認、患者が自身のスマートフォン等で被保険者資格証の提示、過去の受診歴やマイナンバーカードの券面情報——氏名、

生年月日等でございますが――ほか連絡先、加入医療保険情報、一部負担割合を口頭で確認――この場合、被保険者資格申立書の提出があったとして取り扱うことも可能というふうにされております――もしくは被保険者資格申立書の提出、顔認証がうまく機能しない場合には暗証番号の入力、または医療機関等で職員がマイナンバーカードの券面の写真を目視することにより本人確認を行うことも可能であるということが周知をされているところでございます。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 今の説明ですと、うまく稼働しなかった場合に全額負担じゃなくて3割負担で済ますこともできるという新たな政府の対応答弁が行われているわけですけど、保険証を持っている場合には保険証を見せなさいと。何のためのマイナ保険証か分からなくなっちゃうんですけどね。それから、被保険者資格申立書の提出、これは文書で報道された中身によりますと、3枚ぐらい情報を書かなきゃいけないと。本人にとっても病院にとっても非常に手間のかかる作業がこのために起こっているということなんで、少なくともこんなことが起こらないような対応をお願いしたいというふうに思うのであります。

次の質問です。

当町のマイナンバーカードの取得率は何％ですか。昨年後半以降、取得率が急速に進んだと思いますが、その理由は何だと思えますか、答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） 当町のマイナンバーカードの取得率が急速に進んだ理由についての御質問ですが、最初に当町のマイナンバーカードの取得率ですが、令和5年7月末現在、申請率は80.5％で、交付率は77.9％となっております。

また、急速に進んだ理由につきましては、令和5年3月までに、ほぼ全ての国民にマイナンバーカードを交付するという目標達成に向けたマイナンバーカードの普及と、消費活性化策として国が実施しましたマイナポイント事業（第1弾、第2弾）の実施により、各自治体が臨時申請窓口設置等を地域の実情に応じて実施した結果だと思っております。

また、マイナンバーカードと保険証の一体化、いわゆるマイナ保険証や、今後、マイナンバーカードに運転免許証の機能を搭載するなど、マイナンバーカードの利用促進を図っていること、そして国が各自治体に対しましてマイナンバーカード取得率が平均未満の自治体を重点的フォローアップ対象団体に指定し、対策強化を要請、また、取得率によって地方交付税の配分額を検討する方針を打ち出したことも、マイナンバーカードの取得率に影響を及ぼしたものと思っております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 重度の身体障がい者の方の場合、ヘッド付きの車椅子に乗ったままで顔写真を撮ってしまうと顔認証ができないと新聞報道をされていまして。当町ではそのようなケースはありませんでしたか、答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） 先ほどの答弁でも触れさせていただきましたが、国保依田窪病院において顔認証が読み込めず暗証番号を入力したケースはあったとのこと。なお、顔認証ができなかったケースについて、議員がおっしゃるようなケースの顔認証であったかは、詳細は把握できておりません。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 7月25日付の信濃毎日新聞では、マイナンバーカードの自主返納が4月以降に少なくとも県内30町村で計167件に上っており、制度への不信感が急速に広がっていると報じられていました。当町での返納者はおられますか、答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） マイナンバーカードの返納者についての御質問ですが、4月以降、そして令和5年5月のコンビニでの証明書の誤交付が報道された以降、当町におけるマイナンバーカード返納者は1名で、その理由につきましては国が信用できないということだったそうです。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 当町ではマイナンバーカードを利用したコンビニでの証明書の交付、住民票や戸籍抄本、印鑑証明書等でのトラブルは起こっていませんか。答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） コンビニでの証明書交付に関するトラブルについての御質問ですが、当町は令和4年度に自治体サービスとして広域で戸籍などの各種証明書を交付するコンビニ交付システムを導入し、令和5年2月より運用を開始しました。現在、コンビニでの証明書交付に関するトラブルに関する報告はございません。

なお、令和5年2月から7月までのコンビニでの証明書交付の件数は378件で、内訳としましては住民票159件、戸籍93件、戸籍付票16件、印鑑証明110件となっております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 政府は6月にマイナンバー情報総点検本部を設置し、秋までにひもづけに誤りがないかどうか確認するとしています。マイナカード取得者向けサイト、マイナポータルで閲覧できる医療や福祉、税といった全29項目が対象で、自治体など約3,600機関がひもづけ作業をどのような確認方法で行っているのか把握し、8月に中間報告をまとめ、点検が必要なケースを洗い出し、秋までに完了させるとのことです。

私は、当町への業務負担、町民サービスへの影響が心配です。当町が行わなければならないことはどのような作業になりますか、答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） マイナンバーカードにおける総点検についての御質問ですが、7月に個人情報とマイナンバーのひもづけ方法についての実態調査、点検がございました。実態調査等の内容につきましては、マイナポータルで閲覧可能な情報を有する全ての制度について、ひもづ

けが正確に行われているかについての実態調査等でございました。

当町におきましては、町民福祉課につきましては福祉係、保険係ですけど、町民福祉課をはじめ、今回の実態調査の対象となった各部署でそれぞれ対応し、報告をしたところでございます。

実態調査等の結果については、8月初旬に中間発表として、8月下旬には個別データの精査が必要な関係機関へ精査の手順マニュアルを示し、総点検の指示がありましたが、現段階では、当町において総点検の必要はないとの回答が来ております。

総点検では、マイナンバーと他人の情報をひもづけるミスが相次いだことを受けて実施するもので、当町のひもづけ作業については住民基本台帳ネットワークシステムの総合宛名システムとの自動連携によりマイナンバーを取得するため、当町が対応している項目については、町、そして住民の皆様への影響はないかと思われま。

ただし、他の機関で対応し、総点検が必要になる項目については、今後、町、住民への影響が出る場合もあるかというふうに思っております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 現段階では、当町について総点検の必要はないという答弁で、ちょっとほっとしますけど。この質問を提出した後に、新聞報道でもありましたけど、全国で総点検が必要な自治体数が四百数十自治体、全国の都道府県、それと政令市というふうに書かれていました。具体的にはここにも書いていますけど、各種障害手帳関係の情報が全部手作業で行われておって、それに相当の間違ひがあるみたいだということなので、県のほうが――長野県と長野市になりますかね――そういう情報のひもづけの総点検を行うということですから、その影響がうちの町に来ないことを願うだけですけど、そういう状況というのが後から分かったということです。

次の質問に入ります。

来年の秋の健康保険証の廃止以降、基本的にはマイナ保険証で保険診療を受けることとなります。マイナカードがない人や、カードがあっても保険証機能を持たせていない人には資格確認証を発行することです。政府は確認証の有効期間を、当初は長くても1年とし、原則として本人申請に基づき更新すると説明していました。その後、国民の不信の高まりを受け政府は有効期間を最長5年で、最初の段階では申請も不要とすることに変更をいたしました。

当町の場合、来年の秋の健康保険証の廃止に合わせて、国民健康保険証の資格確認証をマイナ保険証を持っていない人に発行することになるとは思いますが、トラブルの危険はないのでしょうか。マイナ保険証を持っている人に、間違っ資格確認証を送付した場合にはあまり問題になりませんが、逆に、マイナ保険証を持っていない人に資格確認証を送らなかつた場合は無保険者をつくってしまうこととなります。非常に心配いたしますが、お考えをお聞きします。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） 国は、令和6年秋を予定とする被保険者証廃止に向けた対応策として、マイナ保険証を持たない人でも確実に必要な保険診療を受けられるよう、資格確認書をマイ

ナ保険証を持たない全員に職権交付する方針を示しております。

今後、国から示されると思う発行方法（マニュアル）により、トラブルがないよう適正な事務を進める予定ですが、現時点で発行方法等、またタイムスケジュール等の詳細については周知をされていないところでございます。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 政府は、資格確認証の有効期間を最長5年で申請も不要としましたが、国民健康保険の有効期間はもともと1年のため、有効期間は1年となり、1年ごとに更新申請が必要になるのでしょうか、答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） 議員がおっしゃる資格確認証の有効期限につきましては、国では、これまで1年間を上限としていましたが、1年ごとの更新申請は必要なく、5年以内で保険者が設定すると示しております。

市町村国保につきましては、現行の被保険者証で1年の有効期限を設定しているため、国は、国保保険者は現行の被保険者証と同様の有効期間を設定するとしています。

町としましては、今後、マイナ保険証を含め健康保険証の取扱いについて、国の動向に注視し、住民の皆様へ情報提供を行いながら適正な事務処理に努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） マイナ保険証については様々な問題がまだ山積しております。政府におきましては慎重に善処しながら、問題解決の上でマイナ保険証に移行することを希望して、次の質問に入ります。

質問事項2つ目です。加齢性難聴者の補聴器購入の助成についてであります。

私は、加齢性難聴者の補聴器購入の助成について、2020年の3月議会、2021年の9月議会、2022年の9月議会の計3回、一般質問を行い、今回で4回目となります。

現在、町による補聴器の購入に対する助成制度は、重度・高度の難聴者に対する補聴器購入補助と、軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業の2つによって行われており、加齢性難聴者の補聴器購入に対する助成は行われていません。

70歳以上の高齢者では、多くの割合で補聴器が必要な聴力になっていっているとされています。難聴になると家族や友人との会話が少なくなり、会合の出席や外出の機会が減り、コミュニケーション障がいが起こるとされています。

さらに、認知機能低下が正常聴力の人より32から41%の悪化が見られるとの報告もあります。

昨年9月議会での、私の「当町での認知症予防を行う上でも、加齢性難聴者の状況を把握する必要があります」という質問に対して、「高齢者支援係では加齢性難聴者の実態把握をするため、補聴器に関するアンケートとして、日常生活での不便の有無や不便を感じる場合、補聴器の所



有の有無、今後の購入予定、その他に生活での不安や困り事等について、いきいきサロン等の集いの場や介護保険事業所に出向き、聞き取りによって現在調査を行っています。8月末日現在、約80名から聞き取りができております」との答弁でした。

その後、補聴器に関するアンケートは進んでいますか。どのような結果ですか、答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 加齢性難聴者の補聴器購入助成、加齢性難聴者の実態把握についての御質問でございますが、議員の御質問にもございましたように、今までにもこのことにつきまして御質問を頂き、今回が4回目であるということは承知をしております。

今までの一般質問の答弁で私は、加齢性難聴は日常生活におけるコミュニケーションの機会が減ることで脳機能が低下し認知症のリスクが高まることや、社会的孤立等による鬱的病気の発生につながると指摘されており、重要な問題であると認識をして答弁をさせていただき、この認識は今も変わっておりません。

また、答弁では、加齢性難聴者の実態把握を行い、補聴器購入補助については町の財政状況も厳しい状況の中、高齢者支援事業全体を総合的に勘案しながら検討が必要と答弁をさせていただきました。

以上のことから、町として加齢性難聴者の把握ができていなかったことから、令和4年8月より令和5年1月の5か月間にわたり、町内の高齢者345人より聞き取り調査を、実態調査を行いました。調査の結果につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） それでは、私から加齢性難聴者の実態調査について答弁をさせていただきます。

高齢者支援係では加齢性難聴者の実態を把握するため、補聴器に関するアンケートと題して、先ほど町長が述べた期間で、いきいきサロンや高齢者の集いの場、介護保険事業所等に出向き、345人より聞き取りによる調査を実施いたしました。

内容といたしましては、日常生活において日常会話等の不便の有無や不便を感じている場面、補聴器所有の有無、今後の購入予定、その他生活での不安や困り事について聞き取りを行ったところでございます。

結果といたしましては、日常生活において日常会話等で不便を感じている人が123人で35.6%、不便を感じている方123人のうち、不便を感じている場面として複数回答で、家族・友人等とのコミュニケーションのときが92人で74.7%、ラジオやテレビを聞くときが85人で69.1%、来客時が47人で38.2%、通院時が43人で34.9%となっております。

また、日常生活において日常会話等で不便を感じていると回答した123人のうち、補聴器所有の状況については、自己負担で購入した方が52人で42.2%、補助を活用して購入した方が6

人で4.8%、持っていない方が55人で44.7%でした。

今後の補聴器の購入については、購入する予定・購入したいは21人で17.0%、購入しないは47人で38.2%という結果になりました。

購入しないと回答した方の理由ですが、試したが使いにくかった、購入したがうまく利用できなかったという意見が多く聞かれております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 昨年の9月議会でも申し上げましたが、ある調査によると、高齢者は70歳代の男性の23.7%、女性では10.6%、80歳代以上では男性は36.5%、女性は28.8%の人が難聴者になっているとされています。

町で実施いただいた345人による聞き取り調査の中身で言うと、日常生活において日常会話等で不便を感じる人が123人、35.6%という結果でございます。全員にやったわけではありませんけど、非常に高い割合かなというふうに感じております。

日本では、補聴器の購入ですが、一般に補聴器は片耳だけで3万円から20万円、平均で15万円と高く、買うのをためらったり見送る方が多い状況であります。特に片耳だけで3万円から20万円ということですけど、3万円から、一節によりますと10万円ぐらいまでは、その個人に合わせた調整ができないというために、買ったはいいいけど使わない、使えないというケースが多い。先ほども購入しないというようなことも出された中身、やめちゃったというのはありましたけど、そういうケースも含まれているのかなというふうに思ったりもします。

一部の自治体を除いて補助制度がない日本では、難聴者の補聴器使用率は、日本補聴器工業会調べでは13.5%ということで、非常に全国でも、実際に必要だけ補聴器を使っていない方がたくさんおられるという実態であると思います。

長和町の人口数に当てはめてみると、加齢性難聴者と思われる方が466人のうち、403の方が補聴器なしで生活されているという試算結果に計算上なりますが、同様なことが推測されるんじゃないかというふうに思います。大変多くの方が補聴器なしで不便な生活を送られているということが推察されます。

県内での補聴器購入の補助は、以前から実施されていた木曾町、南箕輪村等に加えて、今年4月より隣町の下諏訪町でも開始されました。現在、計12自治体に広がっております。諏訪地域では、諏訪地方の社会保障推進協議会が諏訪地域5市町村に補聴器購入の補助実施を求める署名を昨年末より取り組み、1,800名の署名を集め、年明けに市町村に提出する中、下諏訪町が最初の実施の運びとなったそうであります。今後、さらに広がることが予想されます。

当町でも、ぜひとも来年度予算で、当町での補聴器購入補助の実施を要望いたします。答弁をお願いいたします。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） 町での補聴器購入補助の実施についての御質問ですが、アンケー

ト結果では、元気な方から介護認定を受けている方345人のうち、日常生活において日常会話等で不便を感じ補聴器の購入をしたいと考えている方が21名で6%となっております。この結果を長和町の75歳以上の後期高齢者で考えますと、約1,300人の後期高齢者のうち、補聴器の購入をしたいと考えている方は78人という数字になります。アンケート結果等を受け、今までの町長の答弁でも申し上げたとおり、補聴器購入補助の実施について検討をしてみたいと考えております。

しかしながら、町の財政状況も大変厳しい状況ではあるため、他の市町村の実施状況を確認し、実施する場合の対象者、購入補助金額等を検討しながら財政部局と協議をするとともに、他の自治体では実施していない町独自の高齢者に関する補助も実施していることなど、高齢者支援事業全体を総合的に勘案し、事業実施に向けて協議を進めてまいりますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 3つ目の質問に入ります。

带状疱疹の予防ワクチン接種への助成の実施についてであります。

带状疱疹は、脊髄から出る神経節という部位に潜んでいる水痘、带状疱疹ウイルスが活動を再開することで発症します。文献によりますとびりびりと刺すような痛みから始まり、続いて小さな水膨れ（水疱）と発疹が帯状に現れます。初めて水痘・带状疱疹ウイルスに感染するのは子供の頃ですが、そのときには水ぼうそうとして発症します。水ぼうそうが治った後も、ウイルスは脊髄から伸びる神経節にじっと潜んでいます。健康で免疫が維持されている間は、水痘・带状疱疹ウイルスの活動は抑えられ病状を呈することはありませんが、加齢や疲労、ストレスなどにより免疫力が低下するとウイルスが再び活動を開始し、増殖したウイルスは神経の流れに沿って神経節から移道、皮膚に達して、帯状に痛みや発疹が現れるようになります。日本人では80歳までに約3人に1人が带状疱疹を発症すると言われております。

带状疱疹の治療薬としてウイルスの増殖を抑制する抗ウイルス薬が登場し、以前に比べて带状疱疹の治療は容易になりましたが、それでも治療が長引くケースや、治った後に長期間、痛みが残るケースが少なくありません。带状疱疹が治った後に後遺症として痛みなどの症状が残ると日常生活に支障を来すことがあるため、できれば带状疱疹の発症を予防し、発症してしまった場合には早めに治療を開始することが重要です。带状疱疹の皮膚の症状が収まった後も長期間にわたって続く痛みを带状疱疹後神経痛といいます。加齢とともに带状疱疹後神経痛への移行リスクは高くなり、50歳以上の患者さんの約2割が移行するという報告もあります。

带状疱疹の予防には、主に50歳以上の方を対象としたワクチンがあります。ワクチンを体内に接種すると、そのワクチンの成分（細菌やウイルス）に対しての免疫力を高め、病気の発症や重症化を抑えることができます。

水ぼうそうにかかったことがある人は、既に水痘・带状疱疹ウイルスに対する免疫を獲得していますが、加齢とともに弱まってしまうため、改めてワクチン接種を行い、免疫を強化することで帯

状疱疹を予防します。

予防接種は带状疱疹を完全に防ぐものではありませんが、たとえ発症しても症状が軽く済むという報告があります。带状疱疹の発症率は50歳以上で増加し、50歳代、60歳代、70歳代と加齢に伴ってさらに増加します。带状疱疹後神経痛への移行リスクも加齢とともに高くなると言われています。そのため、带状疱疹の発症自体を予防することは重要と考えられています。

ワクチンの種類はワクチン活性を弱めた生ワクチンと、安全性も高く免疫力が弱った方にも接種が可能な不活化ワクチンの2種類があります。費用は、生ワクチン8,000円、これは1回接種。不活化ワクチンは1回2万1,000円で、2回接種が必要で合わせて4万2,000円となります。なぜだか、こんなに高いのか分かりませんが、高価であることが普及の障害となっているわけがあります。

そのため、東京都を中心とした関東地域、愛知県等を中心に、全国で带状疱疹ワクチン接種費用を助成する自治体が大きく広がっています。都道府県では2023年4月、今年4月より、東京都が生ワクチン1回5,000円、不活化ワクチン1回1万円掛ける2回の助成を開始をいたしました。

長野県ではまだまだ少ないわけですが、松本市が生ワクチン1回3,000円を上限として1回の補助、不活化ワクチンは1回6,000円を上限として2回の補助、大鹿村が生ワクチン、費用の2分の1を1回分、不活化ワクチンを費用の2分の1を2回の助成、この松本市と大鹿村のみが、長野県の中では助成を今、行っているわけであります。

質問ですが、带状疱疹の予防に带状疱疹ワクチンが有効であるにもかかわらず、ワクチンが高価であることが普及の障害となっています。国の厚生科学審議会予防接種・ワクチン部会で、带状疱疹ワクチンが定期接種化を検討中のワクチンの検討の中に取り上げられています。早期に定期接種として認められるよう、羽田町長に国への働きかけを要望いたします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 带状疱疹の問題でございますが、今、大変事細かに御説明を頂きました。带状疱疹とは大変な病気であるということは認識をさせていただきました。

国では带状疱疹ワクチンの定期接種化に向けて、期待される効果や導入年齢などの検討を継続して行っているということでございますが、早期の定期接種化を国に要望してまいりたいというふうに思っております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 先ほども申し上げましたが、全国の都道府県では唯一、東京都が2023年4月、今年4月より、带状疱疹ワクチンの接種費用の助成を開始いたしました。長野県でも、ぜひ助成が実施されるように、羽田町長に県への働きかけを要望いたしたいと思っておりますが、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） これは、ただいま申し上げました全国的な対応が必要であるということから、带状疱疹ワクチンの早期定期接種化を長野県と連携しながら国に要望するとともに、県の対応方針について検討を要望したいというふうに考えております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 最後の質問になります。

県、国への働きかけはお願いしたわけですが、なかなか高価であるという問題があるわけですが、ぜひ、当町でも带状疱疹ワクチンの接種の費用の助成を実施することを要望したいと思います。私の知り合いでも何人か带状疱疹にかかって、まだ治った後も痛い痛いという声もお聞きしておりますので、厳しい財政状況だと思いますが、ぜひとも実施に向けて検討をお願いしたいと思います。ぜひ答弁をお願いしたいと思います。

○議長（森田公明君） 小林こども・健康推進課長。

○こども・健康推進課長（小林義明君） 病気の予防はとても重要であります。現在のところ、带状疱疹ワクチンは希望する方が原則自己負担で接種を行う任意接種であり、地方交付税措置により、市町村が主体となり公費で接種を行う定期接種となることが望ましく、早期の定期接種化が一番と考えますが、町独自の助成についても財政状況等を勘案しながら、計画などを含め方針を検討してまいりたいです。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（森田公明君） 以上で、5番、田福光規議員の一般質問を終結いたします。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（森田公明君） 本日の一般質問は全て終了いたしました。

以上をもちまして、本日予定した会議は終了いたしました。

次に、9月4日も一般質問を予定しておりますが、開議時刻を午前9時からといたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 異議なしと認め、9月4日の一般質問は開議時刻を午前9時からといたしますので、時間までに御参集願います。

会議を閉じ、散会といたします。

---

散 会 午後 4時05分

第 3 号

( 9 月 4 日 )

議 事 日 程

令和5年 9月 4日  
午前 9時00分 開議  
長 和 町 議 会 議 長

日程第 1 一 般 質 問  
散 会

令和5年長和町議会9月定例会（第3号）

令和5年9月4日 午前 9時00分開議

出席議員（10名）

1番	阿部由紀子	議員	2番	龍野一幸	議員
3番	荻野友一	議員	4番	佐藤恵一	議員
5番	田福光規	議員	6番	羽田公夫	議員
7番	原田恵召	議員	8番	小川純夫	議員
9番	渡辺久人	議員	10番	森田公明	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	羽田健一郎	君	副町長	高見沢高明	君
教育長	藤田仁史	君	総務課長	藤田健司	君
企画財政課長	宮阪和幸	君	建設水道課長	龍野正広	君
こども・健康推進課長	小林義明	君	町民福祉課長	藤田孝	君
情報広報課長兼会計管理者	上野公一	君	産業振興課長	中原良雄	君
教育課長	笹井佳彦	君	地球温暖化・景観対策担当課長	西田裕康	君
総務課長補佐	遠藤剛	君			

議会事務局出席者

事務局長	米沢正	君	議会事務局書記	齊藤照恵	君
------	-----	---	---------	------	---



◎開議の宣告

- 議長（森田公明君） おはようございます。  
長和町議会第3回定例会を再開いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。
- 

◎日程第1 一般質問

- 議長（森田公明君） 日程第1 一般質問を行います。  
通告順により、本日4名の一般質問を行います。  
9番、渡辺久人議員の一般質問を許します。

渡辺久人議員。

- 9番（渡辺久人君） おはようございます。議長の許可を頂きましたので、通告に基づいて一般質問を行います。

本日、私は公共施設等の安全性についてと保育所等の安全計画について2題質問いたします。

最初に、公共施設のうち、災害時要配慮者（小児、高齢者、障がい者など）が利用する学校、保育所、児童館、高齢者福祉施設の避難確保計画について伺います。

私は、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成状況について2019年、令和元年になりますが、6月に一般質問しました。避難確保計画の作成や避難訓練の実施は、要配慮者利用施設利用者の円滑かつ迅速な避難確保を図るために重要であり、土砂災害防止法及び津波法において、地域防災計画に位置づけられた要配慮者利用施設について、避難確保計画の作成が義務づけられています。

令和2年7月に発生した豪雨において、国内では避難確保計画を作成していたにもかかわらず、高齢者施設で14名の方が犠牲になる痛ましい被害が発生しております。この被害を受けて、改正水防法や改正土砂災害防止法が令和3年7月に施行されました。

主な変更内容は既に、御存じのように避難勧告、避難指示を避難指示へ一本化、要配慮者利用施設の所有者等は避難確保計画を定め、避難訓練の義務化と実施結果を市町村長に報告、報告を受けた市町村長は施設の所有者等に対し、必要な助言または勧告をすることができるとされています。

質問です。4年前の答弁では、長和町で該当する施設数は17施設ありました。避難確保計画を作成し、町長に報告した施設は1施設のみでした。4年が経過した中で、山の子学園共同村が浸水想定される古町に移転しています。現在、長和町では要配慮者利用施設は幾つあるのか、施設名と避難確保計画を作成した施設、避難訓練が実施された施設はあったのか、また、要配慮者利用施設は長和町地域防災計画に位置づけられているのか、その必要性はないのかお伺いします。

- 議長（森田公明君） 羽田町長。

- 町長（羽田健一郎君） 皆さん、おはようございます。

ただいま、渡辺議員の御質問、災害時要配慮者利用施設に関する避難確保計画に関する御質問でございます。

避難確保計画につきましては、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、防災体制、避難誘導、施設の整備そして防災教育及び訓練の実施等、必要な事項を定めた計画でございます。

現在、長和町では19の施設がこの法律に該当しまして、施設といたしましては、国保依田窪病院、長門小学校、和田小学校、ながと保育園、和田保育園、長門ふれあい館、和田児童クラブ、大門の家、デイサービスセンター和田、グループホーム和田、高齢者生活福祉センターほほえみ、中町荘、大石荘、入大門荘、下木戸荘、生活介護事業の和いわい、福祉企業センター、山の子学園共同村、多機能型事業所わくわく、こういうことになっております。

避難確保計画は全て施設において作成されており、避難訓練におきましても全て対象実施でございますが、実施している旨、報告を受けておるところでございます。また、長和町地域防災計画の位置づけでございますが、避難施設に関する資料に記載ございますが、住所地等の変更がございますので、今年度の改正に併せて見直しを図ってまいりたいというふうに考えておるところであります。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） 4年前の町長の答弁では、計画の提出のない施設に対して、土砂災害が発生しやすいシーズンも控えておりますので、改めて各施設管理者へ通知し、避難確保計画の作成を求めていきたいと考えておりますとの答弁でした。その後の経過と、行政の指導力が問われるところではありますが、どのように履行させていくのかお伺いします。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） 平成30年3月に要配慮者施設管理者向けの説明会を開催いたしまして、事前に計画の提出のなかった施設に対しましては、令和元年6月7日付で再通知をいたしました。その後、令和5年4月の時点におきまして18の施設から提出があったわけでございます。また、山の子学園共同村の古町移転に伴いまして、令和5年8月に提出がございまして、全19の施設が作成済みとなったというところでございます。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） 避難確保計画は水防法及び土砂災害防止法で規定されるものです。また、障害福祉計画、児童福祉関係法令では非常災害対策計画を作成、消防法では消防計画の作成が義務づけられています。該当施設にはこれらの3つの計画を一元化して作成することも可能ですので、そのような指導もしていただきたいと思っております。

次の質問です。令和5年度以降の防災安全交付金の重点配分対象となると思われまますので、積極的な推進を行うべきと考えます。計画を作成して提出してください、避難訓練を行ってくださいという通知だけでは、計画の作成は難しいと思われまます。令和4年3月に改定された要配慮者利用施

設における避難計画確保の作成・活用の手引等を参考に、ひな型を作成し、その施設に即した計画書の作成を指導できないかお伺いします。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） 当町におきましては、大きく分けて洪水、土砂災害の2種類におきまして該当となっております。施設の設置場所によってそれぞれ異なっているところでございます。

該当種別での提出となっておりますが、提出当時の計画でありまして、有事の際は実効性が問われることも考えるところでございます。したがって、今後、避難訓練などの実施も含めて、各施設の避難確保計画を精査するとともに指導や助言を行い、適切に見直しができるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） 先ほどの答弁の中で訓練は行っているが、報告はされていないというような答弁がありました。訓練の実施と報告の義務もありますので、また、その施設の職員に変更があった場合なども、確保計画の変更も必要だと思いますので、指導していただきたいと思っております。

次に、町所有の公共施設の建築物、建築設備、防火設備、昇降機などの点検状況について伺います。今年3月の一般質問で長和町公共施設等総合管理計画及び長和町公共施設個別施設計画について質問しました。

長和町の公共施設の総数は279施設、延べ床面積7万9,420平方メートルで年間維持管理経費は、年間数億円ほどかかるということで、財源の将来負担に不安を感じるころです。それらの公共施設も経年劣化は避けられず、改修・修繕を行っています。

質問です。5月に長門児童館の軒天が落下する事故がありました。幸い人的な事故にはなりませんでしたが。また、長門牧場の軒天の修繕の予算が計上されました。それぞれの経過と原因は究明できたのでしょうか。お伺いします。

○議長（森田公明君） 笹井教育課長。

○教育課長（笹井佳彦君） 児童館の軒天につきましては、経年劣化により接続部が腐食しパネル一部が落ちたものです。経過といたしましては、今年4月の教育長施設巡視の際に、パネルが欠損していることを発見しました。その後、すぐに業者による点検を依頼し、原因の究明、危険箇所の把握を行い、2か所修繕が必要であることが判明いたしました。

修復するまで、子供が危険箇所に入らないようネットによるバリケードを設置し、応急措置を図りました。修繕費用につきましては、早期に修復を図るため、予備費充用により対応いたしました。今後につきましては、職員が定期的に施設の確認を行い、危険箇所を事前に把握し、安全確保に努めてまいります。

○議長（森田公明君） 中原産業振興課長。

○産業振興課長（中原良雄君） 長門牧場の軒天につきましては、経年劣化により以前より損傷箇所が見受けられました。軽微な損傷箇所は、長門牧場で修繕をしていただいておりますが、今回、

修復箇所が複数見受けられ、いずれ落下のおそれがあるということで大規模に修繕を行うものでございます。

なお、補正予算を議決頂いた後、長門牧場と協議した結果、直ちに落下する状況にはないこと、またお客様の入り込みがよく、売上げへの影響があることなどから、修繕については、10月中旬以降をめどに実施する予定でございます。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） 次の質問です。279ある長和町所有の建物のうち、建築基準法第12条これは不特定多数の人が利用する建物、特定建築物の所有者もしくは管理者に義務づけられた点検12条点検に該当します。これらの12条点検に該当する建物はあるのかお伺いします。

○議長（森田公明君） 宮阪企画財政課長。

○企画財政課長（宮阪和幸君） 建築基準法第12条に該当する建物に係る御質問でございます。

ただいまの議員の御質問の中でも触れられておりましたが、建築基準法第12条におきまして、不特定多数の方が利用する一定規模の建物の所有者・管理者は、建物を適切に管理するとともに、専門家により定期的に調査・検査を行い、その結果を当町の場合は長野県に報告することが義務づけられております。

建築基準法第12条に規定する特定建築物としましては、学校、体育館、病院、福祉施設などが該当します。当町では、役場、和田支所、長門老人福祉センター、長門町民センター集会ホール、和田老人福祉センター、高齢者生活福祉センター、グループホーム和田、ながと保育園、和田保育園、長門温泉やすらぎの湯、和田宿温泉ふれあいの湯、長門小学校、和田小学校、和田コミュニティセンター、古町コミュニティセンターの14施設が対象施設となっており、一部の施設を除きまして実施のほうをしております。点検がまだ未実施の施設につきましては早急に点検を実施するよう対応していきたいと考えております。

また、依田窪病院につきましては、建物が依田窪医療福祉事務組合の所有となっておりますので、病院に確認したところ、依田窪病院も対象施設になっているとのことでございます。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） 14施設の対象施設があるということで、点検を行っているとの答弁でした。

私も調べてみたんですが、果たしてこの14施設が対象にはなるんですけれども、実際に建築物点検に該当するのちはちょっと疑問でした。報告をなされているということで、点検されているのかなと判断します。建築物以外にも建築設備それから消防設備、昇降機といった点検項目がありますので、そちらのほうも点検されていると思います。

質問です。町所有の建物のうち、消防法で規定する不特定多数の人が出入りする特定防火対象物は幾つあるのか、また、管理権限者、町長になりますが、防火上の管理・予防・消防活動を行う防火管理者の選任はできているのかお伺いします。

○議長（森田公明君） 宮阪企画財政課長。

○企画財政課長（宮阪和幸君） 特定防火対象物と防火管理者の選任に関する御質問でございます。

特定防火対象物につきましては、消防法や消防法施行令で定められております防火対象物のうち、不特定多数の方が出入りするもの、あと火災が発生したときに避難などが困難であり、人命に多大な被害を出すおそれが十分にある施設、高齢者福祉施設や児童福祉施設、障がい者福祉施設、病院などが該当しております。

町所有の建物のうち、消防法などに規定する特定防火対象物は町内に37か所あります。また、それぞれの施設につきましては、防火管理者のほうは選任されております。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） 防火管理者の選任と同時に、消防計画も作成して提出するようになっていると思います。消防庁に提出しなければなりません、訓練の実施も年に2回と定められています。また、避難確保計画同様に職員の異動があった場合は、速やかに防火管理者の選解任と消防計画の再提出をお願いします。

次の質問です。12条点検の該当施設の有無にかかわらず、施設所有者である町長は、利用する住民、児童生徒の安全確保のため、直接的に点検の実施義務がない場合でも、建物を常時適法な状態に維持するよう努力義務が課されています。職員にとっては、自分たちの勤める職場でもあり、保育・教育、集会施設など住民の安全を確保する施設でもあります。避難所となる施設もあります。職員自ら町の財産を管理する意識を持って、自主的な点検ができないかお伺いします。

○議長（森田公明君） 宮阪企画財政課長。

○企画財政課長（宮阪和幸君） 町有施設の自主点検に関する御質問でございます。

議員のおっしゃるとおり、建築基準法におきまして、建築物の維持保全に関することを規定しております第8条で、「建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の敷地構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するよう努めなければならない。」と、規定されております。

各担当が管理する所管施設におきましては、維持管理などにおいて職員が巡回や清掃、資格や技術を要しない程度の点検などを適宜行い、それらに基づいた修繕など補完業務を行っているものと考えております。

議員のおっしゃるとおり、町の施設につきましては、住民の皆様の安全確保や避難所としての機能など重要な役割がございます。日頃の点検・観察を行うことにより、早期に変化や異変に気づき、適時適切な対処を行うことにより、今後も施設を良好な状態に保つことができるよう、引き続き職員ができる範囲において自主的な点検を行ってまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） 日頃の業務の一環として実施していただければ、児童館のような事故は未然に防げたかなと思いますので、よろしく申し上げます。

次の2番目の保育所、放課後児童クラブ等の安全計画についての質問です。

先ほどの質問で、要配慮者利用施設としての避難確保計画と長門児童館の軒天が落下した管理状況の質問をしました。

2023年8月2日のNHKオンラインニュースで、こども家庭庁のまとめで全国の保育施設や幼稚園、放課後児童クラブ、いわゆる学童クラブなどで去年1年間に報告された重大事故は2,461件と、過去最多となったと報道されていました。施設別では、認可保育所での事故が最も多く1,190件、放課後児童クラブが565件、養護連携型認定こども園が483件などとなっています。

また、死亡事故は5件あり、内訳は睡眠中の事故が2件、食事中の事故が1件、送迎バスでの置き去り事故が1件などとなっています。保育の現場や放課後児童クラブなどをめぐっては人手不足が課題とされています。こども家庭庁は安全管理を徹底するよう各施設に呼びかけるほか、今後、保育士や職員の配置の改善に向けた検討も進めていくとしています。具体的な施策を示していません。

昨年の第208回通常国会で、こども家庭庁設置法、児童福祉法の一部改正、こども基本法が成立しました。改正児童福祉法では、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充等、7項目が掲げられ、長野県や市町村で行うべき事項が分類されています。

こうした中、今回の改正を受け、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令において、保育所は令和5年4月1日から、放課後児童クラブ及び児童館については、令和5年4月1日から1年間は努力義務とし、令和6年4月1日から安全に関する事項についての計画、安全計画を各事業所・施設において策定することが義務づけられました。

質問です。保育所、放課後児童クラブ及び児童館の安全計画は作成されているのか、安全計画に記載する児童及びこどもの安全確保のために行うべき取組とはどのようなものかお伺いします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 子供は町や地域の宝として、切れ目のない手厚い子育て支援に取り組んでおるところでございます。また、今年度より公認心理師の職員を新規に配属しまして、子供さんの発達や心の相談などの支援体制を充実した中で、保育園や児童クラブ・児童館におきましても、安心・安全に過ごせるよう取り組んでおるところでございます。

各施設の安全計画につきましては、担当課長よりお答えをさせていただきます。

○議長（森田公明君） 小林こども・健康推進課長。

○こども・健康推進課長（小林義明君） 保育園では安全計画を策定し、計画に基づき施設・設備等の安全点検や避難訓練、引渡し訓練、交通安全教室などを行っております。

児童の安全確保に関する取組としましては、施設・設備等の安全点検、各種マニュアルの策定、共有、児童への安全指導、保護者への説明、共有、訓練、職員研修の実施、再発防止の徹底などを安全計画に基づき実施をしております。また、避難訓練等は年間計画にも記載しており、実施の予定や様子等はお便りなどにより保護者の方にお知らせをしております。

○議長（森田公明君） 笹井教育課長。

○教育課長（笹井佳彦君） 放課後児童クラブ・児童館の安全計画についての御質問でございますが、放課後児童クラブ等における安全計画につきましては、議員御指摘のとおり、令和6年4月1日より計画策定が義務づけられました。

令和4年12月21日付事務連絡、放課後児童クラブ等における安全計画の策定に関する留意事項についての中で、児童の安全確保に関する取組につきましては、1つ目としまして、施設・設備の安全点検及びマニュアル策定の共有、2つ目としまして、児童への安全指導及び保護者等への周知・共有、3つ目といたしまして、実践的な訓練や研修の実施、4つ目といたしまして、再発防止の徹底、以上の4点が掲げられているほか、地域や放課後児童クラブ等の特性に応じ、独自に取り組む安全対策等に留意することとしています。

町といたしましては、これらの点を踏まえ、年度内に安全計画の策定を行い、児童の安全の確保に努めてまいります。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） 保育所と児童館それぞれ所管が違いますから、2人の課長さんほぼ同じ内容だと思うんですけども、答弁頂きました。

安全計画には、各種マニュアルの策定、保護者への説明、共有といった項目があります。安全計画は年度内作成されるということで、作成はもとより、作成後の計画に基づいた実行をしていただきたいと思います。

次の質問です。保育所等の送迎バスでの置き去り事故が、一昨年は福岡市、昨年は静岡県などで起き、過去20年間に全国で死亡事故を含め7件発生しています。「みんなの点呼で幼い生命を守る」というフレーズで、こどものバス送迎・安全徹底マニュアルが内閣府から出されています。このマニュアルに準じたマニュアルは作成されているか、またチェックシートによって確認されているかお伺いします。

○議長（森田公明君） 小林こども・健康推進課長。

○こども・健康推進課長（小林義明君） 保育園バスの運行につきましては、ながと保育園はJRバス関東、和田保育園は和田バスへと交通事業者へ委託をしております。運転手と添乗員が乗車する体制で運行をしております。保育園と運行委託事業者が共通認識の下、安全管理を徹底するために作成した園児送迎バス安全徹底マニュアルにより、運行前点検などの事前準備から乗車時や降車時の安全対策、降車後の車内点検等までを詳細にマニュアル化しており、登園時は、園児が何人乗車して保育園で何人が降車したかを乗降車チェック表により、保育園に引き継ぐダブルチェックをしております。降園時は、各クラスからの報告によりその日の降園バス利用者数を取りまとめ乗降車チェックリストにより、利用する園児数と実際の乗車園児数を双方でダブルチェックしながら、運行委託事業者へ引き継ぎ、降車場所での保護者への引渡しを記録する体制としております。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） 安全装置の設置は2024年4月までの猶予がありますが、設置完了はいつになるのか、安全装置の仕様はどのようなものかお伺いします。

○議長（森田公明君） 小林こども・健康推進課長。

○こども・健康推進課長（小林義明君） 保育園バスの安全装置につきましては、9月議会に補正予算を計上させていただき、速やかに設置する計画でありますので、よろしくお願いいたします。

安全装置ガイドラインの対象となる装置としましては、エンジン停止後に車内の安全確認を促し、車内確認後に車両後部の装置を操作すると、警報が停止する降車時確認式の装置と、車内に設置するセンサーに置き去りにされた子供を検知すると、車外向けに警報を発する自動検知式装置の2種類があります。国から基準に適合する機種リストが示されましたので、リストの中から長和町の運行及び管理状況に合った機種を選定し設置をまいります。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） 小中学校は、小さな子供に比べ、置き去りになる可能性が低いとして、安全装置の設置は義務づけられていないものの、設置を希望する場合には費用を補助するとしています。スクールバスでの小学生の所在確認は行っているのでしょうか。小学校のスクールバスの安全装置はどうするのかお伺いします。

○議長（森田公明君） 笹井教育課長。

○教育課長（笹井佳彦君） 小学校のスクールバスにつきましては、JRバスに運行を委託しております。JRバスにおきましては、スクールバスが終点のバス停に着いた時点で、置き去りとなるような子供がいないか必ず確認を乗務員が行っている。また、バスの乗務員も乗車時にどこのバス停で降りるお子さんが乗車したかをおおむね承知しており、バス停での下車には気配りをしている。そのほか、学校におきましても、上級生と一緒に下校する際に、下級生の面倒を見ながら確認し、一緒にバスを降りるよう指導をしております。このように置き去りが起きないように対策を行っております。

小学校スクールバスの安全装置についてでございますが、対象が小学生以上のお子さんであり、現在の対策で対応が図られていることから、安全装置の設置は考えておりませんが、スクールバスの運行に関しましては、委託先のJRバスとも連携いたしまして、十分安全運行に努めてまいります。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） 保育園バスの安全装置については、安全装置設置ということで三重の安全対策となります。2種類あるということでどちらのタイプになるのかももう決まっているかと思しますので、また委員会等で説明していただければありがたいと思います。

私も時々見守り活動で登校時、長門小学校ですけれども、小学校の前に立つことがあります。古町方面から来るスクールバスは終点になりますので、約20人ほどの児童が降りてきます。その後、JRの乗務員さんがバス内を後方まで行って確認しているというのも私も確認しています。大門方



面から来るバスはほかの乗客もいますので、高校生中学生いると思いますので置き去りの心配はまずないと思います。また、JRバスさんには以前に私も下車のときに子供がどんな行動をしているのか、家のほうへ向かっているのかいないのかそういう確認もお願いした経過もございます。乗務員さんには安全運行をしていただき、大変感謝申し上げますところであります。

最近、長門小学校の見回りをしておりまして、登校時の学校の前の状況について、学校教育委員会ではどのようにその状況を把握しているかどうか、また次の機会がありましたらお伺いしたいと思います。

以上で、私の本日の質問は終わらせさせていただきます。

○議長（森田公明君） 以上で、9番、渡辺久人議員の一般質問を終結いたします。

ここで9時45分まで休憩といたします。

休 憩 午前 9時33分

---

再 開 午前 9時45分

○議長（森田公明君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

2番、龍野一幸議員の一般質問を許します。

龍野一幸議員。

○2番（龍野一幸君） 議長の許可を頂きましたので、私のほうから、今回、私は2つの質問、1番目としてハザードマップから見る防災減災について、2番目は鳥獣対策についての質問をさせていただきます。

今年、地球温暖化が要因のエルニーニョ現象が確認されており、6月には、2014年から2016年以来のスーパーエルニーニョ現象が予想されておりました。エルニーニョの発生する年は冷夏で暖冬ということですが、今年の場合は、3月まで続いていたラニーニャ現象の影響で猛暑になっているようです。蒸し暑いのもこの影響のようです。

さて、平成13年に水防法が改定され、浸水想定区域とその際の水深を示した浸水想定区域図が策定されました。当町では、令和4年度に編集され、本年配布されたハザードマップに関連した質問です。

マップ中の古町地区、古町橋周辺より武石橋に至るまでの依田川に面した全ての部落が、浸水予想区域に指定されておりました。過去の台風や豪雨災害の実績もあり、可能性があるから指定されたと想定しております。

この中に、古町地区の最終避難所である古町コミュニティーは50センチから3メートル、依田窪病院は3メートルから5メートル浸水すると。青の配色でちょっと分かりづらいんですが、今回のマップから判断したところです。

1番目の質問です。まず、どの程度の規模を想定したものなのか伺います。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 防災ハザードマップにつきましての御質問でございます。

令和4年度版ハザードマップにつきましては、長野県が管理をいたします小規模河川、長和町におきましては、五十鈴川、大門川、大茂沢川、追川、男女倉沢におきまして、想定最大規模の降雨量に対応する浸水想定区域図が策定されていることを受けまして、町民の皆様には、自分の命を守るためにできることを考えていただくとともに、犠牲者を出さない避難体制の推進と地域の防災について一緒に考えていただくため、今までのマップの更新を行いまして、本年5月に全戸配布をさせていただいたところでございます。

当町のハザードマップは大きく分けて、土砂災害想定区域及び洪水による浸水想定区域の2種類をお示しをしております。土砂災害想定区域におきましては、地形、斜度、距離などの国の基準に基づきまして区域をお示ししており、浸水想定区域におきましては、48時間に累計762ミリメートル以上の降雨量によった場合において浸水が想定される区域であり、2015年2月の水防法の改正によりまして、1,000年に一度クラスの確率を想定したとして、公表をされておるところでございます。

○議長（森田公明君） 龍野議員。

○2番（龍野一幸君） 1,000年に一度の想定ということでございますが、藤ノ木遺跡は5,000年前の遺跡で、奈良時代の生活の痕跡も残っているというコミュニティーの位置です。

次に、依田川や大門川の各支流以外、道路や水田、畑などの浸水も想定したものなのか伺います。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） 浸水想定につきましては、河川横断図やデジタルマッピングを活用いたしまして、過去の災害データも加味した中での公表となっております。

先ほど町長答弁にございました、想定最大規模の降雨量となった場合におきまして、道路、水田、畑なども含めた中での想定となっております。

○議長（森田公明君） 龍野議員。

○2番（龍野一幸君） 可能性があるから策定されたもので、では、想定する規模の災害に対して、病院など指定した地区の堤防強度の調査はしているのか。今回の浸水予想において、計画高水位の基準を満たした上でのものか見解を伺います。

○議長（森田公明君） 龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） 浸水想定区域につきましては、長野県が管理する河川において、想定し得る最大規模の降雨により氾濫したと想定される区域をしたものですが、各地区の堤防強度の調査まではしておりません。

現在の河川断面、護岸の状況により浸水の想定をしているところであります。

○議長（森田公明君） 龍野議員。

○2番（龍野一幸君） 冬季に使用する融雪剤などの要因で、塩害などにより橋梁の損傷もあるかと思われまます。最初の質問で回答頂いた程度の自然災害時に、当町における橋梁強度は検証されて

いるのか伺います。

○議長（森田公明君） 龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） 橋梁につきましては、5年に一度の法定点検が義務づけられており、点検の結果、橋梁としての機能に支障が出ていると判断された橋梁については修繕を行っているところでありますが、自然災害の検証はしておりません。

○議長（森田公明君） 龍野議員。

○2番（龍野一幸君） マップで区域を指定したんですから、ぜひその辺も必要かと思われれます。

最近の報道では、フロリダで、ここ100年間で最強と言われたハリケーン「イダリア」が上陸し、車が舞い上がった映像を見ました。日本での豪雨災害は、5月から10月に多いとされております。そして、激甚化してきております。本会議の1日、阿部議員が、災害時の備蓄で簡易トイレの数の質問がありました。今年度予算に20台分を計上し、今後購入予定との答弁を頂きました。今年はまだ大きな災害は発生しておりませんが、本来予想される時期、5月から10月を迎える前に備えておくべきではないかと思えます。危機意識の希薄さを感じたのは、多分私だけではないと思えます。ハザードマップも作りました、指摘箇所の皆さんは認識しておいてください、自分で命は守ってくださいと言うだけで、被害に至らないための考えや今後の対策は何もないのではないか、そして、ここまで表記する必要性はあったのか疑問に感じました。対策方針を示せと申したいくらいです。

この8月に寺上自治会の集まりがあり、秋の避難訓練実施のための会合が開かれました。この中、参加者からはこんな意見が出ました。浸水3メートルになる科学的根拠を示せ、この想定が想像できないと、町の説明を望む。もう一つ、避難指示を出す基準はどの程度になってからか知りたい。もう一つ、避難するにも自治会任せでなく町主導のマニュアルが必要ではないかなどなど、今回のマップにじっくりきていない町民もいらっしゃいます。今後の対応を検討頂きたいと思えます。

次の質問です。国道の側溝には土砂が堆積し、草が生い茂っている箇所もありますが、このまま放置するのか伺います。

○議長（森田公明君） 龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） 町内の国道につきましては、上田建設事務所の管理になり、定期的に道路パトロールで点検を行っていただいているところでございますが、土砂の除去については、町へ要望していただき、町から建設事務所へ依頼すれば、建設事務所のほうで対応するというところであります。

○議長（森田公明君） 龍野議員。

○2番（龍野一幸君） ごみも堆積され、排水には支障が出ると思えます。パトロールが、いつどこでどのようにされているのか突っ込みませんけども、草刈りをやって知っているのですが、長久保の信号機から和田方面東側の側溝、少なくとも3年以上は手が入れてないんじゃないかという様子です。ぜひ見てください。

あと、また武石橋からこっちに入って、えのき茸の里の石像からいきなり雑草が道路の縁石に沿って、役場の前も経過して数キロつながっております。そちらのほうへの声かけもお願いしたいと思います。

次の質問です。国道254号線の岡森から病院方面の側溝が、度々オーバーフローしている状況が見受けられます。枯れ葉などの侵入が根本的な要因と思われませんが、大規模な自然災害では、民家や病院の浸水対策の一部として側溝の改善を望みますが、町の見解はいかがでしょう。

○議長（森田公明君） 龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） 国道254号の側溝については、上田建設事務所の管理になりますので、該当箇所を確認させていただき、改良の要望をさせていただきます。

○議長（森田公明君） 龍野議員。

○2番（龍野一幸君） やっぱり、それにも経験値が必要になるかと思えます。U字溝の幅だとか、そういったものをよく検証していただきたいと思えます。想定された豪雨が発生した場合、カーブの多い254号線は土砂災害警戒区域には指定はされておられません。いこいの丘公園や老人保健施設は警戒すべきところのようにも感じられます。また、病院としての機能が果たせなくなるような、ハザードマップに即した対応は必要ということになります。

次に、中山間にあり、土砂災害、土砂災害特別警戒区域に指定されている地区が多数あります。特に、土砂災害特別警戒区域に指定された地区への今後の対応は、町としてはそのまま住民任せか、検討しているのか伺います。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） 土砂災害特別警戒区域につきましては、砂防堰堤等が整備され安全性が高まるなど、指定の条件を満たさなくなった場合、その指定が解除されることとなります。昨年度の実績につきましては、2か所で解除となっております。砂防堰堤の整備につきましては、今後も引き続き事業担当課とともに県へ要望してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（森田公明君） 龍野議員。

○2番（龍野一幸君） この先10年、20年で処理するほど少ない数ではありません。よく検証していただき、対応をお願いします。

関連して、有事の際に鳴る防災無線について伺います。

スピーカーや有線放送などで住民に対して緊急放送をされておりますが、地域によって流れる音声共鳴し合い、何と言っているのか理解できない地域があります。また、有線放送も家庭での設置場所などの条件で、ほとんど聞こえたことがない、有線を設置していないという家庭もあります。さらに、音声設備のない地区もあり、問題ありと認識しておるところです。

知らせることが重要な役割である。今後の展開として、有線放送は継続し、火災時には昔ながらの半鐘の音にし、災害時にはサイレンの音声で、シンプルな形でまず町民に知らせる程度でいいのではないかと感じております。一方、内容、中身は、ゆいねっとですとか、未登録者の方もいらっ

しゃいますのでその対応も含め、防災情報の通知方をオンライン化するなど改善はできないものか伺います。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） 龍野議員のおっしゃるとおり、緊急放送などの情報につきましては、災害時などにおきまして明暗を分けるとも言える、重要な役割であると認識しておるところでございます。現在、火災につきましては、上田広域消防本部指令室より町の防災無線を経由して、位置、火災区分を放送しており、災害時の避難情報につきましては、町の緊急一斉放送におきまして対応をしておるところでございます。

防災無線につきましては、平成20年3月から運用開始となっておりまして、老朽化も懸念されておりますところから、機器の更新も含めた中で、よりよい方法を検討していきたいと考えておるところでございます。併せまして、防災情報等につきましては、情報広報課で取り組み、今年度末に実装予定をしておりますアプリ「ライフビジョン」によりまして、スマートフォンやタブレットにより、職員参集、災害現場の写真の共有、避難所の情報共有や災害時に必要な情報を収集・共有できるよう、その活用をしていけますように検討しておるところでございます。

○議長（森田公明君） 龍野議員。

○2番（龍野一幸君） 重複するような質問ですが、消防団員にはラインで通知が行くと聞いております。以前の議会中、スマホ対応も検討していくとのことでしたが、方向性は見出されたのでしょうか。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） 現在、消防団につきましては、FMとうみのプラプラの「はれラジ」アプリにおきまして火災通知を取得し、その後、消防団内におきましてラインなどを活用し、情報伝達を行っておるところでございます。

また、先ほどの答弁でも申しあげました「ライフビジョン」のアプリにつきましては、火災情報通知も取得できますように、上田広域消防本部と連携して検討しておるところでございます。

○議長（森田公明君） 龍野議員。

○2番（龍野一幸君） ただいまの答弁、片仮名で何を言っているのか分からないという方も、多分たくさんいらっしゃると思います。まずは、シンプルなサインで非常を知らせる、内容は聞き取りやすく、見やすく、機能性の向上を目指していただきたいと思います。

次の質問です。

今後、下流域の水害予防にも関係すると思われる橋脚に引っかかった流木は、このまま放置するのか。また、10メートル程度の木が2本そのままになっている。県への打診はしないのか伺います。

○議長（森田公明君） 龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） 河川管理者である上田建設事務所へ報告をしていますが、国の災

害復旧採択の基準では、河川の断面の3割程度以上埋塞した場合等に除去を行うこととされており、その基準どおりに直ちに流域に影響が出るほどの量の流木でなければ、対応はせず様子を見るということですので、引き続き状況を確認していきたいと考えております。

○議長（森田公明君） 龍野議員。

○2番（龍野一幸君） 町内の橋には、橋脚がないもの、1本橋脚の橋、2本橋脚の橋、3本橋脚とそれぞれ橋梁構造が異なっております。今回、流木が引っかかったのは、2本橋脚、3本橋脚に堆積しやすいんじゃないかって想像しております。この先、橋梁架け替えとかいうことになりましたら、一応、構造をよく検討しておいていただきたいと思っております。

1990年、平成2年に、7月に熊本県一の宮町で発生した流木災害を契機に、平成2年10月に流木対策指針（案）が策定され、鋭意、流木対策が実施されてきております。平成12年7月に改定された後、平成19年の3月に砂防基本計画策定指針（土石流・流木対策編）解説及び土石流・流木対策設計技術指針解説として再編されております。

さらに、近年では流木に起因して土砂災害が拡大する傾向にあることから、平成27年3月19日に、砂防堤防の設計に当たっての留意事項についてという事務連絡が通達され、流木災害への対応強化が示されております。

今回、うちの町にたった2本ですけれども流木が残っています。千曲川の支流、そして上流であるうちの町の姿勢として、また責任として、流木は出さない考え方は必要だと思います。下流域での水災害防止のためにも、上流域である当町としての意識は持っていただきたい、持つべきだと考えております。検討してください。

次の質問です。流木等河川内、堤防などの管理、崖などの管理は、ふだんどんな点検がどのようにして行われているのか、住民からは、堤防や崖の安全性が専門家によって確認されているのか。管理は誰が、安全面の評価は誰が出しているのか知りたいと要望が出ております。見解を伺います。

○議長（森田公明君） 龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） 上田建設事務所において、河川内の護岸の損傷、流木等については、定期的に河川パトロールをし、点検を行っております。

○議長（森田公明君） 龍野議員。

○2番（龍野一幸君） 令和元年台風19号の検証から、土木学会水工学委員会のほうで、耐越水堤防整備の技術的な実現性の見解について、耐越水堤防整備の技術的な実現性検討委員会報告書を引用しておりました。断面構造、一連区画の安全性確保の観点からすると、堤防で越水が生じた場合に計画高水位以下で求められる安全性と同等の安全性を有する構造物、すなわち、耐越水堤防とすることは、現状では技術的に見て困難である。

長大な堤防においては、工学的な意味の安全性の確保が経験的にされており、そこで確保されている安全性と同等の安全性を工学的に導くことのできる越水対策の設計技術は、現状では確立されていないと述べられております。

すなわち、災害を経験しなければ分からないことが多くあると解釈しました。パトロールでは、表面的なものしか確認されていないと思います。今回、一般質問で取り上げる内容ではないものもありましたが、ハザードマップの被害想定が永久に現実にならないことを願いますが、想定された以上、マップの指定区域の防災減災に向けた体制は構築しておくべきだと。

以上、要望といたしまして、次の質問に移ります。

鳥獣害対策について、毎年、猟友会やワナの会に活躍頂き、駆除を行っていただいております。一昨年は1,000頭余り、昨年は800頭余りの駆除を頂いております。

しかし、長門小学校周辺から古町地区東西の農作物生産者からは、被害を訴える声が多く上がっております。ネットやテープ、ライトなどで対策をするも、一向に被害が減らないというものであります。

鉄砲による狩猟禁止地域が多くある地区において、やはり、わなでの捕獲で駆除する以外、現状方法がない。生産者が狩猟免許をして捕獲に乗り出せば、ある程度効果は見込めると感じております。しかし、止め刺しという段階においては、みんな首を振るといのが実情です。以前、私の質問でも、町で止め刺しの人員配置ができないか要望をいたしましたが、回答は「ノー」でした。狩猟免許取得の促進から止め刺しまで、改めて検討できないか伺います。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 町では、野生鳥獣による農作物への被害が農家の皆さんの経済的損失のみならず、農業意欲の減退、また農地の荒廃化の一因ともなっております。

獣害対策といたしまして、上小猟友会長和支部、また、長和町ワナの会の2団体の会員の方が、献身的に有害鳥獣狩猟に取り組んでいただいております。ニホンジカやイノシシによる農作物被害は、減少傾向にあるというふうに思っております。

しかし、昨年の捕獲数はニホンジカ914頭、イノシシ23頭と、依然、多くの数を駆除していただいております。

また、御質問にあります長門小学校周辺の被害につきましても承知はしており、担当課において現場確認し、相談を受けているところでございます。

以前、御質問頂きました止め刺しの人員配置の件ですが、捕獲した鳥獣は、捕獲した方の責任において適正に処理するものでございますので、職員が止め刺しを行うことは、事前にもお答えいたしましたように考えておらないところでございます。

また、役場職員がわな狩猟ライセンスを取得して止め刺しを行うことは、現状難しいというふうに考えております。

町といたしましては、獣害に対する国の捕獲補助金が1頭7,000円のところ、捕獲に携わる狩猟者の捕獲意欲を減退することのないように、町の報奨金を1万8,000円とさせていただいております。

また、猟友会及びワナの会の新規会員確保につながるよう、狩猟免許取得のための周知等を行っ

てまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（森田公明君） 龍野議員。

○2番（龍野一幸君） 残念ながら、捕獲した者の責任でやれということ分かりましたけど、諦めてはならない事象だと思います。

ここ数年、鹿が依田川沿いに20頭余りの群れをなして移動する姿が目撃されております。山から下りてきて川に沿って移動すると思われませんが、川からの侵入、こちらへの対策も必要ではないかと考えますが、見解を伺います。

○議長（森田公明君） 中原産業振興課長。

○産業振興課長（中原良雄君） 鳥獣被害を防止するため、地域住民や農業関係組織等が一丸となって取り組む地区に、資材を提供する有害鳥獣被害防止柵設置事業を実施しております。

資材の提供に当たっては、地区一連の農地を守るために必要な獣害防止柵の資材提供であって、個々の農地を囲むものではなく、農地と里山の境に設置する、ある程度設置距離の長いものを原則対象としております。

また、河川は、洪水等による災害の発生防止。流水の正常な機能が維持。河川環境の保全を目的とした河川法の規定により、河川区域内の土地において工作物を新築しようとする場合には、河川管理者の許可を受けなければならないことから、どうしても設置を要する場合には、できる限り離れた場所に設置するように配慮をお願いするところでございます。

御質問にあります川からの侵入防止についてでございますが、そもそも、川へ侵入できないように山際の防止柵の補修等を徹底していただければというふうに思います。

いずれにいたしましても、被害状況の把握に努め、地域の方が主体となって積極的な対策を実践していただけるよう、働きかけや支援に努めてまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 龍野議員。

○2番（龍野一幸君） 一旦分かりました。次の質問です。

空き家や遊休地が増え、住んでいる身の回りにもイタチや猿、ハクビシンやタヌキなどの小動物も住みやすい環境になってきております。今年もトウモロコシなど農作物にも被害が出ております。一方、今のところ存在と被害は出ておりませんが、アライグマは特に危険という人がいます。狂犬病の病原菌を保有しており、感染したら100%死に至ると、家の天井に巣を作るなど、県も注意を呼びかけております。町では、それらの害獣に対しての捕獲器を貸していると伺いました。台数や申請要項、貸出期間や捕獲後の処理など、ホームページからでは検索できませんでした。町民に告知する意味で教えていただきたい。お願いします。

○議長（森田公明君） 中原産業振興課長。

○産業振興課長（中原良雄君） 現在の法律では、住宅等の建物内における被害を防止する目的で、自宅敷地内において、小型の箱わなによる小型鳥獣の捕獲を行う場合には、狩猟免許は不要となっておりますが、鳥獣の捕獲には、有害鳥獣駆除の許可が必要になります。



駆除を行う場合には、役場にお越しいただきまして有害鳥獣駆除の許可申請へ記入、後日送付となりますが、許可書の交付を受け、わなの設置をしていただく流れになります。その際に、箱わなの使用についても申し出ていただき、空いていれば貸し出すことができます。

現在3台の箱わなを管理しておりますが、時期により、全て貸し出している場合もございますので、事前に空いているかの確認の上、お越しいただければと思います。

また、捕獲後の処理につきましては、捕獲者の責任において適正に処理を行っていただきたいというふうに考えております。

現在は、役場にハクビシン等の問合せを頂いた方へ、先ほどの説明を申し上げ、駆除を希望される方へ貸出しを行っている状況でございますが、ホームページでも閲覧できるよう、今後対応してもらいたいと考えております。

○議長（森田公明君） 龍野議員。

○2番（龍野一幸君） まあ、こういった資材も個人でそろえばいいんでしょうけども、結構、金額もかかります。町で、もう少しその機材等増量していただいて、対応もお願いしたいと思います。

最後の質問になります。今年も4月から6月にかけて、依田川にアユが放流されております。以前は、アユ釣りの太公望たちでにぎわった町内の川ですが、6月24日の解禁日には釣り人がばらばら目撃された程度で、その後ほとんど見られなくなりました。アユがすみつかないか、大型の鳥の捕食に関係するものか、漁業組合では原因はつかめていないということです。最近、依田川ではカワウが、またシロやアオサギの姿をよく水田でも見かけるようになりました。カワウに関しては、以前はいなかったと記憶しております。

町内の漁業関係者にも年間数十万円の被害になるそうですが、餌代も上がり、こちらのほうも苦慮していると。ドローンを飛ばし対応を考えたが、仕事にならないと。そこで、対策を望んでおります。

釣り客などで人流の流れも関係してきます。町の見解を伺います。

○議長（森田公明君） 中原産業振興課長。

○産業振興課長（中原良雄君） 魚の減少は依田川だけでなく全国の河川で魚が減少しており、千曲川でもアユ釣りをほとんど見かけなくなってきました。

原因は、カワウなどの食害とも言われておりますが、漁協等へ問合せしたところでは、「原因はまだ特定できていないが、農薬による水質の悪化が最も影響しているのでは」とも言われており、特定ができないことから実態は不明でございます。

カワウ、アオサギ等の駆除は漁協の対応となり、カワウ、アオサギ等の駆除には漁協より報奨金が出ているとのことで、対象となる鳥の両足を漁協に提出することで2,000円の報奨金が支払われているとのことでございます。

現在はございませんが、数年前は漁協からの要請があれば長和町猟友会の1種狩猟登録者の駆除許可証を県へ申請し、駆除できる体制を取っておりましたが、猟銃の制約上、駆除が難しいことも

あり、捕獲された実績はございません。

また、養魚場などの問合せには、網猟免許を取ることで駆除ができることをお伝えしております。網猟は鳥類に有効な捕獲手段でありますので、対策ができるのではないかと考えているところでございます。

○議長（森田公明君） 龍野議員。

○2番（龍野一幸君） 最近では僕も2匹捕まえました、生態系に多様性が見られ、アオアマガエルが多く見られるようになりました。

前回、オオムラサキの話をしたのですが、食事を共通としてオオムラサキや複数種のチョウの衰退が懸念されているアカボシゴマダラという害チョウが侵入。立岩でも目撃されてきております。特定外来種で繁殖力が極めて高く、今後、捕獲及び拡散防止の呼びかけも出ております。当町でも獣・鳥・魚に加えて、昆虫にも対策が必要になってきそうです。

カワウの件、両足を持っていけば、2,000円支払っていただけると私も確認しております。この町の依田川へイワナやヤマメもお隣の裏付近で、約800キロ放流されております。本来、釣り意欲の湧く川なんです、地元の方が釣りをしている風景も見られなくなってきている。

そして、先ほどネオニコチノイドというのが原因の答弁を頂きましたが、当町の行っている水質検査に、ぜひその成分も検査の対象にしてほしいと以前要望を述べましたが、真相究明のため、ぜひ実施していただきたいと思っております。

獣害に関しては、少しでも個体数を減らすことが重要であり、今回の質問に至っておりますが、実際のところ、町内で捕獲数を伸ばせたとしても解決しない問題とも認識しております。やはり、広域で展開することが、獣害対策の大きな柱になっていくことに間違いはないと感じています。広域での協力体制強化をぜひお願いしたいと思います。

車やバイクにおいても鹿が原因で死亡するという例もあり、作農者だけではなく町民全体が共通して注意しなければならないのが、この野生動物だと思います。愛護の観点から異議を唱える方にもぜひ理解を深めていただくよう、町としても働きかけを要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（森田公明君） 以上で、2番、龍野一幸議員の一般質問を終結いたします。

ここで10時35分まで休憩いたします。

休 憩 午前10時26分

---

再 開 午前10時35分

○議長（森田公明君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

7番、原田恵召議員の一般質問を許します。

原田恵召議員。

○7番（原田恵召君） 議長の許可をいただきましたので、私は今回4つの質問について、お伺い

をしてみたいです。

まず最初に、職員採用の要件と職員の町外転出ほかについて。

2つ目としまして、ブランシュたかやまスキー場のボード解禁について。

3つ目としまして、買物難民対策について。

4つ目としまして、長久保信号機の右折レーン延長についてという4点について伺います。

4つ目の長久保信号機右折レーンにつきましては、8月29日に地元の四泊、落合地区での説明会がございまして、そこに参加しておりますが、住民の方に知っていただく意味でも質問をさせていただきますので、よろしくお願いします。

まず最初に、1点目について、関東大震災からちょうど100年が経過し、改めて災害は忘れた頃にやってくるを肝に銘じて、安全安心なまちづくりを進めていかなければならないと思ったところがございます。さらに、この夏のうだるような暑さまた干ばつにより、熱中症が多発し、県内でも多くの方が救急車で運ばれるような事態が起こっております。まだ、確定じゃないので起こる可能性がまだあるところがございますが、その一方で、線状降水帯の発生により、日本各地で河川の氾濫また土砂崩れ等、災害が発生しております。これからの台風シーズンを控え、災害対策、対応に戦々恐々としている日々が続いております。

そんな中での職員採用の要件と職員の町外転出についてという質問ですが、まず、新規採用に当たって、町内へ住所を移すこととなっているそうだが、実施されているのかということ、1つ目、いつから町外者を採用するようになり、実際何人が採用されているのか、何人が町内に居住しているのか、町外者を採用するようになった理由は何か、これについて伺います。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 近年の長和町並びに地方公務員の採用試験につきましては、受験者数そしてまた競争率ともに低い水準にとどまっている傾向がございます。これは、人口減少や少子化、それから社会情勢の変化や就業意識の多様化などが挙げられると思いますが、自治体が安定的に適切な行政サービスを提供するためには、有為な人材を確保することが重要ではないかというふうに考えておるところでございます。

現在、町の職員の町内居住制限を町職員服務規定に明記はしておりませんが、原則ですね、町内の居住をしていただくこととしております。

詳細につきましては、担当課長から答弁をさせていただきます。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） 新規採用に当たりましての住所移転及び町外者採用に関する御質問でございますが、新規採用者は町内へ住所を移していただいております。

今年度につきましては、有資格者を含みまして5名採用し、4名は町内に居住しておるところでございます。また、町外者の採用を始めた時期につきましては、平成27年度までは長和町に住所を有する方または実父母のいずれかの住所が長和町内の方で、採用後に長和町内に移住することが

確実な方となっております、平成28年度からは、採用後に長和町内に住所を有し、居住することが確実な方に受験資格を変更してございます。

したがって、平成28年度からとなるわけでございます。また、町外者採用は、合併前の和田村、長門町の頃から有資格者等につきまして、行われておるところでございます。

平成28年度以降の一般事務職の町外採用者は8名でございまして、現在7人が居住しておるところでございます。町外者を採用するようになった主な理由といたしましては、有資格者も含め町内者のみでは応募がないため、町外まで広げて募集しているところでございます。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） ただいまの答弁の中に、町内者のみでは応募がないため町外まで広げているというその一言につきまして、びっくりしたところでございますけれども、その反対側で2つ目として、以前からありますけれども、職員採用後に町外へ転出している職員がどの程度あるのか、人数は把握しているのか、通勤手当を出している数で把握できると思うんですが、何人いるのか、その理由は何なのか、これについて伺います。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） 町外に居住している職員は、現在23名おるところでございます。町外に転出した主な理由といたしましては、やはり婚姻、子供の進学などの家庭の事情でございます。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） 近隣の市町村で申し上げますと、青木村はその採用の条件の中に、通える範囲のものを想定しておりますので、上田市、長和町からはないと思うんですけど、上田市OKという形になっていまして、町村によっては住所があることを要件としているところがあります。南佐久の町村のほうでは住所があるものという要件は残っているそうです。上田市はその規定がないので、実際に長和町からも上田市に勤務している方もいらっしゃると思いますが、これについて当町はどう考えるのか伺います。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） 採用の要件に関する御質問でございますが、時代の潮流といたしますれば、規定のない自治体が多いのではないかと考えるところでございます。

当町でおきましては、採用後に町内に居住することを要件としております。しかしながら、町内にはアパートなど転入できる物件が少ないため、原則として転入するようということになってございます。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） 町営住宅も造ったんですけども、今、出てくる人入ってくる人がとんとんなので、役場職員がその町営住宅に、町営アパートに住むということが実際に今時点では起こっていないのかなというそんなことを思ったところでございますが、今の新規採用を町外から採用して、今度、中堅層が町外に出ていくという実際にそういう状況が現状が起きております。若手が町内に

居住して、中堅層が町外に転出しているという現実がある、このままでは災害時の初期対応に問題があるのではないのかという、これについてどう考えるかを伺います。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） 災害時におきまして、被害の軽減、迅速かつ円滑な応急対応を実施する上では、配備の決定や災害対策本部の設置、職員の参集や情報の収集など、初動期におきましては大変重要となるという認識をしておるところでございます。災害発生時から災害対策本部の災害対策業務開始までと、初動期におきまして、各職員が実施すべき業務を整理し、災害時に職員一人一人が適正に災害対策を実施できるよう、配備体制や職員の参集の在り方を具体的に示しました災害発生時の職員行動マニュアルを作成しているところでございますので、それにのっとり対応し、防災減災に努めてまいりたいと考えております。

初動対応につきましての問題は、したがいまして、現状といたしましてはないというところがございます。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） 実際に上田市、東御市に住んでいて、長和町まで駆けつけてくるのに災害時ですから、何分かかかるか分かんない中で、その初動体制について問題ないというその感覚がわからないんですけれども、そんなときにぜひその抜き打ちで非常招集をかけて、実際に、災害時じゃないけれども、実際に何分かかったのかというそれを調べてみる必要があるかと思うんですが、そういうことをやる考えはないのか伺います。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） 抜き打ちで職員に非常招集をかけて、実際に職員が集合するまでどのくらいかかるのか、実施するか否かという御質問でございますが、災害の状況などにつきましても、ケース・バイ・ケースであると考えられるところでございますけれども、現状では実施する考えはございません。ただ、現在災害時におきまして職員への周知や参集など、現在活用しておりますロゴチャット、オクレンジャー等のアプリを更新する際には、ぜひとも検証してみたいと考えておるところでございます。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） 再度伺いますけれども、地区担当職員が各地区に張り付けられておりますけれども、その担当職員が上田や東御に住んでいてそれがダブってたりした場合に、その初動対応にその地区は遅れが出るんじゃないかというふうに思うんですが、それについてどう考えているか伺います。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） 地区担当職員制におけます役割の一つに、災害、豪雨災害、大雪とあるわけでございますが、これらの際の地区の見回りがございます。

先ほども申し上げましたが、警鐘も促す効果もあり、災害発生時の職員行動マニュアルに基づい

て対応したいと考えておりますので、初動対応に遅れが生じることのないよう、今後も鋭意努めてまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） しつこく聞きますけれども、この状態が続く、逆に言うところの状態がどんどんどんどん進んでいった場合、先ほどの町外者23名というのは、役場職員の4分の1相当かなというふうに思うんですが、これがどんどんどんどん進んでいった場合に、本当にどうなってしまうのかというこの状態は非常に望ましくないというふうに考えるんですけど、対策は考えられるのか、伺います。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） 令和3年の12月に総務省から発出されました地方公務員の職員採用方法の多様化についての概要につきましては、中途採用の取組の推進、職員採用試験の多様化、選考採用の活用と留意点とこれらになりますけれども、これらも鑑みるとともに災害などに対する対応につきましても、実情をしっかりと検証し、今後の課題といたしまして考えてまいりたいと思います。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） 町では、課題が山積しておりまして、災害対応、少子化対策、高校通学問題など様々な問題がある中で、その職員が町内にいなくてという非常に問題であるというふうに思いますし、真剣に考えていけるのかというそういう心配もあるとともに、がっかりというのが本当の今思っている感想でございます。しっかりした対応をしていただきたいというふうに思いますし、今後のことについても、理事者で何か発言がありましたら、お願いをしたいと思います。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） ただいま、総務課長からお話しあつたとおりでございます。

やはり今、こういう時代が変わってきておりますので、そういったものに対応していく、このことも行政として大切でございますし、有能な人材をお願いするということにおきましてもそうでございますし、そして、採用した職員には極力、長和町に住んでいただくよう、居住していただくよう、お願いはしておりますので、そういったことを御理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） 私もいろいろ考えましたが、特効薬がないのかなというふうに思いますし、ただ、この状態が進むのはまずいかなというふうには思いますので、しっかり対応をお願いしたいというふうに思います。

次の質問なんですが、障がい者の採用に関する質問なんですけれども、障がいのある方も積極的に御応募くださいというふうにゆいねっとのテロップが流れているんですけど、実際にどの程度の採用があるのか、何人が採用になっているのか、これについて伺います。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） 障がい者の採用に関する御質問でございますが、現在雇用されている障がい者は1名おるところでございます。新規の応募は現在ございませんで、障がい者雇用は厳しい状況となっておりますが現状であります。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） この障がい者の雇用について、何%を雇用しなければいけない等々のそういう項目があつてのパーセント条項があつて言っているのか、本気で雇用するつもりがあるのかどうか、それと、役場職員には正規の職員と会計年度職員ともう一つというようにいろんな職員がいるんですけども、会計年度職員はこの対象外なのかということ伺います。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） パーセント条項についての御質問でございますが、障がい者の雇用の促進等に関する法律におきましては、全ての事業主は対象障がい者の雇用に関し、社会連帯の理念に基づき、適当な雇用の場を与える共同の責務を有するものであって、進んで対象障がい者の雇用、雇入れに努めなければならないということとされておりまして、これにつきましては、労働者を雇用する事業主は個人であると法人であるとを問わず、官公庁であると民間企業であるとを問わず、身体障がい者、知的障がい者または精神障がい者に雇用の場を提供する社会的責任を有するということとされているところでございます。

このため、この法律に基づきまして、障がい者雇用率いわゆる法定雇用率を設定し、国及び地方公共団体並びに民間事業主に対しまして、対象障がい者の雇用を義務づけておるところでございます。

これによりますところの当町の障がい者法定雇用率は2.6%でございますが、実雇用率につきましては1.82%で下回っているところでございます。

なお、会計年度任用職員も法定雇用率算出の対象の人数となっております。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） 3と4の質問を一緒に行いますので、一緒に答弁願います。

積極的に御応募くださいでは、内容が分からないので応募がないと思うが、採用に向けて障がい者枠を設けたらどうかという質問と、役場には多種多彩な働く場所があるので、障がい者の雇用に向けて働ける場所をピックアップして再検討してほしいと思いますが、これについてどう思うか伺います。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） 以前に、障がい者雇用枠で採用した経過がございますが、採用した方につきましては、既に退職され、その後はなかなか応募がない状況となっております。

定着、応募ともに難しい状況ではございますが、業務内容や採用枠などをしっかりと精査しながら雇用に向けて引き続き、募集を行ってまいりたいと考えております。

障がい者の雇用に向けた再検討に対する御質問でございますが、この件に関しましては、以前よりハローワークとの面談を行っておりまして、御紹介いただくよう依頼してございますので、障がい者の雇用に向けて引き続き検討を重ねながら、募集を行ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） しっかりと対応をお願いしたいと思います。

次の質問ですが、もう一つ、職務経験者として昭和60年4月2日以降に生まれた人まで採用枠を増やしているのはなぜか、これが全国的な傾向なのか、町独自のものか、以前は上限は30歳まででなかったのか、これについて伺います。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） 職務経験者の採用に関する御質問でございますが、国でも、主に就職氷河期世代の支援に係るものをはじめといたしました経歴不問の中途採用試験に加えまして、経験者採用試験も含めた中途採用や地域の実情に応じた職員採用試験の実施などの取組に力を入れておりまして、県内でも多くの自治体が職務経験者を募集しております。

民間におきましても、転職者向けの求人の増加や職務経験者を採用する流れにつきましては、世間全体的になっているというところでございます。町では職員の年齢層に偏りがあるため、今回につきましては、町独自のものとして年齢の平準化を図るために昭和60年4月2日以降に生まれた人というところまで採用枠を拡大したところでございます。

年齢上限につきましては、今までにも職務経験者を募集した経過もあり、その際も30歳を超える枠で採用してございます。

以上です。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） ホームページからプリントアウトした募集案内なんですけれども、参考として5年経過した人の採用の場合に、給料は幾らというふうに出ていんですが、公務員の給料の前歴換算というのは、前職が公務員、その公務員も県であったり国であったり市町村の事務方の場合には100%で見るというルールがあるんですが、そうでなかった場合には80%、極端なことを言っても0%という場合もあるんですけど、今回の38歳まで応募を広げている中で、38歳の人が実際にこれで応募してきた場合に、事務経験がなくてきた場合の給料というのは、同年齢に比べてかなり下がってしまう。せいぜい30歳ぐらいじゃないと、給料の差があっってしまうと、それがずっと続いていくと退職するときにはかなりの差が出てしまうというそういう形になるんですが、その中で、前歴換算をしても同年代の職員より給料が下がるが、これについて理解をしているのか、採用をされようとしているほうも。どのように調整するのかしないのか、そのことをきちんと公表しないと応募はないのではないか、これについて伺います。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。



○総務課長（藤田健司君） 前歴換算についての御質問でございますが、前歴換算の方法につきましては、条例に規定されておりますとおり、これに基づき計算をし、初任給を定めておるところでございます。同年代の職員より給料が低い場合につきましては、ただいま原田議員のほうからありましたが、条例に基づく前歴計算の結果、前歴が100%に至らなかったということによるところでございます。

次に、理解しているのかの御質問でございますが、今回の募集要項には職務経験5年の人の初任給を例に掲げさせていただきまして、学歴や職務経験年数によって初任給は変わることが記載し、募集をかけさせていただいており、応募者の方の現在の給料に当てはめ確認いただければ、御理解いただけるものと考えておりますし、給与のことでございますので、問合せなどございましたら、丁寧に対応してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） その前歴を持っている人の給料というのは非常に難しいんですけども、実際に9月6日までの募集になっている中で、今のところ応募があるのかどうかということ、それと、中には公務員であり同じような仕事をやっていた人が来た場合に、その人は1級の何号俸、主事なのか主任なのか主査なのか、ひょっとして係長なのか、そういうこともあり得るんですけども、そこら辺はどうなっているのか、どういうふうにするのか伺います。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） 現在、問合せは1名ございます。それで給与の関係でございますが、年齢、職歴等ありますけれども、その関係につきましても、条例に当てはめた場合に、いきなり係長職というのは多分難しいのかなと考えておりますが、その人の経歴等を勘案しながら、また適宜対応してまいりたいと、検討してまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） 38まで広げておりますが、やはり前歴換算を考えた場合には、30が適当かなというふうに思いますし、採用した中で、同年齢、同年代の人たちで長和町をしっかり守っていく、しっかり運営していくんだというそういうことから考えた場合には、やはりこの経験年数の大きな人を採用するというのは、非常に後々難しい問題が起きるのかなというふうに思います。

合併から20年をたとうとしている中で、20年前のその合併時に定年前に辞めていった人があり、また今現在こういう状況で、人手不足とは言わないけれども、こういう状況があって、じゃあ20年後どうなるかということ考えた場合に、やはり従前の30代の人を採用してしっかり経験を踏ませて、係長、課長というような、そういうふうにもってってもらいたいなというふうに要望して、次の質問に移ります。

次の質問は、ブランシュたかやまスキー場についてなんですが、先日、マウント長和の社長より、「今まではスキーヤーオンリーだったけれども、スノーボードも共存へ検討したい」と発言がございました。これについてどう考えているのか、町はこれからもスキーヤーオンリーにこだわるのか、

そこら辺は会社とちゃんと話ができているのか、会社の考えを受け入れる考えがあるのかどうか伺います。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 今、お話ございましたように、先般、株式会社マウント長和の小林社長より、スノーボードの検討について発言がございました。

スキーヤーオンリーのスキー場を転換していくのは大変難しいことであると推測されますが、このままスキーヤーのみにこだわっていれば、スキー場の存続にも影響する可能性がございますので、株式会社マウント長和においてしっかりと議論を重ねていただくとともに、スキー場の在り方としてどういった経営方針がよいか、町としても、株式会社マウント長和とともに検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） この件につきましては、昨年も一般質問してございまして、そのときはスキーヤーオンリーで行くんだという話でございましたけれども、ここで方向転換があったわけで、私は朝令暮改で悪い話ではないというふうに思っておりますので、この方向で進めていただきたいなというふうに思うんですが、ボーダーを入れることによりまして、スキーヤーオンリーがよいとしていたお客さんは減ると思います、シニア層等。ボーダーが入ることによって入場者が増え売上げ増になるというふうに個人的には思います。

それは何かというと、家族でスキーヤーの息子がいて、ボーダーの娘がいれば、一緒に同じスキー場で滑れる、そうすると鷹山に来る、宿泊するというそういうメリットが起きるんじゃないかなというふうに思っております。

ただ鷹山は、狭い林間コースもあり、以前からボーダーの行儀が悪いというか、やたらそこら中に座り込んでしまうという、そういうことを考えると、接触を懸念するスキーヤーもあるとは思いますが、例えばコースを限定するなど、安全面を考慮すれば問題の解決になると思いますが、どうか。

ペンションも両方できることで誘客しやすくなるというふうに思いますし、メリットがあると思います。何か支障になることがあると考えているのか伺います。

○議長（森田公明君） 中原産業振興課長。

○産業振興課長（中原良雄君） 今まで、スノーボードを入れずにスキーヤーオンリーを貫いた理由といたしましては、スキー最盛期である今から50年前、グレンデにスノーボーダーはいませんでした。ところが、それから僅か10年後になるとボードが急増してグレンデを独占してくるほどになりました。

アメリカの刑務所から始まりましたルーズスタイルの流行に乗り、スノーボードはスノースポーツの中で不動の地位を築きました。この時期、まだスキー場は大混雑が土日祝日は続いておりました。そんな中で、マナーの悪いボーダーがグレンデを飛び回り、ちょっとの不整地であればジャン

プをし、ゲレンデの真ん中でたむろして座り込み、動かない。こんなスタイルは従来のスキーヤーには、非常識の何物でもなかったかと思われます。現在60歳から70歳のスキーヤーのほとんどの方が思っているかと思ひます。スノーボーダーがいると危ないとの認識でスキーヤーオンリーを貫いてまいりました。

ところが、20年から30年前のボーダーと現在のボードユーザーはスノースポーツへの意識が大分違ふ状況になってまいりました。その一つに、スノーボードを取りまとめる全国組織SAJ、SAI、BSJAなどが安全対策、またそれぞれの方式に基づいた技術指導体制を確立し、指導機関の充実が図られてまいりました。この裏付けといたしまして、スノーボーダーの重大事故、大けがは減少してまいりました。

以上の理由により、スノーボード解禁を検討しておりますが、お客様への安全の担保、スノーボーダーへのルールの徹底、スキー場従業員の賛同と安全作業面の変化への対応、スノーボーダーへの新しいサービスを確立しないといけないことから、今後、運営会社をはじめ、各関係者の皆様と協議を重ねてまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） 方向とすれば、会社も町もスノーボーダーを導入ということで進んでいるという話でございますが、早ければいつからなのか、今シーズンというか、この冬に間に合うのかどうか、それとも来年なのか、それともまだ未定なのか、これについて伺ひます。

○議長（森田公明君） 中原産業振興課長。

○産業振興課長（中原良雄君） 先日も、マウント長和と話をさせていただきましたけれども、今シーズンについてはまだ難しいというふうにお話を伺っております。

いずれにしても、まだ検討の段階でありますので、またその時期については、はっきりしてきたところで発表させていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） ボードの導入は、待ったなしだというふうに思ひますので、一刻も早く導入をしていただいて、多くの方に来ていただいてブランシュたかやまを楽しんでいただきたいというふうに思ひます。要望します。

この関係の最後ですが、エコーバレースキー場について。

エコーバレースキー場につきましては、この後、荻野議員からも質問がございますので、私が確認をしたいのは、エコーバレースキー場はこの後どうなるのかということ。今現在どうなっているのか、当初はこのエコーバレースキー場も町が関わった第三セクターの会社だったが、今は関係がないのかというこの点について伺ひます。

○議長（森田公明君） 中原産業振興課長。

○産業振興課長（中原良雄君） エコーバレースキー場の見通しでございますが、あくまで推測となりますが、今の所有者が手放し、別の事業者が所有をしていただければ、再開の可能性はあると

思われます。

今までの経過に触れますと、令和2年10月営業できないとのお話があり、11月には町、長和町商工会、信州・長和町観光協会において、株式会社ブルーキャピタルマネジメント本社へ出向き、代表取締役会長兼社長、専務取締役ウェルネス事業リゾート部門本部長に対し、営業継続の要望を行いました。その後、リゾート部門本部長が、エコーバレースキー場の支配人を兼務しており、何度か支配人と粘り強い交渉を持ちました。また、支配人から営業を再開する上で、町に対し要望をいただき、町は誠実に対応をしてくれました。最近では、地元からの協力をお願いや運営していただける事業者を探していると話を伺っていました。

地元での運営については、エコーバレースキー場周辺のペンション、ホテルの有志約10名が発起人となり、運営会社を設立したいとの動きがありました。結果、折り合いがつかず、断念したと伺っております。また、支配人からは、幾つかの事業者と運営に関する交渉を行ったが、うまくいかなかったとの話がありました。

現在は、次のシーズンも営業できないと話があったところでございます。

運営につきましては、当初、昭和55年に長門町スキー場開発株式会社が設立されました。事業主体は、地元企業と町が共同出資で事業を進める第三セクター方式が取られ、昭和56年12月にオープンとなりました。

その後、まもなく民間の会社によるものとなり、最近では幾つか運営会社に変更となっております。いずれにいたしましても、民間企業が所有しているものでございます。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） ただいまの件につきましては、了解をいたしました。

次の質問に移ります。

買物難民対策についてということで、幾つか質問しますので、答弁をお願いします。

和田地区からコンビニエンスがなくなり、牛乳やおにぎり、パンなどの食材が買いにくくなっていくが、実情はどうか、要は足りているのか、これについて伺います。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 買物難民対策に関する御質問でございます。

和田地区から、お話しございましたようにコンビニエンスストアがなくなると話があったとき、これは大変不便になってしまうと考え、運営事業者に対し、聞き取り調査を指示をいたしました。

和田地区撤退の大きな要因は売上の減少で回復も見込めないこと、それから本部からの強い指示があったものであるとお聞きをいたしました。そのときに話されていたことは、おにぎりや弁当、パンなどの廃棄が毎月70万円を超える。で、コンビニの性質上、安売りもできないことから大変苦慮していたということでございました。

で、和田支所隣のコンビニは約8年間営業をしていただきました。撤退したときは大変不便だという声が多くありました。当然、あったものがなくなったわけでございますから、不便でございま

したけれども、今ではそれぞれ対応ができているものというふうに考えております。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） あったものがなくなったので不便なんですけども、その後の話でどうするのかという話なんですけども、巡回バスの利用者の目的が何なのかということで伺いますが、これから町が検討していくデマンドバスの中で、巡回バスを今まで利用していた人の目標、目的は、依田窪病院、今は、丸子の中央病院まで行ってますので、病院なのか、買物なのか、温泉なのかということで伺います。

乗車数、降車数により、実人数を把握しているのか、現在検討されているそのデマンド交通にも、基本的な数値として必要と思うが、どうなのかということで伺います。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） 巡回バスを御利用いただいている皆様の目的についての御質問でございますが、御質問のとおり、それぞれ病院であったり、買物や温泉など、それらが御利用されている皆様の目的であると考えておるところでございます。

次に、実人数を把握しているかとの御質問でございますが、乗車人数につきましては、6月の一般質問で御回答させていただきましたが、把握をさせていただいております。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） 私の質問じゃなかったと思いますので、病院、買物、温泉なのか、これの3つの割合はどうなのかを伺います。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） 割合は、特段押さえてございませんで、それぞれの便の人数を押さえてございます。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） これについては、今後のデマンドの中で必要になりますので、数値を後から教えてください。

次の質問なんですけども、町内に買物できるスーパーがあれば巡回バスを町外まで運行する必要はないが、町内で食材の買物ができる場所の確保はできないか、黒耀マルシェに肉や魚類などの充実が図れないかということについて伺います。

○議長（森田公明君） 中原産業振興課長。

○産業振興課長（中原良雄君） マルシェ黒耀では、地元の農産物の直売に限らず、地域の逸品や信州ならではの土産に加え、Aコープ商品を中心に日配品や食料品等も取りそろえ、ミニスーパーとしての機能も持ち合わせた店舗運営を行っております。

まずもって、農産物直売所において食料品等の取扱いをしている事例は極めて少なく、住民福祉の観点から、マルシェ黒耀の企業努力により成り立っているところでございます。

マルシェ黒耀では、現在、肉、魚、乳製品、菓子、加工品、飲料、調味料等の一般食品の合計で

約235品目を扱っており、そのうち、肉類・魚類は15種類、週およそ150パックを仕入れてございます。

仕入れに対する廃棄ロスが2%程度でありまして、肉類、魚類は仕入れ先のAコープ国分店の店頭価格と同額で販売しており、また、売り切るために割引販売を行っているため、値下げロスも多少発生しているところでございます。

これを実現するために、ニーズの低い商品のアイテム数を減らし、ニーズの高い商品を厳選して品ぞろえすることで廃棄ロスを極力抑えております。

近隣に大型ドラッグストアが開店した影響もあり、ニーズの変化に合わせて随時商品構成を見直しながら、赤字を出さない努力を行っていただいております。

肉や魚の充実が図れないかという御意見につきましては、陳列スペースが確保できないこと、消費期限が短いため廃棄ロスによる赤字が生じることも懸念されるため、直ちに実施することは厳しいとの認識であります。町といたしましても、住民皆様の御要望にお応えできるよう、マルシェ黒耀と協議してまいりたいと考えております。

また、JAのまごころ宅配便を活用し、長和町内を対象に毎週月・木曜日に食料品や日用品等を自宅にお届けする宅配事業を実施しております。こちらは、カタログからお好きな商品を選んで買物することが可能となりますので、組み合わせで御利用頂くことで、計画的かつ充実した買物を行うことにもつながりますので、積極的に御活用頂けるよう、マルシェ黒耀と連携して周知を図りたいと考えてございます。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） マルシェにありますよという話なんですけど、もっと増やせないかということで質問したんですけど、もしマルシェで満足できない場合には、丸子のスーパーへの買い出し路線を充実させなければならぬんですけども、そうなった場合に今もバスは行っていますけども、町とすればマルシェを充実させるのと買物路線を充実させるのと、どちらのほうが町の出費を減らせると考えているのか伺います。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） 丸子地域へのスーパーへの買い出し路線につきましては、JRバスが既に走っておりますが、路線の充実につきましては、その充実の度合いにより経費も変わってくるため、町内で食材の買物できる場所の確保との比較につきましては、様々な条件により異なると考えておるところでございます。

なお、令和6年4月を目途に進めておりますデマンドバスを導入いたしますと、町内にございます生鮮食品や飲料・日常雑貨を扱う商店へも直接運行が可能となる予定でございますので、そのように御利用頂ければ、新たに町の出費が発生することはないものというふうに考えておるところでございます。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） 昨日、阿部議員から議会で視察に行ったという話がございましたが、檜原村も身延町も、デマンド交通に国や県の補助があるんだというふうに言っていましたけれども、その要件として、長和町に該当するその要件は何なのかを伺います。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） 今までの町のスタイルでは補助要件がございまして、補助申請は至らなかったわけですが、地域公共交通全般に関わります補助金の要件に関する御質問でございますけれども、国が定める協議会におきまして、議論されました、策定された計画を国へ提出し、認定頂くことが必要でございます。その後、各種補助メニューに沿った事業計画の策定及び申請の後に補助事業の採択となるという段取りでございます。

いずれにいたしましても、補助事業の制度も変更になってございますので、デマンド交通に移行した場合に採択される補助の模索についても、積極的に行ってまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） 国・県の補助金でございますけれども、大金ではないんですが、およそ1割とかなんですけれども、運営の中では大切なお金だというふうに思いますので、ぜひ該当するようなそういう形で申請を進めていただきたいというふうに思います。

デマンドから少し離れまして、違う方面からの話を申し上げますと、買物難民のために、下伊那郡何とか村とか何とか町、3町村あるそうですが、町で公設民営のスーパーを開設しているという話がありました。当町とすれば、この公設民営のスーパーというものをどう考えるのか伺います。

○議長（森田公明君） 中原産業振興課長。

○産業振興課長（中原良雄君） 昨年、商工会和田支部において、「電話一本で配達」、「テイクアウト・デリバリー」のチラシを新たに作成し、和田地区の皆様宛て全戸配布にて周知するなど、各地域の商店が特色を出して頑張っていただいております。

このほか、町内各地にデリシアによるとくし丸の事業、また、生協や先ほどのマルシェ黒耀、J Aまごころ便などがございます。確かに近くにお店があり、自分の目で買いたいなどのニーズにお応えにくい場面もあるとは思いますが、現状を踏まえ、町が公設民営スーパーを開設することは考えてございません。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） もう一つニュースになっていたのが、茅野の別荘地で無人のスーパーを設置したというニュースがありました。これはクレジットカードでの無人による販売で、経営はスーパーマーケットだったんですけれども、導入を検討する考え、業者に話を聞くとかという考えはないのか。かつての農協のお店のよう、大門2つ、長久保、古町、そういうような形で細かく設営がしてもらえれば、非常に便利であります、それについてどうか伺います。

○議長（森田公明君） 中原産業振興課長。

○産業振興課長（中原良雄君） 新聞等の報道を見まして、無人スーパーは大変有効であると思わ

れます。町に多くの別荘地や近くに店舗がない集落が多くありますので、運営事業者から話を聞くなど、長和町商工会とも相談しながら、導入することが有効であるかどうか、研究・検討を行ってまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） 最近のニュースで、冷凍のおにぎりが発売になるという話がございまして、冷凍のおにぎりってどのくらいもつかなと思ったら、90日、本当に日持ちするんだなと思いましたが、今、冷凍食品が進んでおりますので、ぜひ住民が手に入れやすいような、食べ物に困らないような、いろんな政策、施策を進めていただきたいというふうに要望しまして、残り時間が短くなりましたので最後の質問に移ります。

長久保信号機右折レーンの延長についてということで、実はこれは8月29日に地元説明会がございましたので、要点を申し上げますと、現在の四泊落合から長久保までの信号の間が、8メートルの道路が14メートルに広がるという話でございました。

また、長久保の右折レーンは、現在55メートルを110メートルに広げるという話でございました。山側、川側で申し上げますと、川側は全域に歩道をつける、そして今、現在工場がある長門電材下のカーブを修正して、あそこが50キロのスピードで冬の場合にはよく滑ってしまって、人家に突っ込むという話がありましたので、そのカーブを60キロで行った場合でも、まっすぐ進めるような、そういう修正を行っていくという話でございました。

また、四泊川と国道の交差点に公共大型ますを設置して水害対策を行う。

また、四泊停留所にはバスベイというバスポケット、バスレーンのようなものを設置して、安心して子供がバスに乗り、高齢者がバスに乗れて、その横を車が通り抜けられるという工事も行うという話でございました。

今後、令和8年までの4年間で進めていくという話でございましたけれども、この計画が順調に進むかどうかは、地元の人々の同意も必要なんですけれども、全体計画としてこれ以外でどうなっているのかを伺います。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 長久保信号機の佐久方面へ向かう右折レーン、滞留区間の渋滞の認識はあるかとの御質問でございます。

今お話があったとおり、新和田トンネル無料化によりまして交通量が大幅増えております。上田建設事務所では、新和田トンネルが無料化される前と後の交通量調査を行っております。1年前の令和3年5月20日の交通量の調査と無料化後の令和4年5月19日の時点では、小型大型車合わせて1.5倍、大型車だけでは1.8倍に増えておるということでございます。現在では、さらに増えておるといふふうに思っております。

そして、大型車両が四、五台つながれば、普通車でも上田方面へ直進する車が通行できなくなり、旧ドライブイン中山道の入り口までつながっていることは、承知をしておるところでございます。



このことにつきましては、現在県で計画している国道142号長久保から四泊落合道路拡幅事業に入っておるわけでございます。そしてこのことは、四泊地区の歩道がないということで、数年前から建設事務所のほうへお願いをしましておったわけでございますが、そのことも並行して進めていただく、そして今申し上げた、四泊長久保の信号のところも、併せて進めていただくということになっております。

詳細につきましては、担当課長より説明をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） すみません、全体計画自体を先ほど私が申し上げてしまったので、課長の答弁も同じになると思いますので、次に（2）の②の歩道は両側に設置されるのか、横断歩道はあるのか、これについて伺います。

○議長（森田公明君） 龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） 歩道は、道路西側については全線設置いたします。東側につきましては、株式会社武重商会のガソリンスタンドから四泊町営住宅までの間、215メートル設置されます。また、新規での横断歩道につきましては、予定にはございませんが、現在ある歩道の位置は、公安委員会と調整中のことでございます。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） 時間がなくなってきましたので、最後の質問をしたいと思います。笠取峠から下ってきたトラックが、赤信号でも突っ込んできて非常に危険な場面が多々あります。事故が起きないか、非常に危険なところなんですけども、その原因の一つに、この信号機が前にトラックがいると後ろが見えない。後ろの車は見えないので突っ込んでしまうという、わざわざ突っ込んでいるやつもいますけども、その中で、この手前にカーブがありますので、その手前に、長久保横町のところには予告信号がついているんですけども、そういうような形で、今、赤ですよということを知らしめるような、そういうようなものをつけることができないか、要望してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（森田公明君） 龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） 長久保信号機の場所も改良箇所となっておりますので、加えて要望をしていきたいと思えます。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） 実は、明日長久保でこの説明会があるんですが、該当する地権者と町会議員と地元財産区議員のみの話という話でございまして、できたらオープンにさせていただいて、一般の方から意見を頂いて改良していくのがベストだと思いますので、これからも一般の方からの意見を聴取できるような、そういう施策をお願いしたいと思います。

また、地元の方の御理解を得ながら進めていただきたいというふうには思いますので、よろしくお願いたします。

以上で、質問を終わります。

○議長（森田公明君） 以上で、7番、原田恵召議員の一般質問を終結いたします。

ここで昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休 憩 午前11時35分

---

再 開 午後1時00分

○議長（森田公明君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

3番、荻野友一議員の一般質問を許します。

荻野友一議員。

○3番（荻野友一君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

私は今回、長和町の観光振興策について質問いたします。

国土交通省の観光白書の中で、令和5年度に講じようとする施策について、持続可能な形での観光立国の復活を掲げ、第1節、持続可能な観光地域づくりでは、1、観光立国推進基本計画の持続可能な観光地域づくり戦略に従い、地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化のため、宿泊施設等の改修廃屋撤去等のハード面の取組に加え、キャッシュレス化等の観光地における面的なDX化によるソフト面の取組を、複数年度にわたる計画的・継続的な支援策を活用して支援する。また、観光DXや観光産業の革新観光人材の育成・確保等の取組も支援する。

2、観光地づくり法人DMOを核として、適切な観光地マネジメント体制の構築や一過性の補助金に頼らない持続的な観光戦略の策定・実施の促進のため、地域での観光地マネジメントを確立するための取組を支援するとともに、観光地域づくり法人の形成を進め、外部専門人材の登用や中核人材の確保・育成、宿泊税、入湯税等の持続可能な財源の確保等の観光地域づくり法人の体制強化等を支援する。

3、地域独自の観光資源（自然、文化・歴史、地場産業等）を保全・活用したコンテンツ造成や、観光旅行者から入域料を徴収し地域づくりに還元するためのシステム・設備整備等を支援する。また、地域環境に配慮した旅行の普及啓発等を行う。

4、優れた観光資源の保全・活用による観光地の魅力向上のため、良好な景観の形成・保全・活用等を進めるとともに、エコツーリズム等の取組や旅行者の安全の確保等の取組の支援等を行う。

第2節、インバウンド回復では、1、観光立国推進基本計画のインバウンド回復戦略に従い、早期の訪日外国人旅行消費額5兆円の達成等の目標達成のため、文化、自然、食、スポーツ等の多岐にわたる分野を対象とし、伝統芸能等の特別な体験や期間限定の取組の創出等の支援や、海外における日本への誘客イベントの開催等を集中的に行う。

2、消費拡大に効果の高いコンテンツの整備のため、アドベンチャーツーリズムやアート・文化芸術コンテンツの整備、地域の食材を活用したコンテンツの整備等を支援する。

3、地方誘客に効果の高いコンテンツの整備のため、民間提案による国立公園の魅力向上、国際

競争力の高いスノーリゾートの形成、歴史的資源を活用した観光まちづくりを進める。また、文化観光の推進のため、文化施設の夜間活用や日本遺産の活用、文化観光拠点の整備等を支援するとともに、スポーツツーリズム、農泊、サイクルツーリズム等多種多様なコンテンツ整備を行う。

第3節、国内交流拡大につきましては、1、観光立国推進基本計画の国内交流拡大戦略に従い、措置された予算を活用して全国旅行支援を着実に実施するとともに、平日旅行需要喚起キャンペーンの実施等による国内旅行需要の平準化を着実に進める。

2、新たな交流市場の開拓として、ワーケーション・ブレッジャー等の普及・定着を一層進めるとともに、第2のふるさとづくりやユニバーサルツーリズム等の定着に向けた環境整備を行う。併せて、公共施設等の一体的・総合的なバリアフリー化等を着実に進めるとあります。

また、先ほどの地方誘客に効果の高いコンテンツの整備につきましては、1、国立公園の魅力向上とブランド化、2、国際競争力の高いスノーリゾートの形成、3、歴史的資源を活用した観光まちづくりの推進、4、文化観光の推進、5、スポーツツーリズムの推進、6、農泊の推進、7、地方誘客に資する各種のコンテンツの整備と、まるで長和町のためにあるような施策が提言されています。

まず、最初の質問になりますが、長和町長期総合計画の中で、推進施策3として観光の振興を打ち出し、目指す方向として、1、観光資源の再確認・発掘と観光ルートの確立、2、町内宿泊施設の利用増加、3、人気イベントの継続と新規イベントの創出、4、観光ガイド等の育成と施設の充実、5、町内観光の利便性の向上、6、インバウンドによる観光の推進の6点を掲げています。

町の産業振興の中で観光産業がどのように位置づけられ、発展させるために、どのような考えがあるのかお尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 町の観光振興策に関する御質問でございますが、荻野議員におかれましては、以前より商工会会員事業者として地域振興や観光施策に関わる事業に携わっていただき、議員となられた現在におきましても、観光振興策に関して町へ提言をいただいております。感謝を申し上げます。

さて、町は、町における総合的かつ計画的な行政運営を図るため、10年ごとに長期総合計画を策定しており、その中で5年ごと前期と後期に分けて策定することとしており、いわば町の基礎となる計画でございまして、行政はこの計画に基づきまして運営をしているものでございます。

現在は、第2次計画の後期基本計画に基づきまして、産業の振興では活力に満ちた産業のまちづくりを目標とし、観光の振興をこの中において策定しておりこの内容に沿い、各種施策を実施しているところでございます。

長和町におきまして、観光産業は主要な産業の一つでございます。また、町内において観光に資する地域資源が数多く存在していると考えておりまして、観光産業は、今後ますます発展する可能性を秘めていると考えておるところでございます。

これら地域資源を有効に活用しながら、前段に申しあげました計画に基づきまして、関係機関団体と連携をし、観光推進施策に取り組んでまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） 次の質問になります。

先ほどの目指す方向の中にある観光ルートの確立とは、具体的にどのように考えているのか。観光ルートといいましても、文字どおり町内の観光地を経由するルートなのか、または観光客が当町へ足を運ぶ際の検討から実行までを示すルートなのか、または観光客が当町の観光施設に興味を持つまでのプロセスなのか、いろいろと考えられますが、町の考えをお尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 中原産業振興課長。

○産業振興課長（中原良雄君） 観光ルートの確立は大変広い分野でございます。

現在、町が関係団体と取り組んでいるものとして、実際に町を訪れていただく交流人口を増やすため、観光客が町へ足を運ぶルートや町内の観光地を巡ったり体験などを通じ、滞在する観光ルートの確立と、旅前後に長和町のファンになっていただくなど関係人口を増やすため、町に興味を持っていただくプロセスを含めた観光ルートの確立を目指しているところでございます。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） 観光ルートの確立について、具体的な考えを質問したのですが、長和町に興味を持っていただくためには、効果的な情宣活動が必要となり、費用が安く効果の高い方法を考えているのか。観光客が長和町に興味を持ってくれたときに、長和町を楽しむためのコンテンツがしっかり提示されているのか。

実際に訪れた際に、観光客目線で考えられた交通手段はあるのか、徒歩や自転車を楽しむための案内は確実にできるのか、いろいろと観光振興では考えなければならぬ項目がたくさんあると思います。これらを具体的に考えていくことが必要だと思います。

次の質問です。

町内宿泊施設の利用増加については、先ほどの長期総合計画の中で、当期のスキー客はスキー場周辺の飲食店やペンション等の宿泊業者をはじめ、町にとっても重要な観光・レクリエーション資源であったと記されています。

当期の重要な観光資源であった2つのスキー場のうち、エコーバレースキー場は既に3シーズン休業となっています。昭和56年に国設エコーバレースキー場として開業して以来、上村愛子さん、藤森由香さん、2人の東京オリンピック入賞者を輩出し、スノーボード愛好者からは聖地と呼ばれ、スキー場開業とともに多数のペンションが開業され、長和町の観光産業を担ってきた大事なスキー場です。この、スキー場の休業について、町はどのように捉えているのかお尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） エコーバレースキー場に関する御質問でございます。

先ほど、原田議員からの御質問とダブリますが、エコーバレースキー場は、農林労働者の冬期就

業の場として、また、商圈拡大、過疎対策などの目的によりまして、今お話しございましたように、昭和56年12月にオープンをし、以来ですね、大勢の皆様に御利用をいただいております。途中、事業者が変更されて現在の状況になっております。

町はですね、令和2年10月営業しないという連絡を受けまして、地域にとって、また町にとって、大変憂慮すべき事態と捉えまして、町の商工会そして観光協会とともに、私もですね、直接、会社に出向き代表者に対し直接営業の継続を求めてまいりました。

併せて、周辺のペンションの皆さんに対する影響が大きいと考えまして、地方創生臨時交付金を活用しまして、事業継続のための各種施策を実施してきたところでございます。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） エコーバレースキー場の現在の運営会社について、町で捉えている概要をお尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 中原産業振興課長。

○産業振興課長（中原良雄君） 現在所有している事業者は、株式会社ブルーリゾートエコーバレーでありエコーバレースキー場が本社となっております。

この会社は東京都に本社のある株式会社ブルーキャピタルマネジメントの代表取締役会長兼社長が代表を務める子会社であり、エコーバレースキー場のためにつくった会社でございます。

株式会社ブルーキャピタルマネジメントは、再生可能エネルギー事業をコアに、ウェルネス事業、デベロップ事業、投資事業など、多方面にわたり事業展開しており、エコーバレースキー場を買収したときには、ほかに3つのスキー場や付随するホテルを買収した経過がございます。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） ここですみません。私の通告した質問のうち、5番、6番は、先ほどの原田議員の質問と重複しますので、割愛させていただきます。

質問7番目に移りたいと思います。

エコーバレースキー場の土地の所有者はどこかお尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 中原産業振興課長。

○産業振興課長（中原良雄君） こちらで把握しているのは、国有林と大門財産区です。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） エコーバレースキー場の土地の所有者は、国と大門財産区ということですが、株式会社ブルーキャピタルマネジメントは再生可能エネルギー、太陽光・バイオマス発電事業、ウェルネス事業、デベロップ事業など、多岐にわたり会社経営をしているようです。エコーバレースキー場において、スキー場以外の土地利用に関しましては、大門財産区とも情報の共有を進めていただきたいと思います。

次に、大門財産区とは姫木平別荘地を含め、これからの観光開発についてどのような協議をしているのかお尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 中原産業振興課長。

○産業振興課長（中原良雄君） 現在、直接には協議を行ってございません。今後このような場を設ける必要があると考えております。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） エコーバレースキー場の休業を受け、地元のペンション、飲食業の経営者とはどのような話合いの場を設けているのかお尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 中原産業振興課長。

○産業振興課長（中原良雄君） 休業時には各種施策について、信州・長和町観光協会を通じて、姫木支部の皆様と話合いを行いました。また、都度このような形で話合いを行っております。

観光協会においては、令和5年度より刷新された信州・長和町観光協会姫木支部理事会においても議題に上がっている状況でございます。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） エコーバレースキー場の休業は、地元の宿泊業者にとっては大変大きな問題であると考えます。スキー場の開業とともに、半世紀近く長和町を訪れる観光客と、いろいろな話を重ねてきたことには大きな価値を持っていることだと考えます。ペンションのお客様には、リピーターのお客様が多いと聞いています。スキーシーズンだけでなく、グリーンシーズンの長和町の魅力についても、たくさんの情報をお持ちだと思います。町の観光振興についても、前向きな意見が聞けるのではないのでしょうか。信州・長和町観光協会を通じ、話合いを深めていってほしいと思っています。

次に、エコーバレースキー場の休業が続くと、今まで当町に訪れていたスノーボーダーを失ってしまうこととなります。スノーボード文化も熟成が進み、またスキーヤーと一緒に冬山を楽しむことにも慣れてきている現在、株式会社マウント長和とも話し合い、ブランシュたかやまスキー場でもスノーボードの受入れができないかと考えていますが、町の見解をお尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 中原産業振興課長。

○産業振興課長（中原良雄君） 先般、株式会社マウント長和の小林社長より、スノーボードの検討について発言がございました。スキーヤーオンリーのスキー場を転換していくのは、大変難しいことであると推測されますが、このままスキーヤーのみにこだわっていれば、スキー場の存続にも影響する可能性もありますので、株式会社マウント長和において、しっかりと議論を重ねていただいた上で、町は総合的に判断をしてまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） 私も、町近隣のスキー場でスキーを楽しむ機会があります。スノーボードの文化も本当に熟成され、ファミリーで小さなお子様たちとスノースポーツを楽しむファミリー、グループでスキーを楽しむ壮年層、多種多様なグループが混在しておりますが、お互いを尊重して雪を楽しむ様子を拝見しています。スノーボードのメッカとしてスノーボーダーに愛されたエコー

バレースキー場に通っていただいたお客様たちを逃がさないよう、緊急感を持って株式会社マウント長和と検討をしていただきたいと考えています。

次に、ペンション経営者の中では、個人の努力によってグリーンツーリズムの実践をしてきた方がいらっしゃいますが、町内の遊休農地の対策も含め、町内農業従事者と宿泊者の農業体験のためのマッチング事業など、町として関与することができないのかお尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 中原産業振興課長。

○産業振興課長（中原良雄君） 農林水産省では、グリーンツーリズム事業を緑豊かな農村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型余暇活動と定義し、その推進を提唱しております。

当町におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による事業縮小や、各種体験、学習の受入れ関係者の高齢化に加え、長年にわたって中核を担っていただいたコーディネーターが勇退されたことなどにより、受入れが難しく事業の在り方そのものが岐路にある状況ではあります。

一方、道の駅エリア活性化推進事業の一環として、古町地区の圃場に体験農場を整備し、体験メニューの充実を図る取組が進められているところでもあります。

御質問にあります町内農業者と宿泊者のための農業体験のマッチングについては、何よりも受入れ先となる農業者の理解が重要であると考えますので、観光協会と連携し観光客のニーズを捉えるとともに、農地利用最適化推進委員等の地元関係者の意向等も踏まえ、相互に情報共有を図りながら、外部人材の登用も検討し、地域の実情に応じた事業のやり方を検討してまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） 実際に宿泊業者の中で、これらの取組に活動してきた方もいらっしゃいますので、実質的な意見等をお聞きするのも大事なことかと思えます。

次に、長和町では過去、パラリンピック、トレイルランなど幾つかのスポーツイベントがありましたが、なぜ継続ができないのかお尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 中原産業振興課長。

○産業振興課長（中原良雄君） 各種イベントにおきましては、一過性のものも多く、定着しない場合もございます。トレイルラン大会につきましては、平成23年の第1回を皮切りに中止となった年もございましたが、令和4年の第12回大会まで継続をしております。

信州・長和町観光協会、長和町スポーツコミッションでは、令和6年にトレイルラン大会を再開する方向で動いております。

今年度中止となった原因でございますが、今まで大会企画運営をしていた会社との間で、あつれきが生じてきていたこと、昨年の大会の運営がかなりずさんであったこともあり、今年度見直しを図る時間が必要となりました。

今後一過性によらない継続的なイベントの開催運営が行われるよう、信州・長和町観光協会、

長和町スポーツコミッションと連携をしてみたいと考えております。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） 少しスポーツのほうから離れますが、姫木平、鷹山、男女倉地区にはレッドリストに載るような、絶滅危惧のある植物の植生があったようですが、町はその現状をどのように捉えているのかお尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 中原産業振興課長。

○産業振興課長（中原良雄君） 山に見られる植物につきまして、山岳ガイドをしている方から現状把握を行いました。この地域では、以前は春から初夏にかけておよそ35種類程度、夏から秋にかけても種類は違いますが、およそ35種類程度楽しむことができました。

現在、鹿などの獣害により、春は5種類程度、夏、秋は10種類程度が見られるものとなっています。

長野県環境部自然保護課から長野県版レッドデータブック・レッドリストが示されており、姫木地区、鷹山地区、男女倉地区などに把握しているものでは、1種類存在していますが、獣害により見られなくなっています。ただし、姫木のペンションなどで、周辺が守られている場所や獣害柵に囲まれているような場所では植生が守られています。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） ペンションのオーナー個人の努力によって守られている植生もあるようですが、町としてもそれらに対する援助等を考えていただきたいと思います。

次に、長和町町内において、ハイキング、トレッキング、沢登り、カヌー、カヤック、MTB、ロードサイクリング、ボルダリングなど町内でも観光客に楽しんでもいただけるスポーツの提案はたくさんあると思いますが、国の予算で活動する長和町スポーツコミッションからの新しい提案はあるのかお尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 中原産業振興課長。

○産業振興課長（中原良雄君） 長和町スポーツコミッションでは、今年度から新しい取組として、和田中跡地の教室をボルダリングジムに改修し、これをきっかけに和田中を拠点としたスポーツと観光の発信地化を目指しています。

また、全日本自転車競技連盟による信州・長和町タイムトライアル大会の開催、冬季に姫木平ホワイトバーチキャンプ場にて、雪板という長野県発祥のスポーツアクティビティを展開し、ニュースポーツによる新たなファン獲得に向けた取組を行っていく予定をしております。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） すみません、私の勉強不足で雪板というスポーツですとか、全然分かりませんので、長和町スポーツコミッションのほうより町民に対して、こんな面白いスポーツがあるぞとか、そういう御教授等いただければありがたいと思います。

長和町スポーツコミッションでは、スポーツ庁の予算で新しい取組に多々チャレンジしていただ



いているようですが、この試みがうまく機能しスポーツツーリズムとして、観光客誘致につながることを期待しています。ただ、町民の皆様には長和町スポーツコミッションのことをもっと知っていただく手だてを町として考えていただきたいと思います。

次に、町の観光振興の目指す方向の中に、観光ガイド等の育成と施設の充実とあり、先ほどの質問でもあったように、長和町の自然を観光客に紹介するには、ネイチャーガイド等が不可欠であると考えますが、町としてはこの課題にどう取り組んでいくのかお尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 中原産業振興課長。

○産業振興課長（中原良雄君） 霧ヶ峰・美ヶ原中央分水嶺トレイルを中心とした、自然観光を発展させるべく現在、信州・長和町観光協会において検討をしております。

課題といたしまして、人材が必要であると要望されていることから、町では地域おこし協力隊制度などの外部人材の登用を検討してまいりたいと考えております。将来的にはこの人材が、自然観光ガイド組織の立ち上げによる霧ヶ峰・美ヶ原中央分水嶺トレイルの運営を担える組織にできるよう支援したいと考えております。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） 観光のためには、多種多様なガイドが事業として必要になってくると思います。ただ、事業として成り立つためには多くの問題が立ちはだかってくると思います。観光振興に必要不可欠なガイドではあると思いますが、ぜひ行政の強力な支援をお願いしたいと思います。

次に、長和町の町外へ向けた町の様々なアピールはとても少なく、内容も乏しいと思います。長期総合計画の観光振興の施策方針で、観光ネットワークの整備があり、観光情報の発信拠点の整備充実を図ります。インターネット、Wi-Fi環境の整備により、情報発信の充実を図ります。との記載がありますが、それはどの部署がどのように、いつ実行するのかお尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 中原産業振興課長。

○産業振興課長（中原良雄君） 町は、観光防災によるWi-Fi環境の整備を行い、町内各所29施設及び周辺にて御利用いただいています。町の情報発信分野及び拠点は町情報広報課が担っていますが、観光による情報発信や発信拠点は信州・長和町観光協会が行っています。アピール不足であるとの御指摘を踏まえ、今後さらなる充実を図ることができるよう、観光協会とさらなる連携を図りながら実行してまいりたいと考えています。

また、町の新しいホームページとの連携についても検討してまいりたいと考えています。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） 長和町の景観のすばらしい場所、特有の植物、歴史遺産などをSNSで紹介することはできないのか、観光振興を重視する市町村では公的なフェイスブック、X（旧ツイッター）、インスタグラム等のSNSを活用しているところが多数見受けられますが、当町としてはどのようにお考えかお尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 中原産業振興課長。

○産業振興課長（中原良雄君） 観光分野における公的なSNSは、信州・長和町観光協会がアカウントを作成し、情報発信をしております。観光情報について、内容の充実を図りながら、今後とも引き続き観光協会において行ってまいります。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） SNSを利用することは、以前の広告代理店等をお願いしていた情宣活動と比べ、費用対効果は大変高いと考えられます。その意味では、専門の人材を育て、観光振興の一翼を担ってほしいと考えています。

次に、eバイクを利用したレンタサイクル事業が展開されているようですが、現在の運用実態はどのようなものかお尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 中原産業振興課長。

○産業振興課長（中原良雄君） 信州・長和町観光協会、長和町スポーツコミッションにおいて、レンタサイクル事業を展開しております。今年度は通常のマルメロの駅内にある観光案内所だけではなく、夏季限定となりますが、7月22日から8月25日の間、姫木の森の敷地内にある旧ピステ2に、臨時の姫木平観光案内所を設置し、そちらでもレンタサイクルの貸出しを実施いたしました。

姫木地区での利用促進として、観光協会会員施設へ宿泊していただいたお客様には、特別割引として500円ディスカウントするなどの会員との連携も実施しております。

最終的に、姫木案内所での利用者の大半は、意外なことに別荘利用者が中心で、5台の利用がありました。別荘の住人いわく、新しい魅力や楽しみ方を探しているとのことでございます。

マルメロの駅内観光案内所ですが、現在まで今期の一般利用はかなり悪い状況で、3台の利用でございますが、近隣市町村の事業者による大口貸出しが2回ほどあり、計25台の利用となります。理由といたしまして、今年の異常な暑さやPRの手法が問題かと推測されます。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） 先ほどの質問のレンタサイクル事業のこれからの展開についてお尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 中原産業振興課長。

○産業振興課長（中原良雄君） 長和町スポーツコミッションにおいて、旧和田中学校跡地を拠点とすることから、今後和田地区でのレンタサイクル事業の展開を皮切りに、町内に幾つかの拠点を設け、レンタサイクルの乗り捨てができる体制を整えてまいりたいと考えております。また、下諏訪町との協働事業において、両町相互で観光連携を図ってまいりたいと考えていることから、一つのゴールとして下諏訪町まで乗り捨てができるような体制を行えたらと考えております。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） サイクリングを楽しむために、今まで見落とされてきた町内の観光資源や見どころを効率よく巡れるマップや案内などもアプリとして提供できる、新しいコンテンツの開発

も必要ではないかと考えています。

次に、公共の交通機関を利用する長和町を訪れる観光客について、交通の利便性について町はどのような手段を考えているのかお尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 中原産業振興課長。

○産業振興課長（中原良雄君） 町の、情報発信分野及び拠点、すみませんでした。観光客からの問合せにて公共交通機関の御案内を行うことがあります、そのときにはバス、タクシーなどの御案内をしております。観光客にとっては決して利便性がいいとは言えない状況です。

観光誘客にとって二次交通の検討は大変重要であると認識していますが、現状は宿泊施設など各施設の皆様が工夫をして集客しておりますので、公共交通の検討の中でこうした皆様からの御意見を伺い、反映できることはしてまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） さる8月3日に視察に訪れました山梨県身延町では、週末、観光のための新しい路線をオンデマンド交通網に加えた話をお聞きしました。これから、多様化する観光客に対し、交通の利便性は必須事項だと考えられます。当町でもオンデマンド交通を考えられるときに、ぜひ観光客へのことも考えていただきたいと思います。

次に、観光事業を推進するための町内の組織は、どのようなものが現在活動しているのかお尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 中原産業振興課長。

○産業振興課長（中原良雄君） 町内に観光事業を推進する個別団体は各種ありますが、組織としては信州・長和町観光協会、長和町商工会、長和町旅館ホテル組合、長和町スポーツコミッションが挙げられます。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） 現在、挙げられたそれらの組織を統括し、有機的に機能させる仕組みがあるのかお尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 中原産業振興課長。

○産業振興課長（中原良雄君） 現在は、観光事業者で構成されています信州・長和町観光協会や事業者組織の長和町商工会が各団体を統括している組織であると認識しております。現在、有機的に機能させる仕組みづくりとしてはありませんが、将来的には長和町観光協会、または長和町スポーツコミッションがその役割を担うようにしたいと考えております。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） 観光事業を町の産業として発展させるためには、人員を配置し、予算をつけ、企画から予算づけ実行まで、ある程度民間企業が利益を生み出すようなプロセスが必要だと思いますが、町はどのように考えるのかお尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 中原産業振興課長。

○産業振興課長（中原良雄君） 町は、信州・長和町観光協会へは人員に対する予算や運営に関わる予算づけを行っております。民間企業が利益を生み出すようなプロセスは、しっかりとした人材を確保した上で、DMO観光地域づくり法人となり得る組織が必要となります。その組織が、信州・長和町観光協会であるのか、長和町スポーツコミッションなのか、現状は定かではありませんが、先ほどの有機的に機能させる仕組みと同様に考えてまいりたいと思います。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） 私の最後の質問になります。

官民協働で観光振興を考えると、コロナ禍を経験した今、町の観光産業に多大な貢献をしてきてくれた宿泊業者、飲食事業者とともに町の観光施策についていろいろな展望について、具体的に話をするよい機会だと思いますが、町としてどう考えているのかお尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 中原産業振興課長。

○産業振興課長（中原良雄君） 町はその都度、長和町商工会及び信州・長和町観光協会の皆様と、意見交換を行っております。

最近では、コロナ禍による事業者支援や誘客に関することを協議してまいりました。今後、将来的な観光施策の展望について、話し合う機会を積極的に設けていきたいと考えております。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） 長和町の観光振興策において、信州・長和町観光協会と長和町スポーツコミッションに対する期待が大きいようですが、観光白書では観光地や観光産業の稼ぐ力の好循環による持続可能な観光地域づくりを求められています。

今後の観光では、持続可能な観光、消費額拡大、地方誘客促進など、質を重視した観光地の稼ぐ力を実現し、地域社会経済の持続可能性を将来にわたって存立する役割が期待されています。宿泊施設等の上質化投資や、景観改善など観光地の再生・付加価値等に取り組む地域事例分析では、個人旅行者の上質なサービス需要に対応した宿泊単価上昇や、魅力的な景観を生かした飲食店等の開業など雇用につながっています。

国内外の旅行者にとっても、地域に根づいた自然や文化、地場産業など、暮らしに関わるコンテンツが魅力的な非日常的体験として価値が高まりつつあります。この好機を稼ぐ力に変えるため、世代を超えた住民と様々な異業種が参画し、地域のストーリーを磨き上げ、付加価値の高い体験型観光商品により、潜在の魅力を高め、地域への観光消費を住民の雇用と所得、地域の税収に還元し循環していく、持続可能な観光地域づくりが期待されています。

このように稼ぐ力をつけ、持続可能な観光地域づくりを推進するためには、もっともっと行政の主導的な活動が必要であると感じられます。

行政、地域住民、信州・長和町観光協会、長和町スポーツコミッション、商工会等が一体となり、長和町における持続可能な観光地域づくりが実現できることを期待し、私の一般質問を終了いたします。

○議長（森田公明君） 以上で、3番、荻野友一議員の一般質問を終結いたします。

---

◎散会の宣告

○議長（森田公明君） 以上をもちまして、一般質問は全て終了いたしました。  
会議を閉じ、散会いたします。

---

散 会 午後 1時46分



第 4 号

( 9 月 20 日 )

## 議 事 日 程

令和 5 年 9 月 2 0 日

午前 9 時 3 0 分 開議

長 和 町 議 会 議 長

- 日程第 1 議案第 4 4 号 令和 4 年度長和町一般会計決算の認定について  
(町長提出)
- 日程第 2 議案第 4 5 号 令和 4 年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）決算の認定について  
(町長提出)
- 日程第 3 議案第 4 6 号 令和 4 年度長和町国民健康保険歯科診療所事業特別会計決算の認定について  
(町長提出)
- 日程第 4 議案第 4 7 号 令和 4 年度長和町後期高齢者医療特別会計決算の認定について  
(町長提出)
- 日程第 5 議案第 4 8 号 令和 4 年度長和町介護保険特別会計決算の認定について  
(町長提出)
- 日程第 6 議案第 4 9 号 令和 4 年度長和町同和地区住宅新築資金等貸付特別会計決算の認定について  
(町長提出)
- 日程第 7 議案第 5 0 号 令和 4 年度長和町観光施設事業特別会計決算の認定について  
(町長提出)
- 日程第 8 議案第 5 1 号 令和 4 年度長和町和田財産区特別会計決算の認定について  
(町長提出)
- 日程第 9 議案第 5 2 号 令和 4 年度長和町上水道事業会計決算の認定について  
(町長提出)
- 日程第 1 0 議案第 5 3 号 令和 4 年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計決算の認定並びに剰余金の処分について  
(町長提出)
- 日程第 1 1 議案第 5 4 号 長和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について  
(町長提出)
- 日程第 1 2 議案第 5 5 号 令和 5 年度長和町一般会計補正予算（第 7 号）について



- (町長提出)
- 日程第 1 3 議案第 5 6 号 令和 5 年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算  
（第 2 号）について
- (町長提出)
- 日程第 1 4 議案第 5 7 号 令和 5 年度長和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）  
について
- (町長提出)
- 日程第 1 5 議案第 5 8 号 令和 5 年度長和町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）につい  
て
- (町長提出)
- 日程第 1 6 議案第 5 9 号 令和 5 年度長和町同和地区住宅新築資金等貸付特別会計補正予  
算（第 1 号）について
- (町長提出)
- 日程第 1 7 議案第 6 0 号 令和 5 年度長和町観光施設事業特別会計補正予算（第 2 号）に  
ついて
- (町長提出)
- 日程第 1 8 議案第 6 1 号 令和 5 年度長和町和田財産区特別会計補正予算（第 1 号）につ  
いて
- (町長提出)
- 日程第 1 9 議案第 6 2 号 令和 5 年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計補  
正予算（第 1 号）について
- (町長提出)

追 加 議 事 日 程 (第 4 号の追加 1)

令和 5 年 9 月 2 0 日

長 和 町 議 会 議 長

- 日程第 1 議案第 6 3 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて  
(町長提出)
- 日程第 2 議案第 6 4 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて  
(町長提出)
- 日程第 3 議案第 6 5 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて  
(町長提出)
- 日程第 4 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
(町長提出)
- 日程第 5 議案第 6 6 号 令和 3 年度 元災台風 1 9 号豪雨災害復旧事業沢田・沢田 2 建設工事請負契約の変更について  
(町長提出)

令和5年長和町議会9月定例会（第4号）

令和5年9月20日 午前 9時30分開議

出席議員（9名）

2番	龍野一幸	議員	3番	荻野友一	議員
4番	佐藤恵一	議員	5番	田福光規	議員
6番	羽田公夫	議員	7番	原田恵召	議員
8番	小川純夫	議員	9番	渡辺久人	議員
10番	森田公明	議員			

欠席議員（1名）

1番 阿部由紀子 議員

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	羽田健一郎	君	副町長	高見沢高明	君
教育長	藤田仁史	君	総務課長	藤田健司	君
企画財政課長	宮阪和幸	君	建設水道課長	龍野正広	君
こども・健康推進課長	小林義明	君	町民福祉課長	藤田孝	君
情報広報課長兼会計管理者	上野公一	君	産業振興課長	中原良雄	君
教育課長	笹井佳彦	君	地球温暖化・景観対策担当課長	西田裕康	君
総務課長補佐	遠藤剛	君	代表監査委員	丸山淳子	君

議会事務局出席者

事務局長	米沢正	君	議会事務局書記	齊藤照恵	君
------	-----	---	---------	------	---

◎開議の宣告

- 議長（森田公明君） おはようございます。  
長和町議会第3回定例会を再開いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
- 

◎日程第1 議案第44号 令和4年度長和町一般会計決算の認定について

（町長提出）

- 議長（森田公明君） 日程第1 議案第44号 令和4年度長和町一般会計決算の認定についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告を求めます。

渡辺決算特別委員長。

- 決算特別委員長（渡辺久人君） 令和5年9月7日、8日、今定例会において決算特別委員会に審査付託となりました議案第44号 令和4年度長和町一般会計決算の認定について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

担当係からの説明の後、質疑を行いました。

最初に議会事務局。委員から、議員視察研修について、飯田市・高森町において太陽光発電事業、水力発電事業について視察を実施したかの質問に、飯田市においては太陽光発電事業について視察を行い、高森町ではペーパーレス化に向けて議会運営でタブレット端末を導入した取組について視察を行いましたとの回答。

次に会計課。委員より、インボイス制度に対応するための該当する特別会計2会計はどの会計かの質問に対し、上下水道事業会計と別荘会計の観光施設事業特別会計です。国保、介護保険会計などは福祉的要素が主で、消費税の課税取引がないため該当しませんとの回答。

次に、総務課総務係支所係になります。委員より、決算書の和田支所の電気料には診療所分が含まれているのかの質問に対し、含まれています。一旦全て町で支払った後に、病院、歯科、商工会、JAへ請求して負担金として頂いています。収入として光熱水費分等113万9,107円となっていますとの回答。

次に選挙管理費。選挙に当たり、巡回バスの増便など行ったのかの質問に対し、特に臨時バスの運行などは行っていません。通常のダイヤでの御利用をお願いしていますとの回答でした。

次に消防費についてです。消防団女性団員数は何名かの質問に対し、令和3年度、221人中26名、令和4年度、225名中27名との回答でした。

令和4年度防災士育成費用について実績はあったのかの質問に対し、令和4年度の実績はゼロで

す。今後についても引き続き消防団幹部などに取得を働きかけていきたいと考えていますとの回答でした。

次に、住民主導型避難体制構築事業について、意欲のない区へ働きかけは行うのか。働きかけてほしいとの要望に対し、自主防災会長などに声かけなどを行い、意欲、件数の増加を図っていきますとの回答でした。

消防団員と自治会、区のコミュニケーションが希薄になっているように感じる。行政参画などに対して予算づけを検討していただきたいとの要望です。

次のページになります。

税務係。相続人調査が困難とのことだが、どれくらい調査件数があるのか。また、課税困難案件はどれくらい増加しているのかの質問に対し、令和5年4月から見ても30件以上行っており、相続人の人数が正しいか等を調査しています。また、相続放棄等により不納欠損した固定資産税の件数も、令和3年の22件に対し、41件に増加していますとの回答でした。

相続登記を行うよう催促はできないか。また、不納欠損が倍近くになっているが、課税困難案件への何らかの対応は取れないのかの質問に対し、町内者で亡くなられた方の手続に親族が来庁された際は、相続人代表者を届出してもらうので、その際の相続登記についても案内しています。町外者については、相手方から連絡がないと亡くなられたことが把握できないので、連絡があれば対応しています。相続の意思があればよいが、債権があったりすると相続放棄されてしまうので、今のところ対応を取るのには難しいとの回答でした。

次に、委員から、太陽光発電施設による地目変更による調定増とあるが、どれくらいの面積でどれくらい増えたのかの質問に対し、主たる対象地区は入大門の日山地区で、対象の土地は38筆、合計面積は4万2,423平米。参考税額ベースで令和3年度に対して163万2,000円の増額となっているとの回答でした。

徴収嘱託員はずっと2名でやっているのか。また、年々徴収額が減っている理由と徴収嘱託員に係る費用は幾らかの質問に対し、合併以降ずっと2名体制で実施しています。徴収対象者が年々減っているため、徴収額も減っている状況です。徴収嘱託員に係る報酬は、令和4年度は196万4,696円ですとの回答でした。

相続登記が義務化されるが、現在、相続登記していない者も対象になるのか。相続登記しない場合の罰則はあるのか。また、義務化が課税困難案件に対する対応策となる可能性はあるかとの委員からの質問に対し、令和6年4月1日から義務化されるが、新たに生じる相続登記はもちろん、既に生じている相続登記も対象になり、裁判中など正当な理由もないのに3年以内に相続登記を行わないと10万円の過料が課されると聞いています。義務化によって相続登記をする方が増えると予想されるので、課税困難案件の増加に対する対応策になると期待していますとの回答でした。

次に、情報広報課情報広報係になります。DTP用の特殊なソフト使用に関する指導はどのように行われているかとの質問に対し、今のところ、前任からの引継ぎで行っています。今後の職員配

置の状況によっては外注等も考えていかなければならないかもしれませんとの回答でした。

次のページになります。

情報管理費。書かない窓口になれば、パソコンは必要なくなるのかの質問に対し、マイナンバーカードや運転免許証で本人確認するため必要ありません。また、券面読み取り機能を使えば名前や住所等の入力も省略できますとの回答でした。

次に、ケーブルテレビ施設運営費です。滞納者の対応について誰が行われているのかの質問に対し、ケーブルテレビ滞納分は情報広報課の担当係長が対応していますとの回答でした。

次に、企画財政課まちづくり政策係になります。令和4年度の田舎暮らし体験住宅の利用者数及び空き家バンク登録数を教えてほしいとの質問に対し、田舎暮らし体験住宅の利用者数は16組、空き家バンク登録数は13件ですとの回答でした。

次に、来年2月に任期満了となる地域おこし協力隊、その後、新規隊員の募集等は考えているのかの質問に対し、総務省の通知で新型コロナウイルス感染症の影響を受けた隊員は最長2年間の延長する処置を講じることができることから、来年2月以降も長和町で活動を続ける予定ですとの回答でした。

次に、包括連携協定の締結について、これまで新型コロナウイルス感染症を理由に進んでいないが、今後の予定はの質問に対し、令和5年度において、現時点でジャパンイニシアチブと大学の地域連携室との打合せが進められている状況で、近々、長和町と地域連携室の打合せが行われる予定ですとの回答でした。

次のページになります。

財政係。委員より、基金がどれくらいあってこの先どのように減っていくか見通しが分からない。財政推計はいつ作成するのかの質問に対し、現在、作成方法の検討を進めています。今年度中に策定し、今後の基金状況も含めてお示しいたしますとの回答でした。

次に、新町一体感醸成基金を取り崩して依田窪医療福祉事務組合負担金を充てているが、今後の見通しというのは財政推計で示されるのかの質問に対し、依田窪医療福祉事務組合の負担金は財政推計に載せていかなければならない項目と考えています。現在、新町一体感醸成基金を取り崩していますが、今後5、6年で終わってしまうことは病院側に事あるごとに説明しています。負担金を縮減できるかどうかしっかり検討していかなければならないと考えていますとの回答でした。

次に管財係になります。町有施設全体で電気代は約1,700万円増額となっている。基本料金の見直し等を行い節減に努めてほしいとの質問要望です。令和4年11月に基本料金等プランの見直しを行ったが、電気料金の推移を見ながら再度の見直しも含めて検証していきますとの回答でした。

次に、未利用の公有財産の払下げや貸付け等の実績はの質問に対し、町有財産の払下げについては3件ありました。新規の貸付けはありませんとの回答でした。

次に、委員より、町営・公営住宅の修繕については計画に基づいて行われているのかの質問に対

し、取り崩しや単純な修繕に有利な起債がないことから、先送りになっています。ただし、老朽化の度合いや緊急度を考慮し、応急的な修繕については行っていますとの回答。要望として、公営住宅は定住移住の大きな要因の一つであるので、横断的な取組をお願いしますとの要望です。

次に、建設水道課建設耕地係については、質疑ありませんでした。

次のページになります。

産業振興課農政係。委員より、農地の集約を推進している中で、目標面積と現状の集積面積はどのようにになっているかの質問に対し、水田の約50%は担い手農家へ集約されています。農地全体として、畑地も含めると約20%となっています。本日の資料提出の中でこの回答が一部示されておりますので御覧ください。

次に、東京農大の長久保芹沢圃場の管理状況がよくないとの質問に対し、圃場の管理については、面積が広く管理が行き届かない部分もありますが、定期的な除草作業に加え、学生の実習において、除草作業や獣害防止柵のメンテナンスを行っていますとの回答。

次に、マルシェ黒耀の指定管理料について、今後どのようにしていくのかの委員からの質問に対し、来年度の予算編成に向けて、マルシェ黒耀の営業状況等を検証しつつ、対応してまいりたいと考えていますとの回答でした。

次に林務係になります。長和町内のニホンジカが減少しているとあるが、その根拠は何かの質問に対し、地区の差がありますが、実際に捕獲に関わる人の話と、樹木の皮剥被害の減少から判断をしていますとの回答でした。

松くい被害木がこの1、2年間で増えてきていると感じるが、年間600立米の伐倒薫蒸で処理できるのかの質問に対し、伐倒薫蒸だけでなく樹種転換による大規模な駆除も計画的に行われているため対応できていると考えていますとの回答でした。

次に、町内でニホンザルの目撃情報が多く寄せられているが増えているのかの質問に対し、常に移動しており定着はしていないことから増えていると判断はできませんが、注視はしていますとの回答でした。

ニホンジカは減少しているようだが、民家近くの畑でも被害が出ている状況である。そういった状況も把握しておいていただきたいの質問に対し、畑などの被害は個人で守っていただく必要があるため、知り合いにわなの設置を依頼するか、狩猟免許を取得し自分で駆除するものであると認識していただきたいと考えていますとの回答でした。

次のページになります。

商工観光係。ふれあい食堂に対し経営支援金を支出したが、経営状況はどうなっているかの質問に対し、以前と比較しお客様が戻ってきており、収支は上向いていると聞いていますとの回答でした。

次の質問です。企業誘致について、造成地はどこを予定しているのか。現状、具体的にあるわけではなく、今後、既存の町内企業やBCP対策にて他市町村からの企業誘致を考えれば、造成地は

必要であると考えていますとの回答でした。

次に、スポーツコミッションのこれからの事業費の見込みはどのように考えているのかの質問に対し、現状、国——スポーツ庁になりますが一からの補助金で運営ができています。今後は、事業による自主財源の確保に加え、補助金などやクラウドファンディングなどによる財源確保について検討をしていきますとの回答です。

次に、姫木平自然の家の農大以外の利用状況について教えてほしい。また、施設のW i — F i 環境について利用者から充実を図ってほしいと要望があるが、いかがかの質問に対し、もともと八王子市の施設であったことから、団体では八王子市の小中学校が多く利用しています。そのほか個人のお客様の利用もあります。施設のW i — F i 環境につきましては、運営会社である株式会社マウント長和へ伝えますとの回答でした。

町内だけではなく、立科町や下諏訪町など広域的に視野を広げてそれぞれの資源を活用し、つながりを持って計画することはできないかという要望に対して、自転車に関する実証事業を行ったことがありました。新和田トンネル無料化以降、黒耀石遺跡や中山道などの事業を取り組み始めています。隣接市町村と事業連携を図り、形にしたいと考えていますとの回答でした。

次のページになります。

こども・健康推進課子育て支援係、保育園係になります。委員から、土曜希望保育利用者のながと保育園と和田保育園の内訳を知りたいの質問に対し、ながと保育園児は261人、和田保育園児9人で、和田保育園の利用率は3.3%ですとの回答でした。

和田保育園の園児数が減少しているが、今後の予定はどうなっているかの質問に対し、保育園と小学校は一緒に考えなければならないと思います。都心の子育て世帯が長和町に移住体験する事業を観光協会が計画しており、和田保育園での保育体験を予定しています。保育園の活性化につながればと思いますとの回答でした。

委員から、和田保育園の観光協会の事業は、いつまでに何をするのか具体的に決まっているのかの質問に対し、国の補助金により、観光協会により10月中旬から令和6年1月末まで、移住体験の実証実験を行う計画があり、子供さんは和田保育園を利用する予定です。9月下旬に保護者説明会を開催したいと考えていますとの回答でした。

次に、健康づくり係になります。委員より、出生率が伸びている。町のアピールとしてホームページに載せる等の取組ができないか。発信するに当たって他市町村の比較をしたほうがよいと思うとの要望。回答として、今回ホームページリニューアルがあり、子育て支援は独自のホームページもあるので発信したいと考えていますとの回答でした。

次に、信州大学の健康推進医学講座は今年度最後だが、この目標は達成できそうなのか。医師は今後減少するのかの質問に対し、肝炎の採血検査は3,000人に達し、6割となり統計的なデータは取れる状況となりました。病院において医師確保の計画は立てられていますとの回答でした。

次に、高齢者の保健事業では75歳から85歳までが対象だが、それ以上の方のケアや対応はど



うしているのかの質問に対し、85歳以上の方は独り暮らしの方も多いため、重症化予防の関わりというよりは、医療機関を受診しているかどうか、健診受診後の保健指導の際に確認していますとの回答でした。

次のページになります。

町民福祉課窓口係。転入転出について、どういう理由なのか調べてあるのかの質問に対し、窓口係の届出に関しては、関係法令に基づき実施しておりますので、その理由をお聞きすることはできません。県でアンケートを行った経過があります。移住対策が必要であれば考えますとの回答でした。

委員より、マイナンバーカードで、長和町ではひもづけの作業について誤作動がなかったか。1名が返納されたということだが、その理由は何かの質問に対して、当町では、今のところひもづけに対して問題はないということで総点検の対象外となっています。1名の返納者は、国が信用できないということで返納されています。

福祉係になります。福祉医療給付事業における重度心身障がい児者の支給者数251名とは、年齢も関係なく町全体の対象者数かの質問に対し、あくまでも福祉医療給付事業における支給者数となりますが、年齢は関係なく、町全体の対象者数となりますとの回答です。

次に高齢者支援係になります。災害時避難行動要支援者登録について、データで活用ができていのかの質問に対し、避難行動要支援者の個別避難計画を作成し、社会福祉協議会の簡単マップに登録し、マップ化することになっています。主担当は総務課になるが、個別避難計画作成に向け、福祉等関係事業所に説明会を実施し、予算措置後、来年より計画作成ができるよう進めているところですとの回答でした。

次に福祉企業センター。施設が老朽化しているが、利用者から改修等の要望はないのかの質問に対し、全利用者・全指導者と面談を行い、施設設備等についての要望があるか確認をしているが、現時点では改修等の要望はありませんとの回答でした。

次のページになります。

生活環境係、総務管理費。横断歩道の旗について、危険な箇所があるので、横断歩道旗等は新年度に町で設置できないのか。随時、担当で危険箇所を把握してほしいとの要望に対し、全箇所の把握は難しいが、要望があった際は交換等の対応は行っていますとの回答でした。

委員より、和田上組の通学路は利用することがないため、現状維持ではなく、他の方法も検討していただきたい。また、街灯を使用しないため撤去してほしいとの質問要望に対し、通学路の見直しは教育委員会に伝えたいと思います。防犯灯の撤去については、通学路の見直し等が終わった次の段階で判断していきたいと思います。現場の確認や地域の方に意見を聴きながら進めていきたいと思いますとの回答でした。

現在まだLED化されていない防犯灯は全体でどの程度あるのかの質問に対し、長和町町内の防犯灯は全体で986基あり、自治会・区所有のもので未LED化のものは82基、町所有のものは

140基ありますとの回答でした。

次に保健衛生費になります。EV充電器の保守委託料、光熱費が多くかかっているが、水道光熱費250万円、保守委託料220万円かの質問に対し、光熱水費254万3,107円、保守委託料235万2,900円との回答でした。

次に、地域猫の令和4年度の実績が79匹とあるが、地区ごとの内訳はの質問に対し、資料提出されまして、申請者11人、7地区との回答でした。

次に清掃費。生ごみ堆肥は順調に成分等は仕上がっているのかの質問に対し、業者から成分分析表等の結果を頂いているが、現状、異常数値等の報告はありませんとの回答。要望として、重金属などの確認は行ってほしいとのことです。

次に林業費。河川愛護活動で、高齢化の理由で活動を中止したい旨の相談があると記載されているが、実際にはどのくらいの団体から相談が来ているのかの質問に対し、休止団体2団体との回答でした。

次のページになります。

教育費、学校教育係。給食費の財源は、過疎債のソフト事業を充てているが、安定的な財源を検討すべきではないかの質問に対し、平成30年度から給食費の無償化に取り組んでおり、財源について検討した結果、過疎債のソフト事業を充てました。今後、財政係とも検討をしていきますとの回答でした。

次に、小学校の大規模改修について、30年前はアスファルトルーフィングで施工したが、今回はどのような施工方法かの質問に対し、長門小学校の大規模改修について、外壁の補修と塗装、窓枠の補修を行い、屋上に防水シートで防水槽を作り、雨漏り対策を行いましたとの回答でした。

小学校の統合については、保護者の話を聞く機会はあるのかの質問に対し、和田小学校については、山村留学や小規模特認校の研究も進めています。保護者の声も考えていますとの回答でした。

小規模特認校について、研究を進めているが、いつ頃から導入予定かの質問に対し、和田小学校だけでなく長門小学校の保護者にも制度について理解を頂く必要があるため、2学期に制度についてお知らせをし、アンケートを行いたいと考えていますとの回答でした。

次に、奨学金について、基金の状況や地元へ就職した方への奨学金を給付することは考えていないのかという質問に対して、貸付けの資金は足りている。地元企業に就職した場合の償還の減額については考えていませんが、奨学金の基金を含め、全体的な町の予算も考えながら検討していきますとの回答でした。

次に、経田小学校との交流会は今後も実施していくのかの質問に対し、保護者やコミュニティスクールの協力について、今後検討しながら、交流会は続けていきますとの回答。長門小学校も合わせた交流の体制はできないかとの要望でした。

次に、社会教育係、保健体育費についてです。古町コミュニティセンターの駐車場は不足ぎみと思われる。要望として、隣接の古町グラウンドを一部専用駐車区画にする等の検討をしていただき

たいの質問に対し、現状では必要に応じて古町グラウンドも駐車場として利用していただくようにしていますとの回答でした。

公民館関連講座の申込者数の状況、申込み期限などはの質問に対し、参加者の高齢化と新型コロナウイルスの感染拡大により、参加者は減少しました。申込者拡大のための講座内容の見直し、新講座の企画も考えることも必要だと考えます。講座募集時のチラシ等に講座ごと参加費用についても示したほうがよいと思うという要望に対して、講座の途中入会でも年会費全額を頂くことのご了解が得られれば受理していますとの回答。要望については検討させていただきますとの回答でした。

次のページになります。

文化財係。長久保宿全体の保存整備についてはどのように考えているのかの質問に対し、本陣のほかに釜鳴屋や辰野屋、馬宿など、史跡追加指定や登録文化財を目指すこととしています。木曾の妻籠宿のような町並みや全体の保存整備は難しいと思いますが、核となる建物の保存整備を中心に、町並み全体の保全を行っていきたいと考えていますとの回答でした。

次に、昨年の12月から立岩和紙の継承というテーマで地域おこし協力隊員が1名着任しているが、現状はどうなっているのかの質問に対し、紙すきを指導する方と隊員との間で意見の相違や、指導する方の体調不良もあり、指導については中断しています。10月頃から再開して集中的に紙すき技術の修練を行っていく予定ですとの回答。

次に、協力隊員が、和紙の里の体験を手伝っているということだが、和紙の里は教育委員会の管轄ではないので、費用の切り分けなどを行っているのかの質問に対し、紙すき体験を手伝いながら技術を学んでいることもあり、現在は費用を切りつけていません。将来的に一人で体験指導ができるようになれば、費用を請求するなどの切り分けを行っていきたいと思いますとの回答。要望として、住民への説明責任もあるため、明確にしていきたいとのこと。

次に、委員から、職員2名と矢島國雄名誉教授の3名でオランダ・イギリスへ渡航しているが、公務なのか。また、東芝国際交流財団の助成金80万円のみで賄えたのかの質問に対し、オランダ・イギリスへの渡航は公務となります。渡航にかかった経費については、全体で約185万円となり、そのうち80万円に助成金を充てていますとの回答でした。

事業の変更について事前に説明や予算を組み替えるなどの対応が必要だったと考えるが、また議員への説明が結果的に行われていないがどう考えるかと委員からの質問に対し、国際交流実行委員会において説明を行い、承認を頂いていますが、事前に説明の場を設けるべきだったと考えますとの回答でした。

国際交流事業は現在イギリスから来ることが難しくなっている。イギリス側から来ることが難しい現状では、当初の計画が成り立たないのではないかの質問に対し、隔年での交流が難しくなっていますが、再開に向けてイギリス側の担当者とも協議を行っています。イギリスからの来日については、相手方の事情もありますので、再開の実現に向けて検討していきたいと考えていますとの回答です。

次に、長和町は1年おきに大使を募集し、事業を継続していくということかの質問に対し、そのとおりですとの回答。要望として、向こうからも来るとというのが本当の意味での交流だと考えるので、しっかりと検討していただきたいとの要望です。

次のページ、人権男女共同参画係になります。施設の狭さが課題だが、小学校や古町コミュニティの利用も含め、対策は考えているのかの質問に対し、小学校長より前向きな返事を頂いていますので、具体的に進めていきたいと思えます。古町コミュニティは今のところ、児童クラブとしての利用は難しい状況ですとの回答。

支援員の中に、子供の療育に関する専門知識のある職員がいたほうがよいと考えるが、会計年度任用職員として配備する考えはあるのかという質問に対し、人事部局と相談しながら検討していきたいと思えますとの回答でした。

以上で全ての審査を終了し、討論なく、採決の結果、全員賛成で議案第44号 令和4年度長和町一般会計決算は認定すべきものと決定いたしました。

以上、報告といたします。

○議長（森田公明君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終わります。

次に、本案に対する討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより議案第44号を採決いたします。本案の採決は起立により行います。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定とすることに賛成議員の起立を求めます。

（全 員 起 立）

○議長（森田公明君） 全員賛成。御着席ください。よって、議案第44号は委員長報告のとおり認定されました。

ただいま10時2分です。10時15分まで休憩といたします。

休 憩 午前10時02分

---

再 開 午前10時15分

○議長（森田公明君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

---

◎日程第2 議案第45号 令和4年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）決算の認定について

（町長提出）

◎日程第3 議案第46号 令和4年度長和町国民健康保険歯科診療所事業特別会計決算の認定について

（町長提出）

◎日程第4 議案第47号 令和4年度長和町後期高齢者医療特別会計決算の認定について

（町長提出）

◎日程第5 議案第48号 令和4年度長和町介護保険特別会計決算の認定について

（町長提出）

◎日程第6 議案第49号 令和4年度長和町同和地区住宅新築資金等貸付特別会計決算の認定について

（町長提出）

○議長（森田公明君） 日程第2 議案第45号から日程第6 議案第49号までを一括して議題といたします。

本案に対する委員長の報告を求めます。

田福社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（田福光規君） 社会文教常任委員会では、9月13日に委員会を開催し、今定例会に提案され、委員会付託となりました案件について審査を行いました。議長の指示に従い、順次結果を御報告いたします。

議案第45号 令和4年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）決算の認定についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、質疑応答を行いました。討論なく、採決の結果、全員賛成により認定すべきものと決定いたしました。

質疑応答の内容は以下のとおりです。

国保税率の改定により国保税賦課総額が上がっているようだが、収納率も上がっているように見受けられる。税率改定による影響はないという解釈でよいかとの問いに対して、国保税率の改定は、県の保険税統一に向け、資産割を他の所得割、均等割及び平等割に配分するため、保険税が上がる世帯と下がる世帯がありますが、バランスを見ながら税率を検討しています。収納率は、国保税滞納世帯に短期証を発行することにより、折衝機会を設けている等の成果であると思われれます。また、税率改定において、事業費納付金額等の状況を毎年度確認しながら、被保険者の急激な負担増を避けていることも要因と考えていますとの答弁でした。

議案第46号 令和4年度長和町国民健康保険歯科診療所事業特別会計決算の認定についての審

査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成により認定すべきものと決定いたしました。

議案第47号 令和4年度長和町後期高齢者医療特別会計決算の認定についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、質疑応答を行いました。討論なく、採決の結果、全員賛成により認定すべきものと決定いたしました。

質疑応答の内容は以下のとおりです。

一般会計繰入金とはどのようなものか。町が負担する割合は決まっているのかとの問いに対して、一般会計繰入金は、事業費繰入金82万5,000円、保険基盤安定繰入金2,276万4,300円の計2,358万9,300円となっています。このうち基盤安定繰入金については、低所得者や被保険者保険の被扶養者であった被保険者における保険料軽減措置分の補填であり、県が4分の3、町が4分の1で負担するものです。上記内容について、後刻、補足資料の提出は行われませんでした。

次のページに行きます。

議案第48号 令和4年度長和町介護保険特別会計決算の認定についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、質疑応答を行いました。討論なく、採決の結果、全員賛成により認定すべきものと決定いたしました。

質疑応答の内容は以下のとおりです。黒丸部分を読み上げていきます。

特定入所者介護予防サービス費の実績額が大幅に下がった理由はとの問いに対して、特定入所者介護サービス費とは、施設入所者等の食費と居住費について、所得に応じて負担限度額が決定されており、差額分を介護保険から給付するものです。死亡等を含め、施設利用者が減少していることが主な要因ですとの答弁でした。

議案第49号 令和4年度長和町同和地区住宅新築資金等貸付特別会計決算の認定についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、質疑応答を行いました。討論なく、採決の結果、全員賛成により認定すべきものと決定いたしました。

質疑応答の内容は以下のとおりです。

本人が死亡した後、相続人に引き継いだ事例は何件あるか。返済の意志はあるのかとの問いに対して、4件あり、それぞれ相続しております。少しずつですが、返済をしていますとの答弁でした。

以上で報告を終わります。

○議長（森田公明君） 委員長報告が終わりました。

最初に、議案第45号 令和4年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）決算の認定について

ての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 討論を終わります。

これより議案第45号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(森田公明君) 全員賛成。よって、議案第45号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第46号 令和4年度長和町国民健康保険歯科診療所事業特別会計決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑を終結し、討論を行います。討論はございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 討論を終わります。

これより議案第46号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(森田公明君) 全員賛成。よって、議案第46号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第47号 令和4年度長和町後期高齢者医療特別会計決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑を終結し、討論を行います。討論はございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 討論を終わります。

これより議案第47号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(森田公明君) 全員賛成。よって、議案第47号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第48号 令和4年度長和町介護保険特別会計決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑を終結し、討論を行います。討論はございますか。

(「なし」の声あり)

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより議案第48号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第48号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第49号 令和4年度長和町同和地区住宅新築資金等貸付特別会計決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論はございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより議案第49号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第49号は委員長報告のとおり認定されました。

---

◎日程第 7 議案第50号 令和4年度長和町観光施設事業特別会計決算の認定について

（町長提出）

◎日程第 8 議案第51号 令和4年度長和町和田財産区特別会計決算の認定について

（町長提出）

◎日程第 9 議案第52号 令和4年度長和町上水道事業会計決算の認定について

（町長提出）

◎日程第10 議案第53号 令和4年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計決算の認定並びに剰余金の処分について

（町長提出）

○議長（森田公明君） 次に、日程第7 議案第50号から日程第10 議案第53号までを一括して議題といたします。

本案に対する委員長の報告を求めます。

原田総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（原田恵召君） 総務経済常任委員会は、9月12日に委員会を開催し、今定例会に提案され、委員会付託となりました案件について審査いたしました。議長の指示の下、順次結果を報告いたします。



まず、議案第50号 令和4年度長和町観光施設事業特別会計決算の認定について。

担当者から説明後、審査に入りました。

審査の内容は次のとおりです。

学者村別荘地山の家代替施設に係る床面の排水はどうなっているのかの質問に対し、代替施設の床面に排水口等はありませんので、毎朝8時40分に施設トイレの確認を行う際、床に雨だまりがあれば、大型スーパーにて排水しますと答弁がありました。

契約更新や解約希望者からの苦情はどのようなものがあるのかの質問に対し、学者村別荘地の管理費平準化に関する苦情をはじめ、解約時に、区画が狭かった、崖地だった等、購入当時の苦情が寄せられています。

他に質疑なく、討論なく、全員賛成により、議案第50号は認定すべきものと決定されました。

次に、議案第51号 令和4年度長和町和田財産区特別会計決算の認定について。

担当者から説明後、審査に入りました。

質疑なく、討論なく、全員賛成により、議案第51号は認定すべきものと決定されました。

次に、議案第52号 令和4年度長和町上水道事業会計決算の認定について。

担当者から説明後、審査に入りました。

審査の内容は次のとおりです。主なものを報告いたします。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用したのは7月から10月までとなっているが、それ以降は水道料金を値上げしたということかの質問に対し、料金の値上げは行っておらず、交付金を活用して7月から10月までの基本料金を減免いたしましたと答弁がありました。

11月以降は通常どおりということかの質問に対しまして、元に戻ったということであると答弁がありました。

消火栓交換工事は今後予定している箇所はあるかの質問に対し、令和5年度においても1基修繕しており、修繕が必要になった場合はその都度修繕を行っていきますと答弁がありました。

耐用年数を超過している消火栓はどの程度あるのかに対し、消火栓は町全体で979あり、耐用年数40年を超過している消火栓は約330になりますと答弁がありました。

下に参りまして、広域での水道共同化に向けた今後の方向性について説明をお願いしたいに対しまして、上田から長野までの間の設備を統合する話が進んでいるほか、有事の際に給水車や発電機を手配することができる体制づくりや塩素を共同で購入するといった方向の話が出ていますが、まだ話合いの段階ですと答弁がありました。

共同化することで経費を削減できるものがあれば積極的に進めていただきたいの質問に対し、会議でも、話し合いだけにならないよう、できることは進めるよう意見をしているところであると答弁がありました。

ポンプアップしている配水池は何箇所あるのかの質問に対し、別荘地内はほぼ全てで、その他、古町深井戸、滝ノ沢など長門地域はほとんどの配水池でポンプアップしていますと答弁がありました。

た。

他に質疑なく、討論なく、全員賛成により、議案第52号は認定すべきものと決定されました。

次に、議案第53号 令和4年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計決算の認定並びに剰余金の処分について。

担当者から説明後、審査に入りました。

審査の内容は次のとおりです。

マンホールカードとはどのようなものか。長和町のマンホールカードはないのかの質問に対し、マンホールカードは、カードを通じて下水道に興味を持ってもらうことを目的としています。長和町ではマンホールカードを制作していないが、今後制作することも検討していきますと答弁がありました。

マンホールカードは有料で配付するののかに對しまして、無料で配付するものになりますと答弁がありました。

減災積立金とは債権を早期に償還するためのものかの質問に対し、企業債の償還に要する資金とするため利益剰余金を減債積立金として積み立てたいと思えますと答弁がありました。

他に質疑なく、討論なく、全員賛成により、議案第53号は認定すべきものと決定されました。

以上、報告いたします。

○議長（森田公明君） 委員長報告を終わります。

議案第50号 令和4年度長和町観光施設事業特別会計決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論はございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより議案第50号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第50号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第51号 令和4年度長和町和田財産区特別会計決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論はございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより議案第51号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長

報告のとおり認定することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第51号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第52号 令和4年度長和町上水道事業会計決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論はございますか。

(「なし」の声あり)

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより議案第52号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第52号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第53号 令和4年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計決算の認定並びに剰余金の処分についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論はございますか。

(「なし」の声あり)

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより議案第53号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第53号は委員長報告のとおり認定されました。

---

◎日程第11 議案第54号 長和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

(町長提出)

○議長（森田公明君） 次に、日程第11 議案第54号 長和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告を求めます。

田福社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（田福光規君） 議案第54号 長和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての審査結果を御報告いた

します。

担当課の説明の後、質疑応答を行いました。討論なく、採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

質疑応答の内容は以下のとおりです。黒丸の部分を読み上げます。

保育園内部の児童虐待の監視について、何か対策を行っているかとの問いに対して、保育園では、年3回開催される町の児童進行管理に参加し、情報共有しています。また、保育園内へ意見箱の設置や苦情窓口を設け、何かあった際は意見をお聴きする体制を整えていますとの答弁でした。

以上で報告を終わります。

○議長（森田公明君） 委員長報告を終わります。

議案第54号 長和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論はございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより議案第54号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第54号は委員長報告のとおり可決されました。

---

◎日程第12 議案第55号 令和5年度長和町一般会計補正予算（第7号）について  
（町長提出）

○議長（森田公明君） 次に、日程第12 議案第55号 令和5年度長和町一般会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告を求めます。

まず、総務経済常任委員会に付託された議会事務局、総務課、企画財政課、情報広報課、産業振興課及び建設水道課の所管する補正予算について、委員長の報告を求めます。

原田総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（原田恵召君） 議案第55号 令和5年度長和町一般会計補正予算（第7号）について、主なものを報告してまいります。

担当者から説明後、審査に入りました。

審議内容は次のとおりです。

議会係。ハードディスクの購入について、PDF化したデータの保存については、クラウド上で保存するのではないかの質問に対しまして、PDFデータはワードやエクセルで作成したデータを

パソコン上で保存するため、データ保存できる容量を増やすためにハードディスクを増設するものです。したがって、クラウド上での保存は行いませんの答弁がありました。

総務係、税務係、質疑なし。

次に、まちづくり政策係。空き家バンクホームページ管理委託は、既存の業者または新しい業者に委託するのか。予算額が安くないかの質問に対しまして、委託する業者は全く未定です。役場ホームページ一新に併せて検討します。ホームページの物件の更新等は職員が行う仕様のため、安価となっていますと答弁がありました。

財政係、質疑なし。

情報広報係。エアコンと自動ドアの修繕の業者はどこかの質問に対しまして、エアコンは地元業者、自動ドアは近隣町村の業者、緊急性があったため、情報館のこれらの設備に詳しいこの2社を選定しましたと答弁がありました。

情報館は商工会のもので借りているのか。町の建物なのかに対しまして、商工会館に向かって右側、観光協会のある部分から奥は情報館であり、町の建物ですと答弁がありました。

次に農政係。畜産振興費の工事請負費について、2、3年前に新設した加工施設と同様の場所なのかの質問に対しまして、駐車場のトイレの西側にある平成12年に設置した施設が該当しますと答弁がありました。

広報費は、信濃毎日新聞に掲載する和田宿ステーションのイベント広告費用と説明があったが、どのようなものを考えているか。一面広告か、半面広告か。費用面で企業の協賛は得られるのかの質問に対しまして、紙面の3分の1程度の大きさで、テレビ欄をめくった社会面の右下を希望していますが、人気の掲載場所であることから費用的な事情もあり、地域欄等へ変更になる可能性もあります。協賛を得られれば費用を軽減することが可能であるため、現在、委託業者を通じて、町内事業者等への依頼・交渉を進めているところだと答弁がありました。

マルメロの駅ゲヤの看板取付けの費用は、町が10分の10負担するのか。今後も同様に対応するのかの質問に対しまして、看板の設置者は町であるため、町が10分の10を負担します。マルメロの駅の商業施設は各事業者が所有しているため、頻繁に事業者が変更になることはないものと考えていますと答弁がありました。

次に林務係。前年度と比較して捕獲頭数が減る根拠と、予算以上に捕獲された場合の捕獲報償費はどうなるのかの質問に対しまして、補正予算の根拠として前年度の月ごとの捕獲頭数を比較した結果、減ると判断しました。予算以上に捕獲された場合には補正予算で計上させていただき、支払いをいたしますと答弁がありました。

災害復旧で町単工事の計上があるが補助事業にならない理由は何かに対しまして、国庫補助事業となった被災箇所へ行くための林道内で、長年放置され埋まった水路の土砂撤去、支障木伐採、軽微な路面整備など、災害でなく維持管理の問題であるものは補助対象外であり、実地査定において土砂で埋もれた機能していない水路が災害の原因になると指摘されていることから、それらを町単

で工事を行いますと答弁がありました。

次に、商工観光係。長和町スポーツコミッションに対する補助金は複数年度のものか、単年度なものか対しまして、申請している補助事業については単年度のものであり、年度ごと申請し採択を受けていますと答弁がありました。

補助金は、突然切れてしまったり、何年も受けられたりすることがあるのかの質問に対し、補助金はいつ終了するか分かりませんし、不採択となることもあります。補助金申請を継続しながら、他の財源確保について検討してまいりますと答弁がありました。

地域おこし協力隊2名の活動内容について教えてほしいとあり、商工観光係に配属されています協力隊2名につきましては、信州・長和町観光協会にて業務をしています。観光振興を軸に長和町スポーツコミッションの運営を主として業務をしていますと答弁がありました。

地域おこし協力隊2名は同じような目的で来ているのか。また、事業を展開していく方向性を考えて協力を得ているかの質問に対しまして、地域おこし協力隊については、町からのミッションを与えてその内容に沿った活動をしています。協力隊の皆様はそれぞれの活動を通じて3年後の独立に向けた事業展開を図っていますと答弁がありました。

次に建設耕地係。長久保ののり面崩落箇所の復旧工法と延長等を教えていただきたいの質問に対し、令和4年7月の大雨によって崩れ、丸太柵工にて30万円程度で復旧した経過があります。今回、再び崩れてしまったため、より頑丈なふとんかご工延長16メートルにて復旧する予定ですと答弁がありました。

次に、今回は応急工事という説明だが、本復旧工事について、施工箇所と時期を教えていただきたいとの質問に対し、この工事については、場所は野々入地区です。本復旧工事の時期については、補助事業等を勘案して検討いたしますと答弁がありました。

各課の質疑も終了し、討論なく、採決の結果、全員賛成により、議案第55号は可決すべきものと決定されました。

以上報告いたします。

○議長（森田公明君） 次に、社会文教常任委員会に付託された町民福祉課、こども・健康推進課及び教育課の所管する補正予算について、委員長の報告を求めます。

田福社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（田福光規君） 議案第55号 令和5年度長和町一般会計補正予算（第7号）についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、質疑応答を行いました。討論なく、採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

質疑応答の内容は以下のとおりであります。黒丸の部分を読み上げさせていただきます。

まず、町民福祉課です。福祉係。低所得者支援給付金事業費の50世帯分の増額理由と、非課税世帯が急激に増加しているとするれば、その原因は把握しているのかとの問いに対して、所得確定前

の見込み計上であったため、確定による増額となります。また、ここ数年の非課税世帯に対する給付金の対象世帯数と比較しましても、今年度に急激な増加はないと思われますとの答弁でした。

次のページに行きます。

現時点における防犯灯のLED化はどの程度なのかとの問いに対して、令和5年度9月現在、自治会・区所有の防犯灯で未LED化のものが全体の8%、町所有のもので未LED化のものが全体の14%になっている。全体では78%がLED化済みですとの答弁でした。

補正予算の説明なので、どこにどれだけ予算を使うのかははっきりしていただきたいとの問いに対して、今回は、高所作業車等の使用により事業費が増額してしまったため増額補正をお願いしているが、高所作業車の台数等の細かい数値を後ほど説明させていただきますとの答弁で、後刻、資料を提出されました。

丸子クリーンセンターの緊急修繕は、全体でどの程度の費用かとの問いに対して、全体で7,942万8,000円となりますとの答弁でした。

生ごみ処理施設の修繕やクリーンセンター修繕の説明について、ただ説明するのではなく、図面等があると思うのでそれを提示していただき、こういったものが必要だと広域等から言われているという説明がなければ理解が難しいので対応をお願いしたいとの要望に対して、後刻、資料を提出し、説明がされました。

公園管理費について、式典の委託料とあるが、式典はやることが決まっていたと思うが、当初予算に計上しなかったのはなぜかとの問いに対して、こちらは当初時点では決まっておらず、遊具の設置工事を5月の業者選定委員会にかけた際、セレモニーのようなものを実施したほうがよいのではないかと指摘があったため、補正対応としたものですとの答弁でした。

次のページに行きます。

60万円を使うのであれば、式典ではなく町民への周知に使ったほうがよいのではないかと思うが、担当としてどうお考えかとの問いに対して、住民への周知というのは大切であるかと思えます。式典の中身はこれから詳細に決めていくが、遊具ということもあり、子供たちを呼んで、喜んでもらえるような内容にしたいと思っています。例えば、子供たちがくす玉を引っ張るなどの催しを担当として検討しています。それを映像として撮っていただき、町広報や放送で流していきたいと思し、公園施設がどのように変わったのかを周知していきたいと思えますとの答弁でした。

次のページに行かせていただきます。

次に、こども・健康推進課です。子育て支援係。ながと保育園、和田保育園の備品購入費は何を買うのかとの問いに対して、園児送迎バスの置き去り防止のための安全装置購入費です。園児の降車後、運転者等による車内の点検後に確認ボタンを押す方式で国の基準を満たし、装置の設定を予定していますとの答弁でした。

次に、今回の補正とは関係がないが、こども・健康推進課と和田保育園名で保護者に通知が出されている。観光協会が実施する「第2のふるさと事業」とはどのような事業かとの問いに対して、

観光協会が国の補助金を受け実施する事業で、10月中旬から1月末までの間、移住体験を実証事業を行う中で、和田保育園の一室を使い、託児を行いながら和田保育園の園児と一緒に交流や体験をする事業です。こども・健康推進課としては、和田保育園の一室をお貸しし、観光協会で雇用予定の保育士または保育補助者1名が、体験のお子さんについて活動する計画です。和田保育園の活性化や都会から来るお子さんとの交流を楽しんでいただければと思います、事業に協力し推進をたく、保護者の皆様へ事業説明会を開催したいといった内容の通知でありますとの答弁でした。

観光協会の事業であるので、副町長の説明を聞きたいとの問いに対して、移住体験におけるお子さんの保育園体験の受け皿として和田保育園の一室をお貸しして実証事業を行います。それがよければ、何回も来ていただくことで、定住に向けた一つの基礎的なものが生まれてきます。宿泊については、観光協会で和田の古民家を宿泊施設として準備しています。保護者は、テレワークなどにより宿泊施設で仕事ができるようWi-Fi環境を整えています。保育園体験をすることにより、和田保育園の活性化や人口増加を図っていききたいというのが大きな目的です。その協議の中で、子供の預かりについて一時保育の制度では難しいところがあるため、観光協会において保育士を雇用し、保育園の一室を借り、保育園体験を行います。受入れが途切れる場合も、観光協会雇用の保育士は保育園のお手伝いをしていく流れです。また、費用については課長より頂かない方向とあったが、町として支出があるため、観光協会へ請求し支払ってもらうほうがいいのかと思います。細部については、今後町と観光協会で詰めていきます。保護者説明会については、いきなり事業を実施すると、保護者の皆様も懸念が生じるため、説明会を行い、いろいろと変わるのではなく、都会のお子さんを保育園体験で受け入れたいという説明会を催す形です。詳細について何かありましたら、経過について議会の皆さんへも報告をしたいと思っておりますとの答弁でした。

次のページです。

ぜひ詳しい説明をしていただきたい。移住定住策としての一つの形はあると思う。それに対して、今いる保護者の皆さんは、園児が少ないままの状態は変わらないのにもかかわらず、それについては話が置いていかれると感じを受けるところがあるため考えていただきたいとの要望が出されました。

次に健康づくり係です。システム委託料はどのようなシステム改修かとの問いに対して、病院の電子カルテを更新したことにより、町の健康管理システムに町民ドックの健診データを取り込むことができなくなってしまったため、新電子カルテのデータを取り込めるようにするためのシステム改修ですとの答弁でした。

次に、教育課です。学校教育係。理科教材は、補助事業が採択されたので、不足されている教材を購入することになったのか。補助金の申請時期はいつか。教材として必要な物品を予算計上しておき、結果として補助金の対象となるほうがよいのではないかと問いに対して、顕微鏡や電気の学習教材は、必要最低限の数は当初予算で予算計上しているが、国の補助金が採択となったため、購入台数を増やしました。今年の春に申請を行いました。古くなっている教材もあり、すぐに購入



ができない状況もありました。今後は、小学校とも予算作成時に検討してまいりますとの答弁でした。

次に、社会教育係です。古町コミュニティセンター及び山の子学園のテニスコート側の出入口に旧施設名の入った看板がそのまま残っているが、どうする予定かの問いに対して、撤去をする予定ですとの答弁でした。

次のページです。

文化財係です。長久保宿本陣補償料について、物置を設置するためとのことであるが、本来は売買契約の中で取り決める内容ではないかとの問いに対して、昨年度の補助事業で購入した座敷棟の増改築部分は、将来的に撤去して当時の姿に復元する予定でおりますが、補助事業で購入した箇所を撤去するとなると、この部分の補助金を返還する必要があるとの文化庁の見解を受け、売買契約と併せて当初から所有者と協議を行い、増改築部分には補助金を充てずに、代わりに物置を設置する費用を補填するものですとの答弁でした。

次に、男女共同参画係です。児童館の学校施設利用について、進捗状況、スケジュールはどうなっているかとの問いに対して、学校施設利用については、校長先生より前向きな返事を頂いておりますが、7月に打合せをした中で、具体的な案を出すようにスタッフに指示をしています。まだできていない状況ですが、来月には具体策をまとめていきたいと考えておりますとの答弁でした。

以上で報告を終わります。

○議長（森田公明君） 委員長報告を終わります。

次に、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論はございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより議案第55号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第55号は委員長報告のとおり可決されました。

---

◎日程第13 議案第56号 令和5年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）について

（町長提出）

◎日程第14 議案第57号 令和5年度長和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

（町長提出）

◎日程第15 議案第58号 令和5年度長和町介護保険特別会計補正予算（第1号）  
について

（町長提出）

◎日程第16 議案第59号 令和5年度長和町同和地区住宅新築資金等貸付特別会計  
補正予算（第1号）について

（町長提出）

○議長（森田公明君） 次に、日程第13 議案第56号から日程第16 議案第59号までを一  
括して議題といたします。

本案に対する委員長の報告を求めます。

田福社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（田福光規君） 議案第56号 令和5年度長和町国民健康保険特別会計  
（事業勘定）補正予算（第2号）についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたし  
ました。

次に、議案第57号 令和5年度長和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての  
審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたし  
ました。

議案第58号 令和5年度長和町介護保険特別会計補正予算（第1号）についての審査結果を御  
報告いたします。

担当課の説明の後、質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたし  
ました。

議案第59号 令和5年度長和町同和地区住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）につ  
いての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたし  
ました。

以上で報告を終わります。

○議長（森田公明君） 委員長報告を終わります。

まず、議案第56号 令和5年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）  
についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論はございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより議案第56号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(森田公明君) 全員賛成。よって、議案第56号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第57号 令和5年度長和町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑を終結し、討論を行います。討論はございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 討論を終わります。

これより議案第57号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(森田公明君) 全員賛成。よって、議案第57号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第58号 令和5年度長和町介護保険特別会計補正予算(第1号)についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑を終結し、討論を行います。討論はございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 討論を終わります。

これより議案第58号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(森田公明君) 全員賛成。よって、議案第58号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第59号 令和5年度長和町同和地区住宅新築資金等貸付特別会計補正予算(第1号)についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑を終結し、討論を行います。討論はございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 討論を終わります。

これより議案第59号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(森田公明君) 全員賛成。よって、議案第59号は委員長報告のとおり可決されました。

---

◎日程第17 議案第60号 令和5年度長和町観光施設事業特別会計補正予算（第2号）について

（町長提出）

◎日程第18 議案第61号 令和5年度長和町和田財産区特別会計補正予算（第1号）について

（町長提出）

◎日程第19 議案第62号 令和5年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計補正予算（第1号）について

（町長提出）

○議長（森田公明君） 次に、日程第17 議案第60号から日程第19 議案第62号までを一括して議題といたします。

本案に対する委員長の報告を求めます。

原田総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（原田恵召君） 議案第60号 令和5年度長和町観光施設事業特別会計補正予算（第2号）について。

担当者から説明後、審査に入りました。

質疑なく、討論なく、全員賛成により、議案第60号は可決すべきものと決定されました。

次に、議案第61号 令和5年度長和町和田財産区特別会計補正予算（第1号）について。

担当者から説明後、審査に入りました。

質疑なく、討論なく、全員賛成により、議案第61号は可決すべきものと決定されました。

次に、議案第62号 令和5年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計補正予算（第1号）について。

担当者から説明後、審査に入りました。

審査の内容は次のとおりです。

大門のグループホームの下水道工事はこれから実施するのかの質問に対しまして、下水道の工事は完了していると答弁がありました。

ほかに質疑なく、討論なく、全員賛成により、議案第62号は可決すべきものと決定されました。

以上報告いたします。

○議長（森田公明君） 委員長報告を終わります。

最初に、議案第60号 令和5年度長和町観光施設事業特別会計補正予算（第2号）についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論はございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 討論を終わります。

これより議案第60号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(森田公明君) 全員賛成。よって、議案第60号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第61号 令和5年度長和町和田財産区特別会計補正予算(第1号)についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑を終結し、討論を行います。討論はございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 討論を終わります。

これより議案第61号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(森田公明君) 全員賛成。よって、議案第61号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第62号 令和5年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計補正予算(第1号)についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑を終結し、討論を行います。討論はございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 討論を終わります。

これより議案第62号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(森田公明君) 全員賛成。よって、議案第62号は委員長報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。そのままお待ちください。

休 憩 午前11時05分

---

再 開 午前11時16分

○議長(森田公明君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ここで諮りいたします。お手元に配付のとおり、町長から追加案件が提出されております。この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（森田公明君） 異議なしと認めます。よって、これを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

ただいま追加した案件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、本日審議し、即決といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 異議なしと認め、追加した案件は本日審議することに決定いたしました。

---

◎日程第1 議案第63号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

（町長提出）

◎日程第2 議案第64号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

（町長提出）

◎日程第3 議案第65号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

（町長提出）

◎日程第4 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

（町長提出）

◎日程第5 議案第66号 令和3年度 元災台風19号豪雨災害復旧事業沢田・沢田2建設工事請負契約の変更について

（町長提出）

○議長（森田公明君） 追加議事日程第1 議案第63号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてから追加議事日程第5 議案第66号 令和3年度 元災台風19号豪雨災害復旧事業沢田・沢田2建設工事請負契約の変更についてまでを一括して上程いたします。

上程された議案について、町長より提案理由の説明を求めます。

羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 先ほどは9月定例議会に上程をさせていただきました、令和4年度一般会計決算をはじめとする特別会計並びに事業会計決算の認定、条例、令和5年度一般会計をはじめとする特別会計並びに事業会計の補正予算を議決を頂き、感謝を申し上げるところでございます。引き続きの確かつ適正な行政運営に努めてまいりたいと存じます。ありがとうございました。

それでは、本議会に追加議案として提案させていただきました人事案件4件、工事請負契約変更に関する案件について、御説明を申し上げます。

議案第63号から議案第65号の固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてであります。

長和町固定資産評価審査委員の3年間の任期が令和5年12月2日に満了するため、現委員2名の再選任と新たな1名を選任することについて、議会の同意をお願いするものでございます。

次に、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。人権擁護委員の任期が令和5年12月31日に満了するため、現委員1名を再任として推薦するための意見を求めるものでございます。

次に、議案第66号 令和3年度 元災台風19号豪雨災害復旧事業沢田・沢田2建設工事請負契約の変更について、説明をさせていただきます。

この災害復旧事業につきましては、令和元年10月の台風19号による豪雨災害によりまして、頭首工が損壊する被害を受けました沢田地区の災害復旧工事です。この災害復旧工事の変更契約の締結につきまして、地方自治法及び長和町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上追加議案として提案させていただきました議案について、概要のみ説明させていただきましたが、詳細につきましては御審議の際、担当課長より説明を申し上げますので、原案を御承認賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（森田公明君） 提案理由の説明が終わりました。

追加議事日程第1 議案第63号から追加議事日程第3 議案第65号までの固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、3件を一括して議題といたします。

担当課長より詳細説明を求めます。

藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） 固定資産評価審査委員会委員の選任ということでございますが、固定資産評価審査委員会委員につきましては、町の固定資産課税台帳に登録されました価格に関しまして、その不服について審査決定するために、地方税法第436条により、町の固定資産評価審査委員会条例で設置を頂きまして、委員の定数を3名以上と定めているところでございます。

任期につきましては、3年とされておりまして、12月2日で任期満了となりますので、今議会で選任同意をお願いするものでございます。

2ページでございますが、議案第63号での選任につきましては、氏名、竹内克彦、昭和29年1月6日生まれ、長和町長久保150番地111在住でございます。

続きまして3ページ、議案第64号での選任につきましては、氏名、小宮山正幸、昭和24年8月9日生まれ、長和町長久保562番地在住でございます。

続きまして4ページ、議案第65号での選任につきましては、氏名、金山睦夫、昭和36年6月14日生まれ、長和町和田5570番地在住でございます。

説明につきましては、以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（森田公明君） 説明が終わりました。

最初に、議案第63号に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑を終結し、討論を行います。討論はございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 討論を終わります。

これより議案第63号を採決いたします。議案第63号を原案のとおり同意とすることに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(森田公明君) 全員賛成。よって、議案第63号は原案のとおり同意されました。

次に、議案第64号に対する質疑を行います。質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑を終結し、討論を行います。討論はございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 討論を終わります。

これより議案第64号を採決いたします。議案第64号を原案のとおり同意とすることに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(森田公明君) 全員賛成。よって、議案第64号は原案のとおり同意されました。

次に、議案第65号に対する質疑を行います。質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑を終結し、討論を行います。討論はございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 討論を終わります。

これより議案第65号を採決いたします。議案第65号を原案のとおり同意とすることに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(森田公明君) 全員賛成。よって、議案第65号は原案のとおり同意されました。

次に、追加議事日程第4 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

担当課長より詳細説明を求めます。

笹井教育課長。

○教育課長(笹井佳彦君) それでは議案書5ページをお願いいたします。

日程第4 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるということでございます。



現在の人権擁護委員さんのうち1名の方が、今年の12月31日で任期満了となります。候補者の方を法務大臣に推薦するに当たりまして、議会の皆様の御意見を頂きたいというものでございます。

推薦したい方のお名前でございますが、山下英樹さんでございます。生年月日と住所につきましては、議案書に記載のとおりでございますので御覧いただきたいと思っております。

説明は以上でございますが、よろしく願いいたします。

○議長（森田公明君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論はございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） これより、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての採決を行います。本案について原案のとおり適任とすることに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、適任と決定いたしました。

次に、追加議事日程第5 議案第66号 令和3年度 元災台風19号豪雨災害復旧事業沢田・沢田2建設工事請負契約の変更についてを議題といたします。

担当課長より詳細説明を求めます。

宮阪企画財政課長。

○企画財政課長（宮阪和幸君） それでは、追加議案として提出させていただきました変更契約締結案件について、説明のほうをさせていただきたいと思っております。

議案書の6—1ページをお願いいたします。

議案第66号 令和3年度 元災台風19号豪雨災害復旧事業沢田・沢田2建設工事請負契約の変更につきまして、地方自治法第96条第1項第5号、それと長和町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

この災害復旧事業につきましては、令和元年10月の台風19号による豪雨災害によりまして、頭首工が損壊する被害を受けました沢田地区の災害復旧工事でございます。

契約締結につきましては、令和3年9月議会におきまして、契約締結案件として提出させていただき、可決していただいております。その後、インフレスライドなどに伴う契約金額の増額につきまして、令和5年1月13日の議会臨時会におきまして、変更契約締結案件として提出をさせていただき、可決をしていただいております。

今回の変更契約につきましては、仮設水廻しポンプにつきまして、当初設計で想定していたよりも差し水が少なく、ポンプの使用日数が減ったことに伴う減額が主な内容となっております。

契約の目的につきましては、議案書に記載されております工事の変更契約の締結でございます。  
変更前の契約金額につきましては、8,479万9,000円。  
変更後の契約金額につきましては、7,274万3,000円。  
今回の変更によります減額につきましては、1,205万6,000円の減額となっております。  
契約の相手方につきましては、株式会社安田組でございます。  
令和5年9月6日付で仮契約のほうを締結をさせていただいております。  
6—2ページに仮契約書を添付させていただいておりますので、御確認のほうをお願いしたいと思っております。

説明につきましては、以上です。よろしくお願いたします。

○議長（森田公明君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論はございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより議案第66号を採決いたします。議案第66号について原案のとおり可決をすることに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（森田公明君） 以上で、本定例会に提出された案件は全て終了いたしました。

したがって、令和5年9月長和町議会第3回定例会を閉会といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 異議なしと認め、令和5年9月長和町議会第3回定例会を閉会といたします。

---

閉 会 午前11時31分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

長和町議会議長 森 田 公 明

長和町議会議員 龍 野 一 幸

長和町議会議員 佐 藤 恵 一

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

長和町議会議長

長和町議会議員

長和町議会議員